

第六十五回国会 参議院内閣委員会 會議録第十九号

昭和四十六年五月十九日(水曜日)
午後二時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 田口長治郎君
理事 塚田十一郎君
安田 隆明君
足鹿 覺君
上田 哲君

委員 源田 実君
佐藤 隆君
長屋 茂君
山本茂一郎君
渡辺一太郎君
森 勝治君
矢山 有作君
峯山 昭範君
岩間 正男君

國務大臣 文部大臣臨時代理 秋田 大助君

政府委員 行政管理庁行政管理局長 河合 三良君
防衛施設庁施設部長 薄田 浩君
沖繩・北方対策庁長官 岡部 秀一君
文部政務次官 西岡 武夫君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部大臣官房會計課長 須田 八郎君
文部省初等中等教育局長 宮地 茂君

文部省社会教育局長 今村 武俊君
厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君
事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員 大蔵省理財局国有財産第二課長 柴田 耕一君
文部省初等中等教育局特殊教育課長 寒川 英希君
厚生省児童家庭局母子衛生課長 浅野 一雄君

本日の會議に付した案件
○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君 今回の文部省設置法の改正で、特殊教育総合研究所が設立されるということですが、特殊教育総合研究所というものを設置しようという考え方は、これはもう提案趣旨の説明の中でもよく承りましたけれども、私もこれについてたいへん前向きに評価をいたしております。ただ、何をやるのかというところは、論議の初めにひとつ詳しく血の通った説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 率直に申し上げまして、特殊教育は非常に重要でございますし、坂田大臣就任以来、文部省の最も重大な施策のさらにその

一番筆頭である、大学問題と特殊教育のために、自分は生命をささげるといったような御覚悟で、いろいろ今日まで各委員会にもそういう御趣旨のことを言っておられます。と同時に、特殊教育は非常に率直に申しまして、他の一般教育、わが国では明治以後、非常に世界的に見ても教育は相当の先進国と思ひますが、しかし、特殊教育につきましては、遺憾ながら一般教育の普及の陰にありまして、戦後まで十分な特殊教育の振興というところは考えられておりませんでした。率直に申し上げます。したがって、特殊教育といへば、せいぜい盲学校、ろう学校といったようなものが従来からあったにすぎません。戦後、養護学校、特に養護学校でも肢体不自由、病虚弱、精薄、こういうふうなことで、ごく最近になりました。こういう学校の振興に力を入れておるわけでございまして、ところで、教育の機会均等という見地から、特殊教育の子供たちに対してもっとも機会均等ををはかるための施策を進めていかなければならぬ。ところが盲学校、ろう学校もそうでございます。障害児、一例をとれば自閉症の子供につきましても、どのような教育をし、どのような内容、方法の教育をしたらよいのかというところ、これは世界的にも十分でない面もあるようでござい

な学問、あらゆる分野の学問、研究の成果をもとにやっていた。そのためにはどうしても大学等に、もう部分的にそういう研究をしてもらえるところはございますが、総合的にこの問題を研究していく必要がある。さらに、とく大学は学問のための研究、研究のための研究ということになりがちですが、観念的な研究もさることながら、実際にハンディキャップを負った子供たちの教育をどうしていくかということですから、実用的な実質的な教育、その基礎になる研究でなければいけません。

また、こういったことから、坂田大臣就任以後、この問題をもういったような意味で全国の大学の関係者、研究所の関係者、こういう人々の力を結集して、特殊教育総合研究所をつくらせて、早急に教育内容、方法、いろいろなものを検討して、さらに各県で特殊教育の学校がござい

う。二重苦、三重苦の子供に対して、各県でどうしようといつてもなかなかむずかしいのでござい

ます。したがって、各県ではどうにもできないような重症の子供については、特にこの研究所で実際に研究、教育もしていきたい。いろいろな欲ばった面もございしますが、そういったような考えでこの特殊教育研究所をつくっていききたいというふうに考えた次第でございます。

○上田哲君 おしまいのほうの部分をもっと具体的に聞きたいわけですね。初めの部分をいへば、これは抽象的な議論がしばしばできるわけですね。御答弁の中に、機会均等をはかるべきだと言われたのだけれども、はたしてそうだろうか。機会均等がはかれますか。私は原理の問題として、たとえば数量的な、たとえば算術的な機会均等論というものでいいのかわかるところが一つあると思ひます。つまり、機会均等という原則の中で問題を考えるのか、別コースでの教育論、カリ

キニラムということになるのか、その辺は原理の問題であると思います。

この辺の議論をしていると、たぶんそれ自身を総合研究所でやることになるのではしょうがね。私はそういうことが出たら、一般的な機会均等を保障するものであるという言い方で、一体、少なくともこの特殊教育総合研究所の発足の精神がいかにかどうかということだけは、やはり一つ伺っておきたいと思っています。

それから、時間の節約も含めて申し上げるならば、いままでの、数年前からの設立準備というような期間があって、国会などでもいろいろその議論があったわけですが、その辺の意向をくんで、どういうふうの中に織り込まれることになったのか。

それから一番最後の部分で、実践的な面を重視するのだと言われた。あくまでも現場とのつながりで実践的な面を重視するのだというのであれば、ちょっと私の聞き取りによっては、たとえば具体的に、実験児童というおかしなけれども、そうした収容をするを前提としておやりになるように受け取れるので、そうであれば、その辺の計画は将来展望としてどうなのか。一応その三つお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 教育の機会均等という点でございますが、まあこれはあくまでも目標でございますが、教育の機会均等といいますが、各市町村に育つ子供、ろうの子供、養護学校に入るべき子供、いろいろございしますが、その子供たちのために各市町村にいった機会均等は、とても量的にはむずかしいでございます。ただ、理念的な一つの目標といたしまして、こういうハンディキャップを負っているがために、憲法で保障された義務教育も受ける機会が与えられないといったようなことではないので、そういった意味におきまして、教育の機会均等という見地から、ハンディキャップを負った子供たちは、それはそれで例外ではっておけばいいんだということじゃなくて、これは全く一般人と同じなんだ、

教育を受けることについては。ただ教育の内容なり方法ということとは、これは障害児につきましては、一般の普通児と同じようなことを画一的にやったのでは効果がないでしょうから、いろいろ検討いたしますが、私の説明すれば訂正いたしますが、研究所をつくられたのが機会均等ということじゃなくて、特殊教育を推進する目標としては、理念としては、機会均等という考え方から特殊教育というものを充実さしていかなければいけない。そのためにはどのような特殊教育をやっていくか。効果ある特殊教育をやるためには、もっともと教育内容、方法を検討する必要があります。そのためには研究所をつくるということで、研究所をつくるのが教育の機会均等、すぐにそのためというほどストレートの関係ではございせん。

それから二番目の、この特殊教育研究所ができてからの経緯でございますが、まずいろんな方々の御要望等もございまして、文部省自身の反省もございまして、それで、専門家の方々にお伺いいたしましたところ、まず骨格のようなものの御建議でございますが、こういうふうによたらいいだろうというふうな御意見、御建議のようなものをいただきました。そこで、文部省といたしましては、それを予算化するために、協力者会議というものをもちましてやりました。したがって、いままでいろいろな方々の協力を得ておりますが、特に今回の研究所の組織、規模、内容等につきまして、専門の方々のいわゆる協力者会議という、その会議の報告を中心にしてしております。

それから三番目の、実験的と申しますのは、研究所でございますと、とかく学問の自由といったような研究に流れがちですが、そうじゃなくて、直接に、障害児がいる、その障害児の教育をどうしていくか、実際に教育に役立つ、そういう研究を主としてやっていただきたいということでございます。それで、各地に学校がございしますが、研究所が附属学校を持って、各県にあると同じよう

な、ちょうど教育養成大学に付属教育を持ってい、あれと同じようなものを持つのだという意味ではございせん。各県でやるのにはなかなかむずかしい重複障害児、重複障害児、こういった子供、各県ではできないような子供、これを三十名か五十名くらいはそこでやる必要があるのではなからうか、そういう考えでございます。

○上田哲君 第一点のところでは、御説明の部分はわかりました。それで、教育の機会均等というのには理念である。これは言うまでもないことですね。そこで、その理念を実現するについては、対象となるこの子供たちは、普通のコースではだめなんだというところが、そこで次に出てくる原則ですね。だから、そこでは、単なる機会均等の原則論を拡大しようというのではなくて、言ってみれば特殊を徹底する、そういうことになるのだらうと思いませんか。私はそういうことならば、それでけっこうだと思ふのです。ぜひひとつ、一般的な原則の中に無理やりにはめ込もうという方向ではなくして、特殊のコースというものを徹底していくということだろうというふうに理解をいたします。

そうなる一つの問題になるのでお伺いしておきたいのは、学校教育法の七十一條「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」ということは、足りないけれども、何とかそこまで間に合うようにしてみようという意味です。ね、日本語としては、そうすると、この考え方の根底にあるのが、やはり一般原則に、なるべく足りないものを近づけようということであって、特殊の徹底で同じレベルまで行ければ行きたいものだとすることはカテゴリーが違っているのだと思う。その辺のところをまず解明していただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 一般の用語といたしまして、準ずるといふ場合に、ここまでの水準があつて、準ずるといふ場合は、それより若干低いところまで、その水準に近づくとというのが、準ずるといふ語感

でございますが、しかし、私も、ちょっと適切な日本語があれば、そこを直してもいいのです。が、気持ちとしては、水準には近づけていくという意味じゃなくて、気持ちとしては、一般の子供と同じような教育もありますが、特に目の見えない子供であれば、漢字そのものを教えるでもない、これを点字で覚えさせる以外にないか、そういうことがございまして、そういう意味で、全く同じではないが、一般児が読み書きを目を介して見ると同じように、点字等を利用して一般の子供たちと同じことができるような、そういうことで、むしろ準ずるといふよりも、同等ということですが、ただ、教育内容、方法というものが相当違いますので、全く小・中学校と同じ学習指導要領、同じカリキュラムでは、画一的に全く同じものではできない。そういう意味においては、準ずるといふことで、あるレベルより多少低いという準ずるといふ意味では決してございせん。そこで、こころが、そういう意味ではあるいは適切でなければ、今後適切なことばに直すことは、これはやぶさかではございません。

○上田哲君 適切でないことはお認めになっておられるから、私は追及をしません。しかし、それはだめですよ。準ずるといふのは、これはどうしたって決勝の次の準決勝というの、これは四人で争うときに準決勝というのであって、決勝戦とは違うのです。日本では同位のことを意味するというのは、これは詭弁ですよ。準ずるといふのはあくまでもそういう意味なんです。日本古来、そういうふうに使われたことはないのです。準ずるとはイコールであるというの、字引きのどこを見たら、六法全書のことをごひっくり返したって、そういう使われ方は全くない。私は準ずるといふ意味を正確に、正当にとらえて、この法律の考え方は、これではいけないのだと言いたい。普通児と障害児の教育はカテゴリーが違ふんですよ。そこに機会均等なんていうことが出てくるのも、これは障害児をできるだけ一般原則の中に入れて、力の足りないのはおくれでもしうがな

いけれども、できれば間に合せてやろうという考え方だ。それでは、これは幾らやってもだめです。普通児と同じことをやらせろというのは意味がないので、準ずるという幅をたくさんとるしかないことになってしまふ。医師たちのいう植物人間というケースがあります。精神科、神経科に行つてみれば一ぱいいます。全然思考能力がない、心臓が動いておりまゝから人間です。それなら、これは今日の医学においては生き続けさせなければならぬ。なぜならば、人間だからです。人間の尊厳ということからすれば、びんびん働いて大臣をやっているあなた方と、その人たちと比べても、人間の尊厳においては変わりないという哲学があるからです。一律教育、機会均等は、真に人間の尊厳を平等に尊重してない。そういうことを押し広げていった場合に、おくられていることを前提とするのじゃなくて、そのハンディをどう埋め合わせてやるかということになるわけでしょう。だから人間であるから、ここに特殊総合教育研究所をつくるということでは、私は賛成しているわけですが、ところが、あくまでもこれとこれとの関係は準ずるのだということであつたら、かわいそうなやつはできるだけ情けをかけてやろうということしか出てこない。これではいけないのです。せつかく私は前向きに評価するのだから、いまの御答弁の中に、準ずるといふ、適当なことばがあればかえたいということ、それはけっこうだから理解をします。理解はしますが、これは平等な意味なんだという意味にしてしまえば、この子供たちがかわいそうだ。特にそういうことであるなら、議論を起さそうとは思わないけれども、法律に合せて、欠陥を補うために必要な知識、技能、技術を目的とする、足が短かいものを何とか歩けるようにしてやろうという技能、技術を授ける。手の動かないものは何とかな、手を授けてやる、機能の欠陥を補つてやるというところ。人間としてこれは一本である。人間としての活動性、情緒性がなければ、これはきのうの参考人の御意見にありましたけれども、寝ていても味わえるよう

な夏の色、太陽のにおい、そういうものをゆくりなく味わえるようにしてやらなければいけないのだというところに、この特殊教育総合研究所の理念がなければいけないので、これはひとつ次官にその辺は明快に、政治理念として、準ずるなんというのはいさういふものじゃないのだ。しかるべき用語ということがあるが、できればさういふことばにかえよう、さういふ人間として平等に扱うというところが、この特殊教育研究所を設立する意義であるということとをきちつと御答弁していただいてから、次の質問に入ります。

○政府委員(西岡武夫君) ただいま先生からお話を承つておりまして、まことに特殊教育の持つておる基本的な核心に触れるお話でありますので、私も同感でございます。したがって、今後特殊教育の振興のために、ただいま先生の御指摘になりました点を十分踏まえて、いまの準ずるといふ用語の問題についても、これは御指摘のように問題があることは、初中局長からも御答弁申し上げたとおりです。適当なことばがあればこれを改めたいということも含めて、今後取り組んでいきたい、かように思っています。

○上田哲君 よくわかりました。ぜひこのことを、かえたらそうなるということにはならぬけれども、ただいまの御答弁前向きにとりまして、できればこの子供たち、その家族のためにも準ずるといふ——おまえたちは出発点から終結点まで人並みにはいかないのだというふうに押えつけていくのじゃないに、ことばは悪いが、欠陥のある人も人間として平等のところに持つていくのだというところに、ことばをかえると、これは光明が生まれてくると思うのです。これはせつかく御努力をお願いしたいと思います。私も前向きに受け取つて理解をいたします。

そこはひとつ埋めたので、もう少し具体論に戻つて伺いますが、抽象論じゃなくて、問題は、さつきも御答弁になったのは実践論ということでありましたから、実践論ということになると、趣旨説明では承つておりますが、もうちょっとたい

へん興味があることなので、この研究所はどういう部門が置かれて、どういう研究を進めるのか、研究部門と研究の内容、この概要をひとつ抜き出してでもいいから御説明いただきたい。

○政府委員(宮地茂君) これは私もいろいろ考えておりますのは、今年度まだ四十二名の定員しかついておりますので、御承知のように今後三年計画で充実にまいりたいということ、三カ年後のことを頭に描いております部門というところで御説明申し上げたいと思つてますが、視覚聴覚のそれだけの障害教育の視覚障害教育研究、聴覚障害教育研究、それと並びまして精神の教育研究、肢体不自由の教育研究、病弱虚弱の教育研究、言語障害、情緒障害、重複障害教育研究、こゝろといったようなものをできれば一つの研究部というのになしたい。それだけの部の中に室を設けたいと思つてますが、非常にたくさんございませうので、二、三を申し上げますと、たとえば肢

体不自由教育の部では脳性麻痺教育研究室、運動障害教育研究室、言語障害教育研究室、機能障害教育研究室、情緒障害は内因性情緒障害教育研究、外因性情緒障害教育研究といったような、それぞれに二つないし三つの室を設けてやりたい。内容は部なり室の字の示す内容でございませう。それを単なる理論ではなくて、実際に盲学校、ろう学校、養護学校で行なう子供の教育ということを念頭に置いての研究ということでございます。

○上田哲君 四十五年三月に出された特殊総合教育研究所設置準備協力者会議ですか、この報告書によりますと、この研究所が最終的に必要とする職員数は二百十五名ということになっておりますが、それで間違いないかどうか、そのことをどう考えるのか。それで四十二名ですね、そのギャップは一体どういうことになるのか。

○政府委員(宮地茂君) いまおっしゃいました、私もどがお願ひいたしました専門家の先生方の報告として私どものほうへいただきましたのが、完

めましてそういう数字でやるべきであるという御報告をちょうだいいたしました。ただ、私どももその数字にぜひ近づきたいと思つてますが、それこそ準ずるのじゃなくて、そのとおり、あるいは気持ちとしてはそれを上回つてもという気持ちがあります。何分にも大蔵省が、わが国の予算制度では三年後まで約束した数字というのは査定をしないことになっております。三カ年計画でございませうれば、初年度の分だけということ、全体の話し合いがまだ大蔵省とついております。建設と初年度で十月から発足でございます。で、建物の進捗状況も、研究部門だけが今年十月に開設ができるの間に合うわけです。で、研究のほかに研修とか、さらに実験学校、その他相談に來れる方々の相談室、いろんな機能を果たしたいと思つておりますが、建物の関係、発足の十月、諸般のことから、初年度は四十二名とございませうので、あと二カ年の間に二百十五名を目標に、ぜひ先ほど申しましたような研究部と室が置けるように努力したいというふうに考えております。

○上田哲君 どういうもんですかね、さういふ答弁は私は一番いやなんです。あなたと大蔵省がどういふ相談をされたか、したがって、おれのは一生懸命やったが、しかしながら、財政当局は、財政の査定の仕組みはこうなつてゐるんで仕方がないんだという話はいいんです。それはまことに模範的官僚答弁にすぎないんでね。私が聞いているのは、もっと親身で聞いているんです。親身で心配して聞いているんです。私が聞いているのは、十分ではないだらうけれども、この報告書による二百十五名というものは、あなた方が考へておる、これはまあ必要にして十分とはいわないだらうけれども、どうしても必要な数字だと、まあミニマムかもしれないかどうかということ、もう少しなまなましく聞いています。もし二百十五名がなけりゃいかぬというのなら、四十二名で、ゼロよりは四十二倍の進歩ではあるかもしれないけれども、ろくなことはできないじゃ

ないかという意見があつてもいい。前向きに一番はじめから申し上げているんだから、私は大いに大きくしたいと思うし、役に立ってもらいたいと思つてゐる。そいつを、日本の財政の仕組みはこうなんだ、三年も前のことはわからないんだから、これぐらいのところで仕方がないんだじやない。だが被害を受ける、困るじやないですか。日本の財政や査定の仕事からすれば、これぐらいでがまんの上でよろしいというなら、だから文部省としてもこれ以上はできなくてもしょうがないと思つてゐると言つたほうがすなおですよ。それじゃ子供たちがかわいそうじやないかというところで、応援しようじやないですか。たいたい金じやないじやないですか、そんなもん、まことにこれは変な感じですよ。そのところをもうちょっとなまなましく、いまのお話のようなことなら趣旨説明で済むんです。そこをばくちも何とかこれを手を合わせてやりたいと思うから伺つてゐるのであつて、具体的に言ひましようか。

具体的に言へば、研究部門が充足をしたわけだ。その研究部門が六研究部に分かれるわけですね。そして一ないし三つの研究室が置かれるわけですね。そして各研究部はほぼ四名、各研究室は各一人でしょう。どんな研究するんですか、一体。局長は、その一人ずつやるテーマを全部御存じですか。研究室のメインテーマを御存じですか。そうしたら、それが何人でどんなことが出来ますか。やらないことじやないですか、一年間は、それじや意味がないじやないかというのを、私のほうから言うんじやなくて、どうもこれじやぐあいが悪いんじやないかということは言えないだろう。そうすりや次年度、三年次にわたつてもっと努力しようじやないかという共通の努力も生まれようじやないか。私は、おたくのまじめな課長さんがうしろにいますよ。課長さんが何べんか来るわけですよ。それで、これひとつお願いしたいという言い方をします。お願いしたいのはこつちからぐらひです、この問題は。だから、私はもっと大上段に振るかぶつた問題よりも、ひと

つこういふ問題を、ぜひ一生懸命やつてもらいたい。役所でやる仕事とすりやいい仕事です、これは。だからおれのほうからも一生懸命追及するけれども、つまり、たとえ定員でいへばこれぐらゐじや何もできぬじやないか、ないところから始まるんだから、たいへん意欲的だけれども、これじやできないと言へば、いや、これで何とかというところで、何とかというのはいや、いや、いや、いや、それは突き破られたら、与党が困つて野党が万歳という話とは違ふのだから、できないことのほうをしっかりと見えと、それはわれわれも協力しようじやないか、そういうのです、そうなんです。だからみな同じですよ。そういうところ、もうちょっと、これじや困るんだ。もっとやりたいけれどもという話をしてください。そういう話をいましようと思つて議論をしてゐるのだというところを受け取つていただいて、メリットというよりは、デメリットとはいへないでしようけれども、やりにくい部分、ここをこうしたいのだという悩みを率直に聞かしてもらつたほうが、せつかく発足をしたこの意欲のある、意味のある研究所の仕事に対して、私は有意義な議論になると思うのです。また、くどくなつたような感じもしますけれども、そういう意味でもう一べんお答え願ひます。

○政府委員(宮地茂君) まことに御協力賜ひましてありがたく思つておりますし、恐縮に存じております。率直に申し上げて、私も要求した数字より下回つております。正直に申し上げますと、六十一名要求いたしましたのが、初年度四十二名でした。これでまあ私も努力が足りませんことを非常に恥じております。しかし、ただ私の気持ちとして、若干、初年度だからやむを得ないが、これでやつてみようという気持ちには、別に大蔵省を責めるとか、私の力の足りなさを反省しておりますが、大蔵省けしからぬとだけ言えないのは、やはりこれは研究者の方は、まあ理想としまして、目標としまして、りっぱな方をお願いしたいと思つておるわけです。ところで、それでは具

体的にその名前を張りつけてみる、本人の了承とつてあるかということになりますと、内々やつておりますけれども、いまそれじや六十一名張りつけてみるというわけでも、何大学の何教授というのはいや、何名かは張りつけられませんが、ちよつとそういう点ではこれむずかしい面があるわけですね。それと、何ぶんにも十月から発足するんだといつたようなことで、私も三年間を縛られてしまふのなら別として、初年度発足だから、とにかく発足してみようかということだという意味では毛頭ございせんが、そういうことで、率直に申し上げて努力は足りませんけれども、多少私のほうにも、絶対六十一人いなければもう研究できませんという立証もできないというところがございます。(「なまなましくなつてきた」と呼ぶ者あり) まことに率直に申し上げればそういうことです。

○上田哲君 まだ率直じやないけれどもね。それくらいのお話をしたらいいんですよ。それは前半の議論はまだこれまた不満なんです、いま大学の教授にふさわしい研究者がいない。三年たつていますか。そんなこと言つたら、そもそもアッパリーミットの意味がなくなつてくるわけだ。もうそれはそんな話はやめて、なまなましくなつたという声もあつたが、ほんとうにそういう話をしたいのです。じやあ、もう少しほかの側面できましようか。

○政府委員(宮地茂君) いまの先生のおっしゃいますのはごもっともでございますが、一応私どもの計画を聞いていただきたいのですが、建物、その建物のブライオリティが、教育相談室を初年度に建てるべきであつたということになりますと、また話は違ひますが、私もどなたもいたしましては、研究部門というものをまず充足させたい。それから研修をする部門を充足させたい。それから完成年度で実験学校のものをつけてみたい、こういうことは大体協力者会議の方々の御意見でもございまして。そういうことで年次計画をたてました関係上、いま先生が御指摘のところは、実は、この十月までには建築のほうはまだできませんで、第二期工事になつておるわけでございます。そういう関係でございます。

○上田哲君 教育相談業務だけはやれませんか。○政府委員(宮地茂君) この十月に発足しまして、さうそく全国から、研究所ができたから、もう一刻も猶予できないから子供の相談に行こうと思はれる方が来られれば、研究者で相談に応じられるものは私のほうは拒む必要はないと思ひますが、やはり相談機能をはつきりやりますために、は、相談もし、できればその機能検査もしたり、さらに医学的な診断もしたりといったようなことで、ただ口で相談されて口で答えてあげるといふことでない、実質的な検査をしての相談というふうになり、多少、相談というのをもっと幅広く考えております。したがつて、相談に來られて、できる限りの御返事をするという相談は拒みはいたしません。しかし、自信をもつて、どうぞ相談にいらつしやい、十分御指導してあげましようと言ふのは、ちよつと良心的にまだ建物もそろいませんし、研究者もそろいません。と申しますのは、遠隔地から御相談に來られますと、その父兄の宿泊等も、子供と一緒に相談に來られた親御さんが、やっぱり数日は泊まつて、いろいろな検査を受けるという方々も、いろいろな寄宿舍もつく用意もしておるわけですが、そういうものも間に合ひませんので、御相談には応じますけれ

ども、こちからどうぞいらっしやいと言うのは次の年度にいたしたいと思っております。

○上田哲君 そんなら伺いましう。

教育相談業務の最終像はどういうものですか。施設、内容。

○政府委員(宮地茂君) 教育相談施設といたしまして、いろんな検査室と、それから判定室、さらに面接をするような相談室、こういう建物を考えております。それから、その相談に当たりますものとして、心理検査担当職員等八名、それから看護のようなことに従事する者二名、大体十名の者が専任でこの相談室のいわば広い意味での相談員というような計画を考えております。

○上田哲君 建物の広さは。

○政府委員(宮地茂君) 建物は、先ほど申しました三つのものを中心として千五百平米。それから、子供は、母子二十組が親子で泊まれる部屋を考えております。

○上田哲君 検査施設。

○政府委員(宮地茂君) 検査施設、まことに恐縮ですが、多少専門的になりますので、説明員の課長から答弁させてよろしうございましょうか。

○上田哲君 はい。

○説明員(桑川英希君) いま最初に御質問のございました相談関係は千五百平方、局長からお答え申し上げたとおりでございます。

○上田哲君 施設、設備。

○説明員(桑川英希君) 設備でございますか。

○上田哲君 検査設備だ、施設、設備、どんな機械を入れるのだ、そういうことです。

○説明員(桑川英希君) 設備といたしましては、総額にいたしまして約一千万を予定いたしております。その中身はいろいろございしますが、聴覚関係で申しますと、幼児の聴力測定設備、それから耳鼻科検査器、総合補聴器、特性検査装置、音響測定装置、それから運動機能検査具等でございます。それから視覚障害関係におきましては、電子触図複写装置、それから視能訓練用具、平衡機能測定器、それから運動適性検査装置、視覚検査器

具等でございます。それから精神薄弱関係では脳波測定装置、職業適性検査器具一式、心理治療用具一式等でございます。

いまちょっと失礼申し上げました。一千万ではございせんので一億でございます。約一億でございます。

○上田哲君 特別なものはないじゃないですか、つまり、それでよろしい。さっきの御答弁でも、まあ私は専門家ぶるつもりはありませんが、多少の知識はありますから、おっしゃる意味の原則部分は理解できるつもりです。それでいいますと、相談の内容とというのは、検査をすることと話に乗ることだと、そうですね、こういうことになるはずですよ。そこで問題は、話に乗るのは十人のうち三人ぐらいいればいいわけですね。あとはいろいろ検査をするということになるのでしょうか、たぶん。八と二ということであれば。そこで、検査のほうも総額一億じゃないですか。ここに出てくる、たとえば脳波測定器とか、聴力測定器とか、いろんなものは、これはどこにでもあるのですよ。ここでなければならぬというものはないです。私はここで基本的な疑問を提出するのだけども、この研究所の教育相談業務というのは、一体ほかではできないことを高いレベルでやるというスペシャルな、しかもセンターの業務であるかどうか、私はセンター業務ということをねらうということとは正しいと思うのだ。スペシャルなものではありやうがないじゃないですか、こんなものは。普通の病院でできることばっかりだ。そういうことになってみると、この相談業務というものは、初めてこへ来て、耳のぐあいがどうだった、目のぐあいがどうだったといつて検査し直すような人は、こんなへんびなところに行きますか。大体こういう子供たちの問題についての認識がちょっとでもあれば、こういうところへわざわざ遠い道のりを、中央総合研究所みたいなものできたからといって、どうもうちの子供が耳が遠そうに見える、うちの子供は頭がおかしそうに見える、からだの機能が不全のように見えるから、

はかのお医者にかかる前にまずそこへ行ってみようなんという人は百に一人もいませんよ、これは。そういうところではそんなことは——ここに一億円の金、これだつて全部機具じゃないけれども、たいへんなスペシャルなものができるというわけではないのである以上、これは当然教育相談業務というものは、二つに分けた部分の半分——いろいろあちらこちらで悩んでこられたであろうけれども、その上に立って、ほかではない専門家が、いろいろなほかのデータの経験値の上に立ってあなた方に一つの指針を与えようというところにか。もしそうであるとするならば、これは別に——たとえば議論をするならば、こうした施設が設備が整わなくても、書いて持ってくれば済むことですよ、こういう不自由児をかかえている親が、子供を連れてくるほどの親であれば、子供は自分じゃこられない子供ばかりなんだから、子供を連れてくるほどの親であれば、たくさんデータのすでに持っているんですよ、通常は。そのデータの上で話はそこから始められるのですよ。その相談業務をやろうとする熱意があるかどうかということだけだと私は思うから、できることならば十月開始する業務の中に教育相談業務を入れたらどうかと言っている。しかも、その一億円の金が具体的に動いていかないうちは、来年度にならないと動いていかないうちは、来年度にない。ありましようけれども、いまここで具体的にだから少し意地悪く聞いてみたけれども、私程度の知識を持っている人ならスペシャルなものではないんですよ。二十家族を泊めるような施設をつくる、たいへんけつこうだ。ぜひそれをやっていただきたい。たとえば世田谷の国立小児病院、八百人が娯楽していますよ。泊まるところが。だから帰っちゃう。これは私はいずれ厚生省のときにじっくりやるつもりだけれども——厚生省来ていますか、また帰っちゃった……。これはじっくりやりますけれども、そういうことであれば、その施設をつくってくれる、特にへんびな

ところだから、そういうものをつくっていただくことはけつこうだと思ふ。しかし、こういうところまでわざわざやってくる親の心理というのはもつと大事ですよ。たまたまこに來れば宿泊施設が付属しているから、来るか来ないかじゃないですよ。ほんとうに親身になって——どこへ行っても確信が持てる結論が出ないのですよ、こういう種類のものは。これが問題なんです。だから私はこういうセンターのようなものができることに賛成をするんであって、とにかくここへ伺いをすれば安心だと、東大の医学部なんというのを半分そういう意味を持っています。できてもできなくても、ここが行きどまりなんだから、ここで死ぬならしかたがないというある種の問題があるわけでしょう。そういう症状なんです。どんながんなばつたつてこの子供たちの不幸というのは救えない、絶対値があるわけだから。そういうことかという、この間の参考人がおっしゃったでしょう。象牙の塔じゃ困るんだ、現場に直結する実践論が必要なんだと言われたし、きょうの御答弁でもそのことが入っていたから、それは認める。そのうであらば研究は大事だ、研究は大事だけれども、相談に乗ってやるというふうな仕事は——十月からとは言いませんよ。それでもとにかく、この設備がでなければ、この機械が入らなければということでは私は納得いかない。来たるものは拒まぬけれどもという程度では、やはり熱意と愛情がやや不足しているということは申したい。だから何とか、これだけの建物が、何にもないなら別だけれども、これだけの建物ができるのだから、そうしたら来年度になればこれだけのものができますよ、けつこうでしよう。しかし、いまはこでもって一人でも二人でもいいれば、まず八人と二人と、職員八人、看護人二人といううちの中でお話に乗りましようという相談業務は二人か三人のはずなんです。それで、分担は。それだったらそのうちの一人でできないことはない。私は、政治のブローアンスだと思ふ。私の言っていることは多少無理があるかもしれない

が、たとえそういう方向を何とかひとつこういういいことをするときには一緒に考えてみることでできないか。これはひとつ次官、どうですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘の点は、まことにとても重要な御指摘でございますが、ただこの種の問題は計画の途中、計画が全体計画として完成するまでの経過の中で、どのように実態に即して処理をしていくかという問題でございます。ことしの十月にこれが発足をいたしました時点で、ただいま先生の御指摘の点を十分心にとめて具体的に対処をしていきたい、かように考えております。

それから、なお、先ほど担当課長から御説明申し上げました、相談業務についてのいろいろな、先生御指摘の最新、ほかには見られないいろいろな検査のための器具とか、そういった問題につきましては、これはあらゆる教育研究部門において、もちろん特殊教育については、少なくともわが国の中心的な、ただいま先生のお話でございますように、いま考えられる最新の施設を整えるというのを私どもも目標にしているわけでございまして、当面、各研究部門には約五億前後の予算を組んでいろいろな施設を、装置をつくる、設置するという計画でございます。これは申すまでもなく、相談業務についても各研究部門のいろいろな施設、器具等を動員して相談に應ずるということになろうかと思っております。先生の御趣旨は十分果たせられるのではないだろうか、かように考えております。

○上田哲君 了解をしましょう。

縮めてひとつお約束をいたしたいと思うのですが、いろいろむずかしい事情はあるでしょう、あるでしょうが、全国の子供たちなり、その家族の気持ちからすれば、こういう研究所が国の力によってできたということは、これはきつとすばらしい論文が出るだろうという期待を持つよりも、私のところで苦しんでいる苦しみ、その分だけ何か助けてもらえるのだということでは

なければならぬのですから、それは研究とか学問とかというものが即物的に、即目的に役立たなければならぬというように私は考えはしませんけれども、しかし、こういう種類のものは、そういう社会的要請の中でこそ確立されるべきものだから、もう一番あたたいか形で、この研究部門が発足をすると、何らかの形でひとつ相談業務というものは付属してスタートすると、こういうことを実践的にぜひひとつ御考慮をいただきたい。そのアウトリーミット、どういうものであるかということについては注文つけませんけれども、ひまがあったらぜひ私たちも見せていただきたいと思います。と思うけれども、そういう中で具体的に足を運ぶかどうかかわからぬけれども、全国のもう救いようもなく苦しんでいる家族の期待にそむく、裏切ることのないような御努力を具体的にひとつお願いをいたしておきます。一言承っておきましょう、一言でけっこうです。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど政務次官も答えられました。上田先生の御趣旨、できる限り努力いたしたいと思っております。

○上田哲君 けっこうです。

教育白書で、わが国の義務教育の就学率が九・九％だとなっているわけですが、これは心身障害児を含めていられるかどうか。含めていないとすれば、心身障害児の就学率がどうなっているのか、その辺の実情をできれば障害別に大まかに御説明いただきたいと思います。

○説明員(栗川英希君) 義務教育全体の就学率といたしましては九・八％というふうになっております。そのうち就学猶予・免除というふうな手続を経て学校教育を受けていない子供たちが約二万人でございます。そういった子供を除きますと、先ほど申し上げたような就学率になっておる次第でございます。

さらに、その特殊教育における現状について申し上げますと、全体で特殊教育の対象となるべき子供の推定数は約五十二万六千人でございます。そのうち……

○上田哲君 八千人じゃないですね、六千人ですね。

○説明員(栗川英希君) はい、六千人。そのうち特殊教育の学校ないし特殊学級に在学しておる子供の数は十六万二千人でございます。したがって、その就学率は三〇％余りでございますが、ただ、この約七〇％の子供は就学していないということではございませんで、普通教育の場に就学しております。ここで必ずしも適切な教育を受けていないという問題はございますが、就学しているということでございます。

○上田哲君 免除の問題はまたひとつあとで伺いますけれども、その中の例をとって自閉症で伺いましょう。障害別に伺います。お願いしたいだけども、自閉症に限りましょうか。自閉症児というのは、大体全国にどれぐらいおいて、これに対して自閉症児のための特殊学級は全国にどれぐらいあって、また就学者は何人ぐらいになっているのか。また自閉症児で普通学校の特殊学級に就学している者はどれぐらいになるのかということをお願いいたします。

○説明員(栗川英希君) 自閉症の疑いのあるものとして、私どもの調査によりますと、全国に三千二百名ばかりでございます。この約三千二百名の子供のうち、情緒障害の特殊学級で教育を受けている者は約五百名とございまして、自閉症を含めた情緒障害児の子供が約五百名でございます。このための情緒障害学級が全国に五十一学級ございます。実態をいたしましてはそういう状況でございます。なお、情緒障害児全体といたしましては約六万一千人ばかりでございます。この中には学校ざらいでありますとか、神経症あるいは減熱、精神病、脳の器質的障害というふうなものも含まれていられるわけでございます。

○上田哲君 五十一学級で五百名、正確には四百八十七名なんという数字が出ていますね。そういう数字のことですね。で、これ私いろいろな項目でお尋ねしたのだが、大体いまの御答弁というのが把握されている限度なんだろうと思うのです。

自閉症ということ自身がまあむずかしいのと、それから自閉症を把握しているということがたいへんむずかしいのと二つある。東京都内には自閉症児のための特殊学級があるのは杉並区の堀之内小学校だけだそうですね。このあたりがたいへん象徴的にこういふむずかしい症状に対する対策のむずかしさを物語っている。私がさっき相談業務と言ったんですが、おそらくこういふのが来るわけですね。これどこへ行っても、相談に行っても、どう措置すればいいかというあたりでもうだめになっちゃうのです。たくさん例がありますよ、きりがありません。たぶん全が間違っている診断で、そのための教育のコースが間違っているんだ、何とか集団生活には溶け込めるようになってしまっても、知的反能を全く示さなくなってしまうとか、いろいろなことがあるわけですね。そういう点でどうしても、悩み悩んだあたりがこの辺に来るので、その辺の相談業務ということも考えてやってくれということも一つ言いたかったわけですが、これでも、具体論になるときがないからこの問題はこの辺とすると、こういう場合の相談から一歩進めた判別ですね。この判別が非常に、まあスタートラインとして問題になってくる。

で、判別委員会を各都道府県に設置するようというところが行政指導としてされているわけですが、これも、これは一体どれぐらいの実態になり、どの程度の成果、結果をあげておりますか。

○説明員(栗川英希君) 判別委員会の設置状況でございますが、全国に五百二十六の、都道府県あるいは市町村に設置されております。内訳を申し上げますと、県段階で置いておりますのが十六県でございます。その他が市町村でございます。

で、この判別委員会におきましては、教育関係者あるいは医学、心理学等の専門家に、よりまして精密検査等をいたしました。そういったデータあるいは教師のこの学校におけるいろいろな教育的な学習成績資料、運動能力調査といったような資料を持ち寄りまして、そこで合議で特殊教育を受けるべきかというふうなことの判断をいた

しております。

○上田哲君 お伺いいたしますがね。この判別委員会というのは、誤りなく実効を果たしている、効果をあげているというお考えでありますか。

○説明員(寒川英希君) 判別ないし教育的な診断は、きわめてまあ専門的な技術的な判断が必要でございまして、いろいろ困難な問題を含んでいると思ひます。文部省におきましても判別技術者の資質の向上というふうなことで、毎年中央、地方におきまして判別技術の講習会を実施してまいっているところでございます。なお、各都道府県の研究所あるいは研修センターというふうな中で、教育相談部門というものがだんだん設けられつつございまして、そこにはかなり専門スタッフが配置されておまして、そういった検査設備等完備した状況がだんだんと整備されつつございまして、

○上田哲君 うまくいっているということですか。

○説明員(寒川英希君) なかなかその専門家を得にくいという面で、特に市町村段階になりますと、そういった適任者の、判別に当たる専門家の確保という面で非常な困難を持っております。

○上田哲君 それで問題なんですね。非常に問題があるわけですよ。悪意でやっている人はいないんだけれども、能力の問題で、非常に症状の判別と適応性への指導を誤るということが憂えられて

いるわけですね。あわせて承ておきましよう。就学猶予・免除ですね、この辺はどういうところでしょうか。どういふふうに行なわれ、そしてこれはたいへん適切に行なわれているという自信がありますか。

○政府委員(宮地茂君) 上田先生、まことに恐縮ですが、ちよっとおっしゃいました趣旨が、就学猶予・免除は適切に……

○上田哲君 その判別基準がいろいろ、その判定がどういふふうに行なわれているか。またそれから、基準がいろいろ変わってきておますその経過の中で、いまだどういふ時点にあり、そのことをどの程度に評価されているか。

○政府委員(宮地茂君) これは先ほど課長から申

しましたが、就学猶予・免除、これは普通であります。もういふものはだんだんと少なくなつてくるのがまあ一般の傾向だと思ふところ。ところが、免除者のほうは四十年から四十四年まで大体九千四百から七百くらいで、だんだん少なくなつてくるというふうな数字になっておりません。それから、猶予のほうは、四十年年度が一萬二千で、四十四年度が一萬一千というふうな、この四、五年の間に千人ぐらゐり猶予が少なくなつてくるというところで、多少少なくなつておるんですが、全体的な傾向はこういうことですが、ただ遺憾ながら、就学猶予・免除というものが非常に科学的に、たとえばこの子供は特殊な学級へ行くべきだ、この子供は盲学校へ行くべきだというふうな判別じゃなくて、医者の診断書で非常に重たいといううことで親が猶予・免除を申請すれば、その教育委員会がそれをまあ一応信頼して、そうかというの、これが一般的にまだ常識だと思ひます。したがひまして、これはいまの御質問を、科学的に調査をするというふうな調査はいたしております。なので、感じでお答えして恐縮でございまして、そういう意味におきましては、必ずしもこの子供はどうしてももういふ医学的な検査の結果、猶予であり免除である、そこまで科学的には一般的になつていないと思ひます。

○上田哲君 率直なお答えでけっこうだと思ひます。そこらにはやっぱり出発点のことですね。非常にむずかしいけれども、もうちよっと手入れをしていかなければならないと思ひますね。それをお認めになつていらつしやと思ひますから、これはせつかつの御努力をお願いしたいと思ひますが、そうなるやうな障害の判定なり、あるいは就学の猶予・免除、ちよっと意味は違ふかもしれないが、いづれにしても判定の基準なり判定の系統なり、あるいはそれのかかるべき権威なり、これは非常にむずかしい問題であり、かなりまた流動性を持つた能力がこちら側になければならないと思ひますね。どちらかという、固定的に、断面を切り捨てるという判定になつてしまつておるきらいがある。

ある。これは先ほど申し上げて確認したように、一般論に特殊論を近づけるということじゃなくして、特殊は特殊としての適性をつくるということでありまして、何分の一かはまた間違つて拾ひ上げられることもあるわけだし、そうでない部分については、それを十分徹底させるためにも、さらにこれはこつちをこつちの基準からすばすばと切り捨てていくということじゃなくて、こつちの基準をとりえをいくという判定なり判定能力なりが必要になつてくる。そうすると、今日までの行政指導としての努力を認めないわけではないし、いかに努力をしても、さっきのお話のように、現場の者が足りないということも具体論としてもある。そういうことはあるけれども、基本の考え方として、単なる判別委員会というふうなものではなくて、これを適性就学保証委員会とか適性開発委員会とか、そういう方向のものに変更をしていくと、こういう考え方はいかがでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) おっしゃいますように、この判別をしてみましたが、これはこういう機関なり教育を受け得ると判別してしまつても、その子供がなり得る機関が十分でなければ、せつかつ判別してもあまり意味がないといつたような意味から、判別も適正に行なわれ、またそれを受け入れる教育施設もうまくできているとか、総合的にやつていきたいと思います。したがひまして、判別委員会だけでどうも事足りるものではないと思ひます。ですから、たとえばある時期で判別委員会です。それから、たとえばベッド・サイド・ティーチング等でもやつて見れば、これはテレビとか、その他いろいろ科学的にも進歩しますれば、ある時点で判別でこれは無理だと言つても、病院ではけつこうでできるかもしれない、そういう意味で先生のちよつちやいまして御趣旨には異存はございせん。ただ、これを直ちに今日そう切りかえていくといふことはしばらく検討していただきたいと思ひます。

○上田哲君 これは直ちにどうしろというふうな短兵急な話じゃなくて、もともと基本の考え方ですから、その方向がよろうというふうにお考えいただけるのであれば、いろいろ必要な要素もくみながら、ぜひやはり考え方の基本として、何か切り落とし除外というふうな判定委員会じゃなくて、吸ひ上げ、あるいは適性教育、そこへ行くのよしうから、そういうものとしての適応性をよりよく発見していくという方向へひとつ考え方を持たせていただく、またそれをいつか具体化していただくというところに御努力をいただけるものだというふうな理解いたします。それはぜひお願いいたします。

そこでそういういろいろなことがありますが、けれども、たとえば皆さ方も困るだろうし、私どももどうにかするものが幾つもありません。一体これが政治の責任かと言つても、すぐその前に医学はどうしているんだとか、人間の寿命はどうなんだというふうな部分があります。しかし、そこへ向かつてどうするかという努力をだれかがしなければならぬとすると、やっぱりこつちから向かつていくんでしようが、問題を提起しながら切ない気持ちになるけれども、たとえば進行性筋ジストロフィーなんという例があります。これは現場の先生から伺つた例だけれども、先生が、皆さん一生懸命勉強してりつぱなおとなになつてしまつて、ぼくたちはおとなになる前に死んでしまつてから、りつぱなおとなになることができません。どうしたらいいんですかと、こういうふうな話がある。その教育をどうするのだと詰めてみても、これはよりよい教育の前に医学の問題でしようから、むずかしさはあると思ひます。

あるいはより早く入学年齢に到達した胎児性水俣病の子供たちの悲しい訴え、こういう子供たち一体どういふ適応性の開発と教育論を立てるのかという問題は、これはやっぱりゆるがせにできない問題だといふことを御指摘する以外にありません。国鉄の合理化で切符販売機がふえておるんで、これで悲しんでいる人と喜んでおる人があ

るというんですね。ぼくらから見ると、何か笑えないユーモアというんですかね、ということになってしまふのだが、その世界からすると、これがたいへんな話題なんだそうですよ。たとえば切符販売機が出てきたので非常に不便になったのが目の不自由な方、これはわからないですからね。それから喜んでいる人は吃音の人だ。窓口に行つて行く先がなかなか出てこないんだが、自動販売機であればいい。この世界ではこうしたことでもたいへんな悲喜劇が出てくるんだ。だから切符販売機についてもそういう配慮をしろということがいま一般論として言えるかどうかはわからぬけれども、やっぱりこの部分から見た行政とかコースとか、こういう配慮というのは一つ一つ拾い上げていただくということは、ぜひともこれは必要だろと思うんですよ。これはどう考えますかね。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘のございましたことは、確かに現実の問題として、政治の責任と申しますか、やはりこれは文部省という立場を離れまして、私も政治家の一人として、そういうきめ細かい配慮というものがやはり政治には必要であるということ、私も、たいへん先生の御指摘を受けてそういうことに具体的に気づいて、それを是正するという行動をいままです起していかないというのを恥じているわけでございますが、やはりそういうことも私も考えていかなければならぬ大きな具体的な問題であらうと、かように考えます。

○上田哲君 委員長に伺うけれども、厚生省はどこへ行つたんですか。けしからぬですな。きのうも質問しているのに厚生省はそくさ帰つてしまふし、それを指摘しておつたにもかかわらず本日はまたおらぬ。審議はできないじゃないですか。さつき厚生省の政府委員が来て大臣を言うから、大臣はいい、だから責任者をしっかり出しておいでくれとあれだけ言つていたのにこういうことになるというのは、はなはだけしからぬ。い

るんですか……。それじゃあけつこうです。厚生省当局に申し上げておきます。きのうもそういうことです。きょうもはなはだ意に満たないわけで、一人入つておるならそれでいいけれども、これは関連していることですから、やっぱり会期末でもしっかりとつ、いろいろ社労のほうにもありになるだろうと思うからわからぬでもないし、大臣を要求するんじゃないですから、ぜひ部内に連絡をとって、審議の促進のために、あなたの方のサイドの努力のほすだから御努力をぜひお願いしたい。まあ文句ばかり言つてもしょうがないから、促進するために一言でとどめておきます。いまの問題について、あなたは違うか——違うなあ。しょうがないなあ、じゃあいい。

いま政治家として次官から恥ずるというふうなことで含めて御答弁があつたから、政府の御見解として了としたししょう。これはおまえが悪いんだというふうなことで詰めるということにもならない気持ちがありますよ。しかし、だれかが何とかしなきゃならぬじゃないかということでは、これはやっぱりパッパをつけさせてもらつたり、税金で食つていふという立場は、方法はないけれども、前に出るといふ種類のことは私は思ふんです。たいへん若く切れ味のいい次官ですね。私も自動販売機の隣に目の不自由な方はこうしてくださいますよ。しかし、どうかだれかがやらなければならない。こういう部分の悲劇は拡大されていくしかない。等閑視されていくしかないということであらねば、ぜひこれは、こちらは厚生省にいくのか文部省にいくのかという管轄になれば、いろいろ不愉快なたらひになるかもしれないけれども、ところが、たまたまここにぶち当たつてしまふということの中で、やろうとすればできる範囲のことがおありであるから、何とかそこに光が当たるといふことを、胎児性水俣病の子供に向かつて、筋ジストロフィーの子供に向かつて、何とか一つの具体的な行動を起こしていただきたいということを私も思うから、光には

ならぬと思うけれども、ぜひお願いをしておきたい。

そこで、そういうことを申し上げるのも、その根底にどうもやっぱり一番初めの問題に返るんだけれども、準ずるとか、あるいは知識技能を与えるところとかいうことで、かわいそうだから足りない部分は何とか埋め合はしてやろう、助けてやろうというところまでであつて、人間の尊厳を平等な価値観でとらえて、そこには違つた、しかも社会的な、何と言いましようかと奉仕をもつと全能を注ぎ込みながら、共通な人間像を確立しようということにならない観念が私も含めてありはしないか。それは自動販売機をつくることにそのことをいつも念頭に置いてなきやならぬということをおはあけつらおうと言つておるのじゃありません。しかし、さぐつていけば、突き詰めていけば、そういうところにある基本的な差別的な教育論というふうなものがあるという反省を持たなければいけません。この学級なり特殊な扱いの中に入つてくるものの中に、どちらかという問題児童意識がある。最近の非行少年とか問題児というのは、どちらかというところ、教育専門家の見方では、このテスト地獄の中で追いまくられて出てくる問題児のほうが多いという指摘もあるけれども、ところが、こういうからだの欠陥とかいう人たちが、どちらかというところ、十は十は一からけにぶち込まれていふというふうな受け取り方も少なくない。そこらに何かたいへん教育論の基本的な、何かことは適当でないかもしれないが、そうした不自由児に対する差別観というものがあつたのではないか。その部分をやはり根底のところからつくり直していかなければ、特殊教育コースというものが、全く対等な立場で努力すべきだということに浮かび上がつてこないだらうし、そういうものの余波としてさまざまな悲喜劇が、常人にはわからないところで悲しくも繰り広げられるということになるんじゃないかと、その辺をぜひひとつこれらの問題とからんで、新しい学習指導要領などでもどうもひとつも

う一本盛り込まれてしかるべき筋がそこにあるのじゃないかろうかというところまで私は考えるので、その辺広げて、この辺はまとめて御見解をいただきたいと思うんですよ。

○政府委員(宮地茂君) 先生のおっしゃいますことを心から私も御同感申し上げながら、と言つてはあるいは失礼かもしれませんが、一々もつとも思つて拝聴いたしておりましたが、特殊教育全般につきまして、沿革的にもまあ教育というものは一般の人が教育をするんで、いわゆる今日特殊教育といわれているものは、まあそうもしておれぬからやつていくかといった式の気持ちはないか。かつたかもしれないが、まあそういう感じを与えやすいというのは、率直に言つてそうだと思います。そういうふうな意味から、これは私さう参考人の御意見を拝聴しませんでした。これは私さう来まして、特殊教育という、特殊という日本語の語感が、やはりこの特殊というとなつて一般で語らない。ノーマルに対してアブノーマル式な、まあそれとも違ひますけれども、何か準ずるといった式の共通する感じもしまして、まあ外国ではスペシャルエデュケーションと言つていますが、スペシャルというのには特殊というよりも特別という意味で、特別を過保護をする必要もないかもしれないが、先生がおっしゃいます一般の人と同じと、方法は多少違ひますが、水準は同じという意味で、私もまあ特殊教育という特殊という語感がはたしてどうか。さればと言つて、特別といつてもちよつとこれまたびつたりしないしということ、まあそういうたいろいろな意味におきまして、先生がおっしゃいます気持ちには十分わかります。それで今後とも行政を進める上におきまして、御趣旨のような点についてきめこまかい配慮のもとにやつていく、それが特殊教育の振興にもつながるのじゃないか、そういう心がけで今後努力していきたいと思ひます。

○上田哲君 まあ厚生省がしっかりしてくれれば、厚生白書の問題と関連して、厚生白書の中にある考え方をここで一べん聞きたかつたんですけ

のだったら、たいへんいわれないことでしょ
し、ほんとうに何か差別感がそこにあるのだつ
た問題でしようから、これはぜひ先ほどの問題と
含めてお願いしたい。

それから障害児教育に従事する先生方、職員
皆さんの労働条件、待遇問題ですね。現在調整額
八%というところになってるんですけども、僻地
手当とか、あるいはその他いろいろ一般的な手
当に比べても、あまり優遇処置とは言えない。特
に寮母さん、これはもうたいへんな苦労があるわ
けでしょうが、これはもうほんとうに何か犠牲的
にというか、むしろ仕事に打ち込むというよう
なことを心算にされてるような業務実態
があるように伺っています。自分の子供の授乳を
しているというふうな実例も聞いているわけなん
ですけれども、せめて深夜勤務だけは免除して
くれないかなんという女性であればあたりまえ
のことになるわけですから、そういう声があ
がっているほどのことがあります。また、もう一
つは、東京には八十人ぐらゐるようですが、そ
のほか大阪、愛知などで配置されている介助職員
です。これもたいへん臨時の補助的な間に合わ
せながら待遇なり体制の中で、しかも代替しがた
い仕事を引き受けているということがあります。こ
ういふ職員の待遇改善をいさ少しく抜本的に検討
することがないか。それからこういう介助職員と
いうようなものの定員化ですね、そういうものの
定員化というふうなものを現実に具体的に検討
することはできないかという点はいかがですか。

で、たとえば宿直等は——これは看護婦さん等
も通じての問題ですが、一週一回ということ、そ
れを目標にいたしまして、四十四年から五年計画
で定数法の改善をいたしまして、寮母は従来子供
六人に対して一人という計算を、五人に対して一
人というふうにしました。それと、子供が少なく
ても七名の寮母はいたなければいけない。したが
って、一週間七日、これは日曜日も子供は寄宿舎に
おりますから、そこで最低七名というところで定数
法の改正をいたしました。調査では、現在まだそう
は言っても五名とか四名とかしかないようなと
ころもございまして、四十八年度までは最低の
ところで七名の寮母さんは確保するという法律に
いたしておりますので、四十八年度末にはそうい
う姿にならうかと思ひます。ともかく、労基法の
規定に違反するような実態では困るということ
で、それを努力目標にすることと同時に、いま申
しました五人の子供に対して一人の寮母さんがめ
んどろ見るといった積算をやっております。さら
に四十九年度から私も第四次の五カ年計画です
が、もっとその点は考えなくちゃいかぬ面もござ
います。

それから処遇の改善、いわゆる給料関係です
が、実は寮母さんにも調整額八%いっているわけ
で、まあ八%いってはおるからもうそれでいいん
だとは申しませんが、まあ寮母さんというの一般
の教諭なのか、そうでない職員なのか、見方に
よっていろいろあるのですけれども、一般の先生
方と同じように八%の調整額、これは八%の調整
額は実質的にはね返りますから十%になりま
すし、そういう処置も講じましたが、次は、その
適用される号俸が何等級に格つけていくか。現在
助教諭の格づけになってるんですが、寮母が免許
状所有者でない、資格要件とも関連いたします。
いろいろ検討問題がございまして、ともかく、寮
母さんは定数と給与と、両面から処遇を改善し
たいという気持ちで、今後とも努力したいと思
います。

それから介添え職員ですが、実はこの点一部の
県市町村では、そういう職員を置いておるん
が、遺憾ながら現在国の基準をいたしましては、
介添え職員を定数として積算いたしておりませ
ん。で、これは学校給食の場合の給食婦等につ
きましては、学校を運営する以上、給食を奨励す
る以上、給食をやれば給食婦は当然定数で積算す
べきなんです。またこれは市町村単独の負担とい
うことで、国がめんどう見る段階になっておりま
せん。そういうこと。さらに一般の学校の先生で
も、養護教諭は必置という趣旨なんです。また
各学校に一人の養護職員も置かれてない。事務職
員も全校に一人ということを目標にしております
が、まだ置かれてないというところで、おっしゃ
います趣旨は十分わかるんですけども、学校全体
としての職員充実という面では、まだまだ、いま
申しましたように、当然置かなきゃならないもの
が予算的に措置されてない段階でございまして
で、いろんな点も、そういう点もあわせ、総合的
に検討して、いまの問題の解決に今後努力したい
と思っております。

○上田哲君 労働基準法に少なくとも違反しない
ようにというところでございましたね、第一点は。
寮母さんの深夜勤務はどうなっているんですか。こ
れは特例の条項になるんですか。その辺のところ
ちょっと私、知識が足りないから、明確に伺って
おきたい。

○政府委員(宮地茂君) これは寮母さんといえど
も、女子労働者はいわゆる深夜勤務は禁じられてお
ります。ただこれは解釈でございまして、いわ
ゆる日宿直、これは継続的業務というところで別扱
いになっておりますので、寮母さんの夜の勤務は
宿直というところで処置しておるわけでございます
。ですから断続的業務というところで処置する。
労基法の深夜勤務というカテゴリーではなく、ま
あそういうことで、これは寮母に限りません。そ
ういうことでいま公務員としては処理されておる
わけです。

○上田哲君 宿直と深夜勤務は違いますわ。業務
内容が明らかに違うので、これは具体的に見れば
すぐわかることで、深夜勤務はできないわけだ
ね。実際には深夜勤務になるんです。それをいま
すぐやるわけにいかぬでしようけれども、やっぱ
りおっしゃった趣旨にきちっと沿うようにやって
いたかないと、やっぱりこれは無理がくると思
います。原則は深夜勤務はないわけですね。それ
を確認しておきたい。

それから介助職員、介助けると名前が——介添
えですか、介助でしよう。ことばの問題にひっか
かるようですね。でも、テクニカル・チームに習
熟しておられないあたりにやはり認識の不足があ
ると思う。参考人も言われましたように、昨日、
やっぱり定員の不足の問題は、人の不足の問題は
しよせん待遇の問題になるんだ。これは一般論で
もありません。特殊論でもありません。これは。そ
こで、八%あるからいいとは言えないかと言われ
たから、そこは御趣旨もよくわかっていただいて
いると思ひますけれども、やっぱりこういう部分
に抜本的な、文字どおりそういう努力をしていた
だきたい。一般からはみ出した特殊コースなん
だという認識なり御努力なりをさらにお願いま
す。

もう一つは、障害児教育の振興のために、教
材、教具ということが大事になるわけだけれど
も、実際には数が少ないとか、販路が十分に保証
されないというところのために、ほとんどメーカー
で製作される、開発されるということにならぬわ
けですね。実際には独自の教材を全くこれは売
ておりませんから、独自の教材というものでなく
て、一般の子供の教材を使って、これこそ準じて
やっているわけですよ。全部そこ準じちゃって
るところにこの問題の価値観がないと思うん
です。参考人の御意見の中にも、せめて自分でつ
くった、考案した教材に対しては補償ぐらいして
くれないじゃないかという最低限のお話があ
りました。普通の企業でも、その職員が何か特
別の発明をすれば、発明の権利はその社に帰属す

としても、それなりの報酬はありますよ。そういうことからいって、学校の先生、こういう特殊教育の先生方が開発されるしかない独自の教材、これに対してどのような手当てをしてやるか、あたりまえのことだと思ふんですがね。そういうことによつて、そういうところにか求められない新しい開発努力というものが促進されるだろう。具体的には、報償金と言ふとおかしいけれども、補助でしような、そういう問題、具体的にこれはどうでしょう。次官、決意をされませんか。幾らでもない、あなたのポケットマネーでもできますよ。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘の件につきまして、現在、科学研究費の配分にあたつて、この種の分野について研究課題を数件採択しておるわけでございますが、数も非常に少ないわけでございまして、失礼いたしました。具体的に件数を申し上げますと、大学関係が四十五年度で十二件、小・中・高八件、計二十件採択をしてゐるわけでございます。金額、また採択件数につきましても、今後もっと大幅にこれを拡大していきたいと考えてゐるわけでございます。

○上田哲君 それではだめなんだ、それでは。私はこつちの人に聞くんですよ。あなたに名ざしでお伺ひしたのは、いろんなことがあるだろうけれども、これはやっぱり十二件あつてきたから……、それじゃ現場の業者が泣く。もっと小さなところで、文部次官にまでほめてもらえるようなりつばな発明じゃないけれども、ここをどうくふうしたらいいだろうという、属人的なんです、これは全く属人的な考案が、それはまさに夜なべ仕事で先生方の手で行なわれていて、メーカーには渡らないんですよ。パテントにもならないんですよ。こういうものに對して、のこぎりの目立てまでとは言われないけれども、やっぱりつくつたら出してやるような、前にもう少し、ちよつとやつて、やれないことはないだろうか、そうしないと報われなさ過ぎる。よほど変わった熱意のある

人でないとやれない仕事なんですから、いや。その部分をさらに予算を大幅にしましょうというこじやなくて、どういう方法かはおまかせしますけれども、具体的にあなたか手を差し伸べて、補助をしてやるというのがほんとはやないかと言ふんですよ、私は。

○政府委員(西岡武夫君) 先生の御質問の意味を若干取り違へまして失礼いたしました。先生の御趣旨、たいへんごもっともだと思ひますので、今後の検討課題といたしまして、單なる検討課題ではなくて、具体的にやるといふ方向で検討させていただきますかと思ひます。

○上田哲君 けつこうです。ぜひひとつ、その手によつて現場の先生方が、ほう、こんなことも見てくれたじゃないかというふうなことを、ぜひ具体的にやつていただきたい。

この項のまとめをひとつとしておきますが、今日は基本的な原理の問題の検討からメスを入れて、かなり合意されてきた部分がある。私は非常にお互いに目ざましく進歩した部分だと思ふんです。わかりやすいところで、前向きな検討ということじゃなく、具体的なことをきちんと一べんお約束をしておきたい。

たとえば特殊ということばはいかぬ、特殊というこゝとは変えようじゃないかというところまでいった。この合意は私は大事にしたい。特殊教育というこゝとはぜひひとつ可及的最近点でいいことばをつくつていただいて、この差別感覚から抜けるような努力を具体的にお願いをしたい。

それから教育法にいうところの「準ずる」ということば、一般人に準じて特殊教育もできればそこまで近づけるよう教育しようという「準ずる」ということばは、もともと一般人並みにはいかなというこゝが前提となつてゐる。こういう差別のことばでなく、平等の価値観に立つことばを使いたいというこゝまでいっていただければ、これも最近点でぜひひとつしかるべきことばにするか、削除していただきたい。

これは白色レグホンの鑑定なんかやつてゐる感じがします。これは人間対象のことばではない。これはやっぱり適用開発委員会という形に変えていく——これは私の私案だけれども、そういうことば、これは再び設置法としてこゝで通るんでしようけれども、もう手をあげて私は歓迎をして、こういう差別感覚が特殊教育に残つてゐる残滓をぜひひとつ払拭をしていただきたいというこゝをまとめて御確認いただきたい。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

これは先ほど初中局長からお答え申し上げましたように、何かもつといふことばはないか、これは先生方のお知恵も拝借しながら、適切なことばがあればこれは早急に改めていきたいと考えております。また、初めに先生から御指摘のございました「準ずる」ということばでございしますが、これも一つの用語でございしますが、やはり特殊教育についてはこの種の用語の使い方に細心の注意を払つていく、それが特殊教育を發展させるための中身にも大きく影響を起していることは、ただいまの先生から個々の問題について御指摘があつた点に私はあらわれてゐると思ひますので、この点につきましても具体的にどのようなくことは考えられるか、いまこゝでちよつと申し上げかねるわけでございしますけれども、早急に何らかのいい用語を見つけて出していただきたいと考えております。

また、判別委員会の件につきましても、先ほど初中局長からお答え申し上げましたように、先生は適用開発委員会という一つの案としてお出しただいておられますけれども、こゝういったことも、私もこれはやはり名前が中身をきめていくという面も確かにあるわけでございしますので、具体的な問題として取り組んでいきたいと考えております。

○上田哲君 非常に具体的に、前向きな御答弁があらまして了解いたします。何しろ学校教育法の条項を変えろということを含むわけですから、非

常に重大なことですから、せつかく御検討いただいた上でさらにそれを越える見識をひとつ可及的すみやかに御提示をいただくということで鶴首して待つております。

もう一つの問題は、そうした特殊教育の上に立つて、その可能性のかたといひましようか、きのう参考人の皆さん方も指摘された、それじゃそこから上をどうするかという問題もありま

す。單純なコローニにしてはいけないということもあるわけですが、せつかくこゝういふものができなもので中心にし、問題は結婚前の、きのう足鹿委員からも御指摘があつたように、すでに胎児として存在する以前に起きているさまざまな障害なり障害要素なりというものを、その時点から排除していくというあたりでの遺伝因子の問題にまでさかのぼるような予防医学上の問題、こゝういふ問題も含める。そして結果論として、しかたがなくなつたものとしての障害児、これは特殊なコースとしてやはり同じような人間まで高める、そういうものをやはり総合的にこゝういふ研究所を中心につくつていく。子供の域と呼ばれる構想もあるわけですから、そういう構想に向かつてこゝういふ研究所というものが総合的な研究を進め、青写真をつくつていくべきだと私は思ふ。そういう構想についてそのようなお考えにお立ちになるかどうか、これはひとつ厚生省お見えですから、両方から承つておきます。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。全く私も今度御審議をお願いいたしてあります特殊教育総合研究所のあるべき姿として、ただいま先生お話の方向を大きな理想に描きながら努力をしていきたいと考えております。

○説明員(浅野一雄君) 私は母子衛生課長でございまして、施設をつくる等の所管を直接やつておりませんので、お答えになるかどうかわかりませんが、私の、母親と子供の健康、福祉の問題を直接担当しております課長といたしまして、先生のおこゝば、私も同感でございます。その方向で、

いま先生が子供の城ということをおっしゃいましたが、そういうふうな線でわれわれも検討しておりますし、帰りました所管局課とも十分に相談いたしたいと思っております。

○上田哲君 非常にけっこうです。子供の城ということばも使われてプログラムを展開される。しかし、これは一つの理想でもありません。現実的な理想でもあります。ぜひ文部、厚生両省の力強い協力がこういうものの上に実現していただくように、私も非常に深い関心で注目し御協力いたしますから、お願いいたします。

ちょっと問題を変えまして伺いますが、文部省当局は社会教育法の改正についてどの程度の検討を進められておりますか。

○政府委員(今村武俊君) 文部省として正式に社会教育法の改正を進めておるわけではございません。去る四月三十日に社会教育審議会から、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」という答申があったわけでございますが、その答申の前書きの部分に、この答申を具体化するにあたって社会教育法の改正を含めて検討すべきであるということばもございまして、そういう趣旨もございまして、私も事務当局も、まだ実は私自身もよく見ていないわけでございまして、私ども事務局を中心に、局内の若手事務官が集まって研究会をして、それに呼応して都道府県の社会教育課長の間で研究会をやっております、こういう段階でございまして。

○上田哲君 全国社会教育委員連絡協議会と全国教育長協議会第二部会、ここに向かって社会教育法の改正について意見を求めるために、社会教育法の改正上の指摘事項という内容が文字として具体的に示されて示されています。これは現に去年の十月のことですが、これについてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(今村武俊君) いま先生のはうから、示されておるといふことがございしましたが、示したという事実はないと思っております。と申しますのは、私どもで社会教育法の改正問題について事務的な検討を進めておることは、先ほど申し上げたとおりでございしますが、その検討の問題点を整理して勉強会を開いております。それで社会教育課長会議のほうでも、そういう趣旨を、何といいますが、そういう私どもの事務的な研究体制に呼応してともに研究を進めていただいておりますわけでございます。そういうところで資料の交換はあったと思いますが、文部省が文部省としてそれを提示して研究をお願いしておるといふ形で進んでおるわけではございません。

○上田哲君 「現行の社会教育法は戦後の新しい社会教育行政の方向づけに大きな役割を果たして来たが制定後すでに二十年を経過した今日、実態的にいろいろの問題が指摘されている。とくに、社会教育審議会は、先に中間発表した「急激な社会構造の変化に対する社会教育のあり方について」の中で、今後の社会教育についての多くの課題を指摘するとともに、これらの課題の解決を容易にするため、必要に応じ社会教育法の改正の検討をすべきことを提案している。こういう点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(今村武俊君) その文章が、だれが書いた文章か、はっきりわかりませんが、御趣旨は私はそのとおりだと思っております。上田哲君 ということは、社会教育法の現時点において基本的な改正をすべき段階に到達しているというふうな情勢を理解されているわけですね。

○政府委員(今村武俊君) そう簡単に断言されません、少し違うのでございまして、今回の社会教育審議会の答申の中にも、戦後社会教育は憲法、教育基本法の理念に基づいて民主主義の実質化を目ざして行なわれ、今後この方針はさらに社会教育の実践において具現化していかなければならない、こういう考え方でございまして。したがって、社会教育法のもの考え方、あるいは基本的な仕組み、そういうものを根本的に、あるいは基本的に変えていく必要はないように思うわけでございます。ただ、その後二十年の時代の変化がございまして、やはり装いと実体が変わって

きたり、あるいは用語、表現等に適切でない部分を来たり、その他いろいろ検討するところがあるように思われますので、そういうものを事務的に、丹念に検討する必要があるというふうにお考えをしております。

○上田哲君 次官ですね。いまの社会教育局長のお話ですね、抜本的に変える必要はないと思うが、時代の潮流に合わせて変えていかなければならぬ部分もあるだろうというふうなことです。社会教育法の、分量だけでは言えませんが、それが、指摘されている限りでは大量な改正が予定されているということになると、これは非常に重要な問題であります。どのようにお考えですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。この社会教育法を改正するという問題につきましては、現時点における文部省としての考え方は、ただいま今村局長から御答弁申し上げましたとおりでございまして。ただ、これはあらゆる、特に最近の時代の趨勢の中における法律の置かれてある立場と申しますか、ややもしたしますと、社会の情勢のほうから法律よりも相当先に進んでいってしまつて、あとから法律が追いついていないという実態がいろいろの面に見られているのではないかと思います。したがって、そういう観点から見ますれば、いままでの社会教育というものは、いわば生涯教育の中における社会教育の役割という形ではこれは把握をされていなかったというところまで考えますと、社会教育のあり方というものは、学校教育、家庭教育との関係の中で、今後どのようにあるべきであるかというところまでさかのぼって再検討していかなければならぬ大きな基本的な問題を含んでいるという認識は持っているわけでございます。

○上田哲君 基本的、根本的には変える必要はないという御意見がいままであったのですけれども、いまの次官の説明の中に、基本的に、根本的にという御発言がありました。やっぱり私はこの社会教育法の改正の試みというのはそのあたりまで入っていると思えますよ。まあ、それはどの

部分が基本で、どの部分が基本でないかというところは、基準の問題になりましょうから、具体的にひとつたたき台というところなんだろうが、おつくりになっている法改正上の指摘事項についておまな問題をひとつ御見解をただしていきたいと思ひます。

最初の総則、「社会教育の定義について」というところで「社会教育の定義を改める必要はないか」という問い方になるわけですが、ここで幾つかの問題がありますけれども、現行の中には「青少年及び成人の心身の育成を主たる目的として」というふうな、いわば「心身の育成」なんというところではないですか。これはかなり基本的な改正を志向していると考えなければならぬと思ひますが、これはどういう意味でしょうか。

○政府委員(今村武俊君) 文部省としてそういう案をつくつて、具体的に私の立場でその案をつくらせていただいて、私が見ていて、自分で納得して案ができていくものならば、それに答えてもよろしいのでございまして、局内の一部の者で、まあいわば勉強会といひますか、学習会を開いている。そこで一試案をつくつて、いろいろなものに、一々それをどうじゃと言われて答弁を申し上げていると、何か文部省として正式にやっているものについて御返事しているような形になりますので、それについては、政府委員の立場では御返事をしないほうがよろしいのじやないかと考えます。

○上田哲君 それはゆゆしい発言ですよ。あなたのところにいる、これをお書きになった方々は、あなたの管轄の下に入らないのですか。あなたのところでは、八百屋のカボチャを売っているのですか、あなたのところでは床屋をやっているのですか。社会教育をやっているのじやないですか。社会教育で税金を食ひ、社会教育で仕事をしている人が、その本業に基づいて法改正の試案を出していることについて、かつてにやっていたことだから、私は知らぬから答えることができない、答えないほうがよいというところは、どういうことなん

すか。そういうでたためなことでは、私はこれは逐条審議しますよ。少なくともあなたは、私の輩下がどういふことをやっているか、それは自由だ、家へ帰って書斎でどういふことをやるか自由だ、そういうことは行政上の指導責任は負えませんが、私の入手した資料によつて、あなたはどうかというふうに申しては、国政調査権の正当な範囲において、いままでも全然現行にはなかつた——現行では社会教育の定義は「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。」と書いてある。これまでもなんだ。今度は「心身の育成を主たる目的とする」と書いてある。こういうふうになっている。となれば、一般的に、こういう考え方にはどうかというところは答えられなければおかしいじゃないですか。これはどうですか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま社会教育局長がお答えを申し上げました意味は、文部省として社会教育法を改正するという基本方針を打ち出したことがないということが、一応前提になっているわけでございます。したがって、ただいま先生御指摘の個々の考え方について、もちろん社会教育局長の責任のもとにおいて、部内におきましていろいろの検討がなされているということについては、社会教育局長は全責任を負うわけでございますが、いまの時点で、社会教育法を改正するという前提をきちんと打ち出していい限りにおいては、社会教育局長がこの場におきまして、個々の問題について具体的な考え方を明らかにしていくということとは、これは若干問題があるのではないかと申します。これは、私自身も政務次官の立場でございますが、社会教育局長の中で、その先生お手元でございます。ういった資料を、私自身が見ていないわけでございますし、また、省内におきましても、社会教育法の改正をやるという基本方針というものが立てていないわけでございます。そういうことをぜひ先生御理解をいただきます。ただいまの社会教育局長の答弁を了としていただきたいと思うわけでございます。

○上田哲君 それは間違っている。そういうことならば、たとえ憲法改正を、佐藤総理は、私は総理大臣としては憲法改正をしないが、自民党としては憲法改正の、改革が改正が知りませんが、改定についてのいろいろな意見を持つことは自由であるという使い分けをなさる。しからば、それはそれでいいとしても、憲法を変えるについて、あなたの見解はどうかということに対して答えないことはできませんか。それを答えないなんていうことは、それは一体、われわれの国政調査権はいつにあるかという基本原則をやらなければならぬことになる。それは原理的に間違っています。私は、下僚のいかなる者がどんなことをやっているかということとは、あなたの責任をもって行政上の立場から、行政上の責任、指導の範囲で答えなければならぬということを詰めているのではない。それは一人の書齋人として、市民としてどういう研究をする、どういふたたき台をつくるかと、それは自由です。しかし、少なくともそれはあなたの管轄の中のテーマなんです。だから、あなたがやったということをいま聞きません。しかし、それについてのあなたの見解は述べられぬということになれば、そういう形でまず既成事実をつくり、やがて法改正しようとならっているのだらうと思われてもしかたがないことになる。私は思う、よくありませんよ、ばかばかしい。だが、そういうことにされたら反論ができないではないか。社会教育法という、こういう性質の法について議論をするならば、当然に、あなた自身の下僚がおりやりになっている、公務以外の仕事であるにせよ、あなた自身が最高責任者としての見解をここで堂々と吐露されるのが本来じゃありませんか。国会審議というものはあります。私は原理としてまずそこをはっきりしていただきたいと思う。そうでなければ詰め方は幾らでもあります。

○政府委員(今村武俊君) 私の局内で勉強会を開

いていることは、先ほど申し上げたとおりであります。勉強会ではいろいろな案が出るわけでありまして、それについて一々まだ私が目を通して点検をしてない、それで文部省の態度はどうだという御質問であるならば、遠慮申し上げたほうがいいというふうな申し上げたわけでありまして、「心身の育成」を目標として……

○上田哲君 それがわかればいいですよ、そういうことでわかりました。

次官にもう一べん確認をする。原理の問題として、前提の問題として確認しますが、文部省は社会教育法の改定を、具体的に法改正も指導事項というところで——文部省とは言いません、一部のグループでもけっこうです。具体的に昨年の十月おつくりになって、全国社会教育連絡協議会と全国教育長会議第二部会に出すための資料として提議されていることがあるのか、ないのか、これが一つ。それからそういうものが成熟していくプロセスとしては、来国会にこれが提案されるということであるのかないのか、そうではないのかということを見て見方がありますから、そのことをひとつ承って、そうでなければその上に立って、また、そうでないならばそうでない立場で議論を進めたいと思います。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生のお話のように、文部省の立場としてお手元の資料を公に提出したということは、ただいま社会教育局長の……

○上田哲君 それはわかつている。この二つの法改正の指導事項と書いてあるから、これを提議しているという……

○政府委員(西岡武夫君) それは、社会教育局長が先ほどお答え申し上げましたように、資料を公開と申しますか、文部省として提示したという形でなくて、そういう資料が出ているということとは事実のようでございますが、そのようにお受け取りをいただきたいと思ひます。そこで、社会教育法の改正を次の通常国会で提案する準備がないのかという、こういう御質問でございますが、これ

につきましては、文部省といたしましては、現時点ではそのようなことは考えていないわけでございます。

○上田哲君 その前提で話をしましょう。私はだから、私が入手している、オーソライズされていない社会教育法改正の指導事項というものをとらえて、ひとつそれは別に文部省の社会教育の責任者から一般的な見解をひとつ承ることにします、いいですね。

そうすると、時間がないからまとめて幾つか聞きますから、まとめてきちんとお答えいただくと、総則のその定義について、いままでもなかつた「心身の育成」というのが入ってくる。もう一つ出してくると非常に具体的になつてくるんです。この法律で社会教育関係団体ということばの定義を、現行では「公の支配に属しない団体」となつて、この部分を削除しているんです。どうもたいへんおかしい方向ではないかと思ひますが、そういうような考え方はどうですか。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育が教育であつて、そして教育は教育基本法第一条の目的にも示されておりますように、「人格の完成をめざし」と云々という表現がございますが、その「人格の完成をめざし」ということばをもっと平易なことばで、健康な心身の育成を目標としていくという趣旨のことばで書いたのだらうと思ひます。教育である以上は人間をつくるということでございますから、人間をつくるというところは、人間の心身の発達を助長する、そういう意味で書いたのだらうと思ひますが、法文の最終的な形としては、用語が短ければ、そうしてしかも抽象的であればいろいろな意味合いにとられますので、用語としては精選されておらないという感じがいたします。特にこの「育成」というのが非常に他律的な印象を強く与えるとするれば、社会教育のものの考え方の基本に矛盾するところもございまして、育成という用語に不適切なものを感じます。

それから「公の支配に属しない団体」というこ

とだが、社会教育関係団体の定義の中から取られておるということですが、これは詳しく存じませんけれども、憲法の八十九条などの関連で、法律の中に取り入れる際に意味のさだかでない公の支配、意味のさだかでないという言い直します。何ですか、憲法のレベルにおけるやや抽象度の高い表現を、それよりも下位の法である法律の中で、なまの形で使わないで、もう少し具体的な形で表現をしようとする意図のもとにたまたまはずれておるんだというふうに思います。

○上田哲君 そこが全然違うんですよ。「公の支配に属しない」ということは、非常に重要なことなんです。これを取るといことはどんな団体が出てくるかわらぬということが——ということとは歯どめが必要だと思うんですね。

次の問題でございすけれども、「国及び地方公共団体の任務について」と、これはたいへんふしぎな感じがするのには、「国及び地方公共団体の任務」これを「社会教育行政の目標並びに文部大臣並びに都道府県及び市町村の教育委員会の事務分担などを、より明確にする必要はないか」、「関連行政との協力や行政の広域化を容易にするため制度的工夫の必要はないか」というようなことになって、これは実に具体的に、こういう考え方がもしあるとすれば問題だと思ふんだけれども、新設されている項目がぐっとふえましてね。「社会教育に関する事業の実施を奨励することに努めなければならない」、「精神生活」——そして項目が五つありましてね、「教養を高め、趣味を豊かにし、個性に富んだ精神生活の充実を図る」、「二番目に「家庭教育及び生活技術その他家庭生活に関し理解を深め、それらに関する処理能力を高め、明るい家庭生活の創造を図る」、「三番目に「社会生活における人間関係及び社会生活の仕組みについての理解を深め、自他の敬愛と協力の精神の涵養を図る」、「職業に関する知識及び技術の習得し、職務の遂行に必要な能力の開発を図る」、「体育及びレクリエーションに親しむ心身の健全な発達を

図ること」。

まあことばは注意深くなっていますけれども、何かたいへん復古調の、そしてたいへん企業的な感じが強まり、そして教育権の矮小化というような感じが指摘せざるを得ない表現が出てきている。しかもこれを総括して、いままで「国及び地方公共団体の任務」というふうになっていっている「国及び地方公共団体の責務」と、その「責務」、これはたいへん古い、すでにもう死語とならなければならぬかんたはすの、デモクラシーの名にはたいへんニュアンスとしてそぐわない表現が出てきているわけですね。こういうことはどうでしょう。

○政府委員(今村武俊君) 現在の社会教育法の第三条に「国及び地方公共団体の任務」として一連のことが書いてございす。その国と地方公共団体、特に国、都道府県、市町村の仕事の区分、分担ということが明瞭でないもので、従来の社会教育においては、国も都道府県も市町村も同じことをやっていたらいいんだという、まあこれは通念ではございせんけれども、何となくそういう気分があつて、行政が未分化であるという指摘があつたわけにございす。それで、今回社会教育審議会の答申におきまして、行政の責任、区分を明瞭にする必要がある。国と都道府県、市町村の役割、区分を明瞭にして、行政の効率をあげる必要があるという指摘がございす。そういう趣旨を勘案して行政の区分というのを考えておるわけにございす。その点は私もそう思います。

ただ、その「責務」と「任務」といったような用語の表現については、私も詳しく存じませんが、ただ従来のものを変えるから「任務」じゃなしに「責務」くらいにしたのだからという程度に思ひます。

それから、社会教育の内容について言われました点、表現がまだ精粗まちまちで、法律用語として使うには熟してないようなことばが、いまおっしゃいましたことばの中には相当にあるように思ひます。ただ、その内容は今後社会教育の内容と

して、現在の社会情勢の変化に応じて、概括的に言えばおおむね次のようなことであらうとして、社会教育審議会の答申の中でいろいろ文章が長く、用語を使つてたくさん書いてあるものを教語にまとめようとして苦心しておるの、生硬なといひますか、なまがたい漢語を使つていろいろ理解をされ、あるいは誤解もされるような表現にまとまつておるのではないだろうかといったような感想を持ちます。

○上田哲君 とうとうたる復古調の波がこの条項を洗つているような感じがしてならぬわけですね。

その社会教育主事というのは、町の代表的教養人といひますかね、まあ町の文化運動の一つのかなめみたいな、そういう活動をしてくださる人として、非常にまあ自由な人性格ですね。ここでも「社会教育主事の職務又は資格を上級と下級の二段階に分けることはどうか」と、こういう見解が入つてくることとなると、私は非常に問題だ。上級と下級に分けることをどこで問題にしているかという、たとえば「十年以上社会教育主事の職又は文部大臣の指定する社会教育に関する職において良好な成績で勤務した者」と、これはいけませんね。「良好な成績で勤務した者」というのは、まことに妙な感じが私にはいたしてゐるわけでありまして、社会教育の主事なんというものは「良好な成績」なんてなくてもいいから、一生懸命人の世話を見たり、いいおじさんだと言つてくれるような文化人、教養人でなければならぬの、ですが、ところが、いい判定を受けるとかなんとか、「良好な成績」で精励格闘するみたいなことが出てくると、非常におかしくなるわけですね。しかも、「社会教育主事と学校教員との交流を円滑に」しよう、そういう規定をつくらうとか、「社会教育行政の専門職員と学校教育との交流を円滑にする規定」をつくらう、こういうふうになつてくると、社会教育のフリーな土壌が醸成——醸成といふことばがほかにあるわけですが、非常に制約されてくると思うのです。こういう考えがもし

あるとすると、非常に逆行することになるし、危険な道だと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(今村武俊君) 現在、社会教育主事の平均の任期が大体三、四年だそうにございす。長く社会教育主事を続ける人が少ないという実態だそうにございす。したがって、社会教育に長く従事する人の間から、われわれ長くつとめている者に何か厚遇の道はないだろうかといったような意見をしばしば聞かされておりますので、そういう案がつくられたものと思ひます。

私も実はそういう案を部下のほうで審議しておりますときに、この部分は少し肩を張り過ぎておるのじゃないだろうか、現在必要なことは、この社会教育主事のそういう職制の問題よりも、教科教育主事の社会教育の名残りが残つていて、社会教育主事になると、国民、住民に対して何か教えてやるとか、布教するとか、そういう感覚がまだ残つておるが、そういうことではなしに、社会教育の計画の立案とか、あるいは組織だとか、あるいはプロモーションとか——推進するとか、そういう社会教育主事の機能の転換のほうが目下の急務なんであつて、その機能転換は社会教育の望ましい世話役としての機能をうたうほうがより重要ではないだろうか、内部では意見を言つたようなこととでございす。

○上田哲君 社会教育団体について登録制を採用しようというのですね。登録制なんということになる、デモクラシーの方針、原理から全く遠ざかつていくと思ふのですね、登録制については、しかも、「それぞれ登録の申請をすることができ」ということになって、一から六項まである。「高度の公益性を有する事業を行なうものであること」、「社会的信用が高いこと」、「団体の活動が持続的及び実効性を有するものであること」と、こうなると、大政翼賛会みたいなものとなつてしまふという連想を持ちますよ。これはどう考へたつて逆行だと思ふ。いかがですか。

○政府委員(今村武俊君) その辺も私の部下のほうで、まあいわば苦心の作であるところとでござい

ます。私自身は登録制ということば自身が、世間の人の持っていることばの感覚によって相当な反論を巻き起こすであろう。しかし、まあ私の部下たちがそれを考えた趣旨は了としていいわけでございます。という意味は、社会教育関係団体、特にこの社会教育関係団体という概念を使っておきますので、どの範囲が社会教育関係団体であるかは、これはひょうひょうとしてわからないわけですが、そしてそれらの団体の方々が、私どもに対する注文は、社会教育関係団体だから何か財政上困るところを財政上の援助をしてほしいとか、あるいは減免措置、免税をしてほしいとか、こういう要望があるわけですが、そういう問題を提起しますと、いつでも起こる問題は、それは社会教育関係団体だからということだけれども、そのボーダーラインがはっきりしないではないか。だから趣旨ははっきりしないではないか。だからねというのを繰り返して繰り返して繰り返して、減税の目的を遂げるために何かの方法はないだろうかという趣旨で、事務的に苦心をされているところをございまして、決して統制をしようとか、大政翼賛会を再現しようとか、そういう意味を持っていてるわけでは毛頭ないのでございします。

○上田哲君 どうしても、しかしそういう疑いといいますが、懸念が醸成されてくるということについてまあ問題にするわけですが、社会教育振興財団構想というのがあるのです。これは「国および民間が拠出した資金、寄付金に基づき、社会教育団体に対する助成、通信教育実施団体等への融資を行なう社会教育振興財団を設ける必要」がある。民間となれば、こういうものは大企業にきまってくるわけですよ。融資なんという概念も出てきてみると、助成とか、これはもう企業で行なう社員教育にも税金で助成するということやないか。まあ当然出てくることになるだろう。たいへん、いよいよ衣の下から何か出たような懸念があるわけですよ。こういうものはどうでしょう。

○政府委員(今村武俊君) それはいま申し上げました登録制と代替的な関係で考えている案でございます。社会教育関係団体がいろいろその事業の実施について国の援助がほしい、あるいは減免措置がほしいということでございますが、社会教育関係団体のボーダーラインをはっきり書くことができないといふれば、そういう特殊な財団を設けて、その財団に対する寄付金については減免にするということ、ボーダーラインを明確にしておいて、そしてその財団において関係団体から代表者が出て、そして個々の社会教育団体についてはチェックをすることもなし、統制することもなし、その実態に応じて財政的な援助をすることができるといふこと、それも事務的には非常に苦心をいたしました一つの作品でございますが、それについて多くの関係の方々の御意見を聞きたいということ、いままんなが検討しているわけでございます。

○上田哲君 青年の家ですね、「社会教育の方法について」というところで、青年学級振興法を廃止しよう、あるいは実力検定の文部省の技能審査の認定の根拠規定を設けようということからみながら、各種青年学級の数を減らそう、かわりに青年の家とか青年の船などをふやそう。これはどうもたいへん何かむき出しの政策意図みたいなものがにじみ出てきているような感じがして居るわけですよ。こういう構想がいとお考えですか。

○政府委員(今村武俊君) その辺まで私の部下が検討していたのかどうかということになりますと、私自身もちょっと記憶がはっきりいたしません。何かそういうことを法律に書けるわけのものでもないような気がいたしますけれども、何かそれは法案の一部の内容となっておるような事業でございまいしょうか。

○上田哲君 読みましようか。「青年の家の事業」、まあ条項は第○条となつていますが、「青年の家は第何条第一項第四号に掲げる目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行なう。1. 青年の団体宿泊訓練としての研修会、講習会等を主催すること。2. 青年の団体宿泊訓練のために便宜を供与し及び指導と助言を与えること。3. 青年の団体宿泊訓練に際し、資料を収集し、保管し及び利用に供すること。4. 青年の団体宿泊訓練に際し、調査研究を行なうこと。5. 前各号に関連する事業を行なうこと。6. 前各号の条項もありまうし、それから一ぱいありますね。もろ条項としてつくりかけられておりますね。

○政府委員(今村武俊君) 青年の家について条項を設けましたのは、現在の法律によりまして、青年の家は社会教育のための機関とするという、その機関の中に入っていないわけですよ。図書館と博物館だけが社会教育のための機関とするという用語がありますので、特に公立の青年の家は、税務署の関係から、何か遊興飲食税を徴収したりなんかして、はなはだ旅館と同じものではないだろうかというところで、税務署との間にトラブルを起したりして、青年の家ということが社会教育の上でどういう機能を果たすのだということを明瞭に書いてほしい、社会教育のための機関であるというところを明らかにしてほしいという公立の青年の家の関係団体の元来の御要望もございします。そういう意味でそのことをうたおうとして苦心をして事務的な文章を書いてみたんだというふうに思っています。

○上田哲君 ゆゆしいところは「放送利用教育について」、放送利用教育については何らかの規定を設ける必要があるだろうということを言っているわけですよ。わがハイマートへこんでもないです。こんな規定をつくられたら、言論の自由とからだをはって戦わなければならぬ。こんなところには社会教育が乗り込んできたらデモクラシーの基本にかかわると思う。こんなことは書かしていいのですか。

○政府委員(今村武俊君) 放送法もございしますし、放送そのものについてということではなしに、先ほどから先生の御質問を伺っていて感じるのでございしますが、いろいろ背景が大きいのに、それを非常に短いことばで表現しておりますので、何というのでしよう、思わない誤解を招いているような気もいたします。おそらく部内の雰囲気から察しますと、放送教育というのは今後いよいよ社会教育の中でも取り入れられていくべきものである。その放送教育の奨励について何か書きたいといったような雰囲気だけでございます。放送法そのものとか、放送事業についてその法案の中でチェックをするなどという気持ちは毛頭ない次第でございます。

○上田哲君 時間がないので、私はもつと具体例をあげて逐条やるわけにもいかないので。ただ重要なポイントになってきているのは公民館ですよ。これはさっきの主事の問題もありまして、公民館問題というのは非常にこれは社会教育の大事なネットです。この問題にこういう形で手を付ける、これはもう御存じでしょう。大きな大公民館システムですね、そして現在ある小公民館というのですか、これはいわば町の集会所的なものにしていく、たくさんここにあります。こういうういふみんな地域の公民館を中心に婦人学級とか、お花からお茶の会から、あるいは政治を考えようくらいいま、さまざまな形で研究会がありますよ。こういう文章出ております。こういうものを根こそぎ、非常にこれは簡単だから間違いが起きると言われたけれども、私もことばを簡単に言っちゃえば、たいへん官僚統制をしていくというシステムに結果論としてはいつてしまふ懸念があるのでございします。

ここに私公民館を調べたら福岡方式という福岡が一番多いんですね、各校区ごとに六十三あるのですよ。非常に進んだシステムですね。これは局長も進んだシステムだとお考えでございします。この六十三の校区ごとにあるその中の一つの資料を取り寄せて見た。これは南当仁公民館の柏崎という方が主宰をしている木曜会、それに鳥飼婦人学級の岩崎正子さんから報告がきています。これによると、第一に、区ごとに大型公民館をつくり、第二に、現在の公民館を地元に戻し、自治公民館にす

る意向であるということです。この発想は、社会教育に対する欲求が多様化していること、福岡市のなにも数多くの公民館があるのは日本でも例外的なものでありましようから、これがいろいろ問題を起しているということからのようです。私たち一の問題については異論はありません。欲求の多様化を満たすためには中央公民館的な大型がつくられることに賛成です。しかし、二の問題は、私たちにとってたいへん困ることです。まず、自治公民館にするという、けっこうそうなこととに含まれる内容は、一に市の職員を引き揚げる。第二に同時に経費は地域に持たせる。三に、住民の中から館長、主事をつくらせ、管理、運営はこれが行なう。四に、指導は市が行なう。こういうことになってしまつて、私たちの主婦の気持ちから言へば、はっきり言えることは、戦時中における町内集会所に返っていくのではないかと思われまふ。現在、利用者である私たちが、わが家のごとく公民館で学びたいことを学べるということとは、もとよりみんなの学習意欲が強かったといえ、小人数で公費と公民館を使うことに對する圧迫を除くなりひなたになって、主事さんをはじめめざされてくれたお力があつたからこそです。自治公民館が地域ポスをつくり、強力な団体だけのものになっていけば、小グループの学習の場合は奮われてしまふものとしか考えられまふ。同時にこれが行政の伝達機能化することは目に見えていると言えないでしょうか。第一現在の公民館主事さんたちの立場はどうなるのでしょうか。少数の主事さんたちは大型公民館に地位を得られて残るでしょうが、あとの人たちはどうなるのでしょうか。私たちはふだん着で利用できる地域公民館を、そしてそこに行けば親身に相談できる主事さんを見ていられるわけです。そのためには大型公民館よりも現在の公民館の充実を望みます。

こういうあれがあります。結論として、社会教育とは、市民の相互教育であるにもかかわらず、ここに述べられていることは管理主義ではないか、たいへん文脈からいって討議を尽くされた結果

論と思われるような表現もあるわけですが。こういう実態ですね。これをどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(今村武俊君) 公民館につきましても、何かいまお読みいただいたものでは、私の気持ちから言へば、私どもの考えていることは別のものを対象にしてお話があつていふような感じがします。公民館が全国で約一万三千ございませう。一万三千の公民館のうちで、公民館の基準として文部省告示で示しております最低の基準、百坪以上の面積を持ち、一人以上の公民館の職員がいる、そういう公民館が千六百七十八しかございませう。つまり一万三千のうち約一割強が公民館らしい公民館である。それで、なるべく最低百坪以上、一人の職員以上の公民館になつていただきたいというところで、公民館の充実を考えながら、事務的な案文をつくつてみたはずでございます。全国の公民館の連盟におきまして研究会がつくられておりまして、公民館を充実したものとしたい。ために、人のいない公民館は今後公民館と言わないうことにしようじゃないかというところで、公民館の専称規定という案文をつくつて、私どものほうに御意見の提示がございました。それで、事務の私の部下のほうで、そういう趣旨をくんで案文をつくつてみたわけでございますが、おそらくそれは人々の心情、気持ちをさかすかなでするようなものを含んでいるのではないかと。だから、やっぱり、人のいない公民館も公民館と言ふことは従前同様にして、その内部から充実をはかつていくほうが政策としては上々なんじゃないだろうかという意見を私は言つておるところでございます。公民館連盟自体の中でも専称規定に対して非常な反論があることは存じております。したがつて、それと同じような意味の、何というか、関係者からの、特に無人の公民館を使つていふ人々からの反論が起ることとは、これはもう社会の心理上当然のことと、そういう反応が出ていふのではないかという感じを持ちます。

○上田哲君 社会の心理上、ということではないですね。目の前にある小さな宝もの、手の中にある人から見ればたいしたものではない、小さな小さな、たとえば少女の宝ものを取り上げられることに對する心情的な反発というのでは、ちょっと、私は次元が違うと思うのです。理屈を唱へるならば、権利としての社会教育といふんです。上から与えられる社会教育ではなくて、権利としての社会教育というふうなもの——ことばはちょっと若干、論理的には矛盾しますが——そういう発想があるかないかというところだと思ふのです。そういう発想からすれば、今回のこの大センター構想みたいなものは、やっぱり、げたばきの主婦の努力、活動の可能性というものを減らしてしまふことは間違いないわけだし、そうして、少なくとも電車に乗つて行かなければ、バスに乗つて行かなければ行けないということになれば、地域性というものの埋没ということになります。その集中的な管理体制の強化ということによって、何といふますか、高度化された近代的な利用の態様、こういうパターンの中に行政主義的な変遷といふことよりは、行政それ自身が内容が変遷していくようなそういう可能性というものが、やっぱり芽を出すようになりはしないか。ここに私は問題があると思ふのです。そういう点では、やっぱり、私は、画一的な大公民館システムというものは、十分に再検討する余地があると思ふ。これが一点。

それから、福岡方式というふうなものをどう評価なさるかということも一点聞いておきたい。○政府委員(今村武俊君) 第一点の、何か、画一的な公民館主義という表現でございますが、社会教育審議会の答申に繰り返し繰り返し述べられていふ思想は、今後の社会教育は住民の自発的な学習意欲を援助し、奨励し、促進していくのが社会教育行政であるという基本理念は繰り返されていふところでございます。何か、画一的な大公民館制度をとつて、行政が、何か、上から強制し、注入するといったような考え方はどうしていい得ないところだと思ひます。それから、福岡方式と言われまふけれども、福岡においてなくなつた守田道隆氏が非常に公民館の整備運動に努力をされて、公民館が充実しておるといふこと、充実しておるけれども、またいろいろの形があつて、公民館のあり方について種々のバラエティーを持つておるといふこと、そのバラエティーを持つておるといふことは、必ずしも福岡独自のものではなしに、そういう形は、大同小異、各県にもある。ただ、それが福岡においては特に充実しておる。そうして、パターンが明確であるといふことでございませう。で、まあ福岡方式という名で私も理解はいたしております。

○上田哲君 結局その統廃合というのは、いわゆる自治体合理化の一環であつて、施設の統廃合、とりわけそのことによる人件費削減の第一のねらいとしていふ批判は当たりませんか。

○政府委員(今村武俊君) 現状から申しますと、そういうことではなしに、もう人のいない公民館ばかりという感じが全国の感じでございます。まして、人件費統合のためにいふことは、私どもの念頭にはないところでございませう。実は今年度公民館の予算がだいぶあふまして、それによりまして公民館の新設する場合は、その場合新しく人を最低一人以上は置いてほしいということを折衝いたしました。公民館の主事をふやすべく最大の努力をしておるところでございます。人件費の統合にたいへん感念は正直に申しまして私の感覚の中には全くございませう。○上田哲君 時間が切れますから、最後にまとめて次官の御見解も承つておきますが、この大型公民館化といふことは、いまの御答弁の中に、決して人件費削減などではないんだと、いうところの自治体の合理化ではないんだということがありましたけれども、そういう行政レベルの話だけではなくて、たとえば公民館問題について打ち出されていふ考え方は、なるほど住民の教養及び生活技術の向上、健康増進というのものがあつていふ

けれども、並びに住民の連帯意識の涵養による地域社会の形成に寄与する、そのこと自体は、ことばとして問題はないはずなんですが、今日、しかし住民の連帯意識の涵養による地域社会の形成というところが、市民の権利としての社会教育という形的情勢から起るならいいんだけど、いざわばそのことを提供していただくにどうもいらないだけども、登録団体とか、うしろに財団を含むとか、主事を上級、下級に分けて、実績のあるものにつけてはどうだこうだという形に持ってくる、まぎれもなく、これは上からの社会教育、主体の問題が非常に大きく浮かび上がってくるという懸念を持つのが当然だろうと思ひます。そういう形からいいますと、この社会教育法、言ってみれば、日本の民主主義社会といふような、デモクラシーといふものを、やはり一番養分のあるところでささなければならぬ、そういうものが、でき得べくんばあまり行政のにおいがなく、でき得べくんば規制の条項といふのはなるべく少なく機能していかなければならぬはずのものが、少し情勢の変化に対応するといふ言い方の中で、そうでない方向に動いているんじゃないかという懸念をやはり表明しなければならぬと思ひます。局長の、これはさき約束をしたから、一般的な見解の討議だと私は受け取って討議を進めたい、あなたもかなり積極的な見解の御表明があったことを了といたしますが、しかし、まあその中でことばじりをとらえるのではないけれども、私の下僚がそういうことをつくってしまったのではない、また、聞いてみれば、あなたも大部分御存じであります。そういう形が、何か、もっともっと明るい太陽のもとで語られなければならぬ、けたばきの主婦の皆さん方の生活感情や生活組織、努力したいもの、そういうものと密着しながら進められていかなければならぬにかかわらず、ほかにだれがやっても同じじゃないかということではあっても、やっぱりその衝にあり、その責務をになつている人のところにつくられるたたき台といふもの、具体的にそれが全国

社会教育委員会委員連絡協議会や、全国教育長協議会に出されるという法改正上の指摘事項ということになれば、これはやっぱり一定の意味づけを持つてざるを得ない。そういう点からして、これは私は、冒頭に次官から、ただいま法改正の意図はないというふうな御見解を伺いました。いまのところないという表現だったのか、そのときにねればわからぬぞということがあるのならば、その辺ももう一べんきちつとお伺いをしたいけれども、こういうふうな、いわば、ある意味では非公式だといふ形をとりながら、結果的にはこれが振り返つてみれば重要なステップになって、突如として、目を驚かせるような重要法案の改正が出てくるというふうなことになることは、非常に心配があると思ひます。その辺の経過も含め、今後の展望も含め、それから、いまいろいろ見解の表明があったことも含めて、文部省を代表されてひとつこうしたさまざまな懸念に対して明確な御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(西岡武夫君) 答えいたします。ただいまある先生の御質問に対しては社会教育局長よりお答えを申し上げましたように、基本的な考え方については担当の局長であります今村局長の考え方と、先生の社会教育に対する御認識、御見解とは大きな基本的な違いはないのではないかと私拝聴していただくのでございます。

そこで、具体的な今後の社会教育法についての文部省としての取り組みでございますが、ただいま先生が御懸念になつておられますように何か意図的にこれを既成事実を重ねていく中で、あるとき突然というふうな形でこの社会教育法の改正というふうな大問題を扱うというふうな考え方は、文部省としては毛頭ございせん。これは明確に答えを申し上げておきたいと思ひます。

○上田哲君 たまたま最後のところで大臣がお見えになりましたから、いままで議論してまいりました問題について、もう一べんだめ押しの御見解を承りたいと思ひますが、第一点は、今回改正の中心になつておる特殊教育の研究所、この

特殊教育の研究を基本的な理念の立場から、単に一般教育に準ずる形ではなくて、特殊教育を充実させるという価値観の中で大きく進めるといふことについて大体御答弁をいただいたのであります。が、そのことを敷衍していただくこと、それから、いま大きな問題になつておりますことは、社会教育法の改正試案といふべきものが当局の中でのいろいろ練られ、これは非公式だといふことになつておりますけれども、出ております。これについて改正の意図はいまいないというふうなことでありますので、了といたしますが、大臣としての御見解を最後に承つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 特殊教育の研究所のことににつきましては、いわゆる特殊教育の特殊性、その必要性といふことを基本的に考えまして、万事配慮していくという、従来、またここで文部省関係者の答えましたことを明言いたします。

なお、社会教育法の改正のことがいろいろ議論せられたようでございますが、このことは、省としてオライズした形においてまだそこまで至らないけれども、これをするという意図はまだ正式にないわけではございまして、したがって、次の国会の機会にこれを提案するというふうな考えは一切ございせん。

○上田哲君 終わります。

○峯山昭範君 今回の文部省設置法の問題につきましては、すでにきょうまで相当審議をやつてまいりましたので、私は初めに二三質問をしたいと思います。きょうはひとつこの設置法そのものに入る前に、きょうの並びに先般の委員会におきまして東大の農学部非常勤職員の問題から端を発しまして、非常勤職員の処遇の問題並びに定員化等の問題が相当問題になりました。この問題につきましては、本来ならば、きょうここで結論を出すまで私は論争をやりたいのであります。が、残念ながら、きょうは設置法そのものをどううしても審議をしなければならぬ段階になりましたので、この問題については理事会等であらためて論争をやるという結論でありますので、私は

この問題は保留しますが、一言だけ大臣にも、きょうは文部大臣の代理でございまして、これはどうしても知つておいてもらいたいのでありまして、定員外職員の問題は、わが内閣委員会として担当の委員会でありまして、この問題については、かねがねこの定員外職員の問題について検討をしてまいりました。しかし、今回新たに東大の問題をはじめ、具体的にこの問題が出てまいりました。私は一言だけ、次回の委員会等での問題を審議するにあたりまして、そのときはどうしてもこれは当局であります文部省当局並びに大臣にも御出席をお願いしてやらなければならぬのであります。その前提として、それぞれの国立学校、国立大学等、特にこの定員外職員、これは定員外職員にはいろいろあります。そのすべてを含めて私は定員外職員と申しておきたいと思ひますが、そのすべてについて詳細な調査をやつておいてもらいたい。いままでみたような簡単な調査ではなくて、詳細に調査をして、そしてその人たちに對して今後どういうぐあいに対処すべきであるかといふことも、文部省当局が、学校から要望があつてから要するに調査をやつたり、やろうというのではなくて、こういうふうにもう東大にあるといふことはわかつたわけですから、そのほかの全国の学校にもあることは明らかであります。そういうふうなことで、文部省当局は積極的に自主的な調査をされて、そして次回のこの内閣委員会における定員外職員の審議に資料として提出していただきたい。このことを初めにお伺いし、確認をしたいと思ひますが。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま定員外職員についての調査の御要求でございますが、私ども、もちろんできる限りの調査はいたす考えでございますが、どの程度、どういふ内容の調査をしたらいいかといふことにつきましては、別の機会でもよろしくございまして、峯山先生からお話を承りましたというふうに考えます。

○峯山昭範君 いずれにしても、調査して資料として、それは内容については、それは専門的にあ

と詰める問題あるにしても、資料として提出するということを確認しておきたいと思ひます。よろしいですね。

○政府委員(安嶋壽君) よろしくございます。

○山田昭範君 それではさうその問題に入りたいと思ひますが、実はまず初めに御断りしたいのでありますが、この委員会におきまして、今回のこの特殊教育総合研究所でございますが、実は私たちが昨日もこの特殊教育、いわゆる心身障害者の教育に携わっている現場の職員の皆さん、また大学の専門の皆さん等の御意見を伺ひしながら、また、きょうの文部省当局の答弁等によりまして、特殊といふことがあまり適当ではない。教育基本法、学校教育法ですか、そういうふうな中にも出てくる問題であります。これは先ほどの答弁によりまして、特殊といふことを考え直せといふ話が出てまいりました。しかしながら、私もこれから質問を進める中に、特殊といふことを使わなければならぬことばがないのであります。これは特殊といふことばを使わないと、もう文部省の資料、並びにそこら辺の資料は全部特殊といふことばを使っているわけですから、私は私は非常に残念であります。特殊といふことばを使いながらこの論争を進めてまいりたいと思ひます。このことを初めにお断りして質問に入りたいと思ひます。

初めに文部大臣にお伺ひしたいのであります。大臣は文部省を担当されるようになりまして、まだ日にも浅うございますので、こういうことを私が言つてしまふのも可なりませんが、今回の、私も実はこの文部省設置法を審議するにあたりまして、特殊教育の問題が非常に重要である、そういうような認識に立ちまして、実は養護学校とか、または療養学校というところをずうっと視察をしてまいりました。そして現場の先生や、また父兄の皆さん、生徒の声をきいてまいりました。非常に私たちがそういうような声を聞きながら、ほんとうに特殊教育といふものが、これはほんとうに重要なものであるとい

う認識を新たにしたいような次第であります。

そこで、大臣にお伺ひしたいのであります。大臣はこういうふうな機関に行かれて、直接話を聞かれたことがあるかどうか、そこら辺の見解について初めにお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) その施設、直接参つてみずから見聞をいたしたことは遺憾ながらございません。しかし、この問題につきましては、十数年前、衆議院の文教委員長として関係した際に、国政調査で地方に出まして、この問題につき、たしか鳥取県でございましたが、この点についてのいろいろ陳情を受けたことがございます。しこうして、たゞいま御指摘のとおり、心身に障害を持つ児童、生徒がその障害を克服して、能力、特性等を生かして、社会において自立していけるようにするためのいろいろ教育に関することは、教育自体の問題として、普通児の教育とともに相並んでいろいろ、またそれ以上に特殊の配慮を尽くすべき重要な問題と心得ます。

○山田昭範君 まあ確かに私たちが実はこの法案を審議するにあたりまして、こういうふうな療養院とか、あるいは養護学校へ参りまして、担当者の皆さんが、もう必死になつて、こういうふうな教育に取り組んでいる姿を見まして、私たちも確かにこの、何といひますか、視察の時間を延ばさなければならぬというぐうぐう切実に私たちは感じました。

そこで、大臣にお伺ひしたいのであります。この特殊教育の振興といひますか、この心身障害者の教育にあたりましては、まず第一に、私は何といひても特殊教育の理念を、これは明確にしなければならぬと思ひます。それで、実は昨日も私は申し上げたのでありますが、まず、憲法の第二十六条ですね、二十六条のいふ「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、機会均等もその中に入りますが、この法律に基づき、あるいは教育基本法第三条にもこの規定があります。さらには児童福祉法もやっぱり関連があ

るわけですが、こういうふうな基本的な姿勢に立つて、私たちはこの肢体不自由な皆さんの教育といふものを抜本的に私たちは考えていかなければいけない。それともどういふぐうぐうに認識をすべきであるかといふことは、これは私たち非常に重要な問題であると思ひます。からだの元氣な人たちは、義務教育で皆さん教育を受けて、それれりつぱに社会に育っていくわけでありすが、自分のからだに少し悪い、あるいは目が悪い、耳が悪い、そういうふうなちょっとした欠陥があるために満足に教育も受けることができない、受ける意思があつても、その設備がないためにできない。そういうふうなことは、非常に私は遺憾なことだと思ひます。

そこで、文部大臣にこの特殊教育に関する根本的な理念といひますか、基本的態度ですね、これについて御見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま申し上げましたとおり、御本人に対する観念といたしましては、これは一般普通人に対すると同じく、これは特別の人だから少しは特殊な事情だから、ここまでは国は手が回らない、これはやむを得ないじゃないかといふような考え方ではなく、普通児とともにしっかりと教育をしていかなければならぬ、こういう基本観念に立つものかと存じます。

しかし、そういうふうな観念でこれらの方々を教育するといふことが、御本人のためではない、健全な社会をつくるためといふためにも必要なんです。こういう観念に立つてこれらの人々に対する教育につきましては、すなわち一般児と同じく教育するといふ趣旨のもとに、条件が違ひますから、それだけ施設等は十分配慮がされなければ、一般と同じ条件にならないわけでありまして、そういう点のきめ細かな配慮が必要なのはなからうかと存ずる次第でございます。

○山田昭範君 そうしますと、いま大臣は普通の人と同じように教育を受けるだけの施設なり、また考え方でなくちやいけない、特別な扱いではな

くという話もありましたが、いずれにしても、そういうふうな大臣の基本的な考えであるならば、私は、肢体不自由な皆さんの方、そういうふうな心身に障害のある児童の皆さん方がたくさんいる。調査のあとで私は内容等についてはお伺ひしたいのですが、たくさんいるけれども、現実には思うようにみな教育を受けることができない実情にあります。たとえば、先日から新聞等にも相当報道されております。からだが悪くて、だれもめんどろ見る人がなくて、座敷牢の中はうり込まれて、ほんとうに人間並みに扱われてない。そういうふうな姿もずいぶん私も聞いていますし、出てまいりました。そういう点よく考えてみますと、これは児童福祉法の「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健全に育成する責任を負う。」きのうも参考人の皆さんの中に、両親、いわゆる保護者の責任というものもありますけれども、やはり児童福祉法第二條の精神からいいますと、その半分は国にも責任があるといふことになるわけでありまして。そういう点からいいますと、私はまだまだこの設備そのものにしまして、また、待遇にしまして、実際にそういうふうな養護学校に入りたいのに入れないという実情にあるのじゃないか、こういうぐうぐうに思ひますが、こういう点も含めて、再度大臣の所信をお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 私、代理になりましてから御承知のとおり日にお話して、遺憾ながら実情等について悉知いたさない点につきましては、あしからず御了承願ひたいと思ひます。ですから、いろいろと財政上の理由等によりまして、ただいま申し上げました基本観念によるところの具体的実現につきまして、施設と、また設備と、いろいろ欠けるところのものが多いたつてはなからうかと存ずるものでございます。これらにつきましては、基本的に改善努力をいたしてまいりたいと思ひます。実情等につきましては、必要あれば事務局から説明を御聴取いた

いと存じます。

○**峯山昭範君** まあ、大臣のおっしゃるとおり、大臣に実情をいまいお伺いしても、確かに無理な点もあると思ひますので、それでは大臣も一緒に実情を聞いてもらいたいと思ひますが、事務当局に私は初めにそれじゃお伺いしますが、わが国における特殊教育の現状についてこれはお伺いしたいのでありますが、この特殊教育の学校の種別ごとに、そこで教育を受けなければならぬ、受ける必要のある児童、あるいは生徒の数は、一体どのくらいあるのか。それからそのうち、特殊教育施設といふか、諸学校ですね。そういうところに実際に就学している児童は、必要のある児童数と比較して、どういふふうな状態にあるのか。さらにこれは各都道府県においても就学を猶予あるいは免除されている方々もたくさんいると聞いておりますが、その実情はどういうぐあいにあるのか。その概略について、現在の日本の特殊教育の現況を概略でけっこうでございますから、お伺いしたいと思ひます。

○**政府委員(宮地茂君)** お答え申し上げます。

御承知のように、特殊教育の対象になります子供たちの障害の種類なり程度が非常にバラエティーに富んでおりますので、それらを包括して要約で申し上げていただきたいと思います。

視覚障害、これは盲学校の対象に從來からなるわけでございますが、矯正視力〇・一未満の子供、これは盲学校に入るべき子供はほぼ一〇〇%盲学校に入っております。ただ私どもとしまして、〇・一から〇・三未満、このぐらゐの視覚障害者につきましては、盲学校でなく、特殊学級なり、あるいは普通学級、この辺がまだ十分な調査もできておりませんが、そういうものもおりますが、少なくとも〇・一の盲学校に入るべき子供は盲学校へはほぼ一〇〇%入っております。

同じように聴覚障害にしましても、程度が、たとえば、いわゆる全ろうに近い子供、七・一デシベル以上の子供ですか、これがろう学校にはほぼ一〇〇%入っております。ただ若干障害が全ろうでな

い子供たち、これはまあ特殊学級等へ入っているわけですね。

次に、精薄につきましても、IQの関係で中度、いわゆる四九、IQ四九以下の子供、これらは養護学校に入れて教育すべきものと思ひますが、遺憾ながら、盲ろうに比べまして、精薄につきましては十分な施設がまだ行きわたっておりません。

したがしまして、私も養護学校に入るべきものと考えます。精薄の在学率は二六%程度でございます。同様に、肢体不自由につきましても、程度の差がいろいろございまして、養護学校相当と思われるものの在学率は六〇%でございます。病虚弱につきましても、養護学校に入るべきものであると思ひますものの在学率は二〇%でございます。その他は精薄、肢体不自由、病虚弱、いずれも特殊学級ないし普通学級に通つておる状況でございます。

大体そういうことで、きわめて大づかみに申し上げますれば、盲ろうは一応別といたしまして、精薄、肢体不自由、病虚弱、これにつきましては、それぞれ特殊学校を今後充実して、その対象になる子供たちをそれに通わせなければ、いわゆる教育の機会均等という見地からは手落ちがあるという実情でございます。

なお、学校数は、盲学校が国公私を合わせまして七十五、ろう学校が国公私合わせまして百八、精薄養護学校が百一、肢体不自由が九十八、病虚弱が四十という数字になっております。

それから最後に、就学猶予・免除者の数ということでございまして、就学免除者は四十四年度で、六歳から十四歳、小学校、中学校の該当年齢の子供で、四十四年度の調査で九千七百六十一名、同じ年齢で就学猶予者が一万一千百八十名、大体概数はそういうことでございます。

○**峯山昭範君** いま大臣もお聞きのとおりであります。これは私たち考えまして、確かにこの精薄の關係ですね、これはいま入学率は二六%という話がございました。それから肢体不自由が六

〇%、それから病虚弱は二〇%ということでもあります。これはなぜこういふような実情であるのか、これは非常に重要な問題であらうと思ひますが、

何といつても私はこの施設が不十分である。施設があるにしても非常に不便である。いろいろ事情はあると思ひます。そういう点からいいますと、私はこれは教育の機会均等とか、まあ教育基本法なり憲法で定められておりますけれども、こういうような方々は、ちょっとしたその事情によつて、いわゆる教育を受けるところが少くない。

そのためにそれができないというのでは、これは私はほんとうにそういう方々かわいそうだと思ひます。そういうような意味からいいますと、受ける状況にある人たちは、少なくとも一刻も早く、先般から教科書の無償配付とか、いろいろ問題が出てまいりましたけれども、私たちは、こういうような人たちの一刻も早く教育を受け

る機会といふか、受けるところが自由に選択ができ、そしてほんとうに一刻も早く、こういう方々を持った両親の立場になって考えてみますと、非常に私は身を切られるような思いであらうと思ひます。そういうような意味からも、ぜひともこういうような、端的にいいますと、すべてのこの心身障害を有する者に対する、すなわち教育の機会の保障を、一体文部省としてはいつごろまでにこれを實現しようとお考えになっていら

っしゃるか。いわゆる特殊教育振興の将来の考え方、将来に対するビジョンといふか、そういうようなことをどういふようにお考えか。概略でけっこうですかとお伺いしたいと思います。

○**政府委員(宮地茂君)** 先ほど申しましたように精薄、肢体不自由、病虚弱の子供、重度のそういう子供を対象にしての養護学校、私どもはぜひこれを設置したい。それはいろいろ特殊教育振興の諸施策がございまして、その中の一つの大きな問題だと思ひます。したがしまして、現状は精薄の養護学校を持っていない県が二十九、病虚

弱の養護学校を持っていない県が二十八ございす。肢体不自由の養護学校を持つておられる県は、全県でございすけれども、それにしても、全県にあります養護学校ではございす、しかし一県一校といふことでは、やはり寄宿舎に入つて通えれば別ですが、なかなかむずかしいといったようなことで、各県にありますものの、肢体不自由でも六〇%しか在学していない。あとの四〇%という子供は、各県に一つでは不十分だということでございます。しかし、精薄、病虚弱は、いま申しましたように、一校も持つていない県がございすので、まず未設置県を解消するというところで、いわゆる養護学校の設置義務を一刻も早く課したいということ、年次計画をもちまして推進いたしてまいります。将来のことでございますので、

はつきりここでお約束できませんが、私も事務当局としてのめどをいたしましては、四十八年度までにともかく未設置県を解消する。したがしまして四十九年以降はということを目標に推進いたしてまいります。ただ一県に一校つくつたから、設置義務は果たしたいということでもいかがであるうかといったようなことがございまして、いろいろそういう点も目下検討しておるところでございます。

○**峯山昭範君** いま局長からかなり明確に答へていただきました。確かに私は一県一校では足りない点もあると思ひます。それは徐々に充実していかなければならないと思ひますが、特に今度にはそれをもう一歩進めまして、要するに精薄並びに肢体不自由、病虚、この三つが非常に養護学校が少なくて現在おくれしているわけでありますけれども、これは私はあの学校教育法二十二条一項あるいは三十九条一項に、保護者の子供を就学させる義務といふのがございす、要するにこういうふうな方々を、先ほどお話しございました猶予処置ですね、就学を猶予または免除という、そういうような処置をしている方々が、先ほど概略全国で二万人ほどございしたのですが、そういうふうな処置にしてしまつと、やっぱりこれは何という

か、私も現実に学校へ行きまして聞きましたんですが、ほんとうはもう親が必死になって一生懸命やっているとこはいいのですが、そうでないところは、もうそれをいいことに、ほんとうにかわいそうな扱いをされるということもあるわけでありまして、それでは私はほんとうに申しわけないと思いますし、また、国としても、児童福祉法の精神からいって、それではいけないと思っております。そこで、先ほどから言っておりますように、学校教育法の二十二条あるいは都道府県の特殊教育諸学校の設置義務の中に、学校教育法の七十四条であります、こういうふうな中にいわゆる養護学校の義務制といいますが、そういうふうなもの、まだ、戦後二十数年たちましたけれども、現実として、いまだきちっと定められてないように私は思うのですが、これはできたら義務制というものをもうちよつときびしくちゃんとして、そういうような方を国として、また、また地方公共団体として、あたたかい手をとんと差し伸べて、そういう親も進んでそういうような学校に入りたい、そういうふうになるような施策というものが私は必要であると思うのです。あるいは、ただ単に義務制をとったところで、親のほうもたいへんな点はあると思ひますが、そういう点についてもやはり一考を要すべき問題じゃないか、こういうぐあいに思うのです、この点についてはいかがでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 御意見の御趣旨に私も全く同感でございます。あげられまして学校教育法の原則の規定に一日も早く到達するように鋭意目下努力しつつございますが、早急に本則に帰るように、本則が実現できるように努力いたしたいと思っております。

○峯山昭範君 先ほど、各県に養護学校等、少なくとも最低限一校はできるというお話でございましたが、これはやっぱり私は各都道府県によってもいろいろ事情もあると思うのですが、学校の施設を新設あるいは増設するにあたって、現在施設の補助率ですとかは何か二分の一ですかね、いま

は。これは二分の一ではちょっとたいへんところがあると思うのです、現実の面から。これはできたら私は三分の二くらいに引き上げたかどうかという考え方も持っておりますのですが、これは実際問題、非常に予算の面がありますからたいへんではあると思うのですが、こういう点についてはどういうぐあいに考えてしょうか。

○政府委員(宮地茂君) まあ私も気持ちとしては、この特殊教育の設置を推進するためにも、財政上の問題が一つのネックになっておるといふことを痛切に感じております。そういう意味から申し上げれば、もちろん二分の一よりも三分の二の国庫補助というところが望ましいというお考えに對しましては異論はございません。ただ、そういうことで引き下げればよいのですけれども、ただ、現状はそこまできておりません。が、義務教育の小・中学校でも二分の一とか三分の一といったようなこと、さらに国全体の財政上の問題というところで、先生の御意見のような形になっておりませんが、気持ちとしては異存はございません。

○峯山昭範君 私はいろいろと、何となく、文部省当局がこういうことを大蔵省へ言いますと、やっぱりいろいろのことを言われるとは思いますが、これはほとんど完備しているわけですね。いわゆる肢体不自由というだけで、あるいは精神の養護学校なり、そういうような学校がないわけですね。それは私は非常にそういう点は一刻も早くそういう人たちが、何といいますが、そういうふうなちゃんとした教育が受けられるようにしてあげられるべきであると思うのです。できるだけこういう点についても、今後さらにそれぞれ予算折衝等があると思うのですが、そういう機会に積極的にこういう点を取り上げて、文部省当局も折衝をしていただきたい、こういうぐあいに思います。

それからもう一点は、心身障害児の就学のための援助奨励の、何といいますが、処置は、文部省の法律の中にも、これは施行令ですか、きめられて、ある程度援助が行なわれているようですが、しかしながら、私は現状だけではまだまだ十分でない、こういうふうな考えを持っております。先日いろいろ聞きまして、昨日もいろいろ事情を聞きまして、相当な経費であります。子供を学校に連れていくため父兄がついていくためのお金ももちろんありますし、それだけではなくて、もう相当の出費がかかるわけですね。そういうふうな面から考えてみまして、就学率が非常に低いということ、そういうふうな面も相当私はあると思うのです。そういうような面は、これはもう今後なお一そう充実されて、そして父兄の皆さん方が安心して教育をさせられるようなふうにしななければいけない、そう思います。特に父兄の、何と

いいますか、父兄負担の軽減というのですかね。こういうような問題をこれは緊急に処置をして、そして今後こういうふうな父兄の皆さん方が安心してこういうような問題に取り組んでいける、こういうような対策も私は講じていかなければいけないのじゃないか、こういうぐあいに考えております。この点についてはいかがでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 盲ろう養護学校への就学につきましては、一般の小・中学校の就学に比べましていろいろ不便もございまして、さらに多額の経費を必要といたします。そういうようなことから、私も先生の御意見のように、父兄の経済的負担の軽減をはかって、できる限り就学を奨励したい、こういうようなことで、就学奨励法が、就学援助に関する法律が二十九年にできましたが、それ以後、漸次就学援助の措置を講じておるところでございますが、まあ文部省といたしましては、一般の学校等につきましても、これは厚生省関係の生活保護家庭の子供に対する援助、これを要保護児童と私も呼んでおりますが、それに上積みをして、要保護児童よりは若干家庭の

経済、収入はよいけれども、要保護に準ずるような家庭の子供を要保護児童生徒というふうに呼んでおります。要保護、要保護につきましては、一般の小・中学校等につきましても就学援助をいたしておりますが、さらに、特殊教育につきましては、一般の要保護、要保護でないものも援助費として相当組んでおります。たとえば交通費等で、付添人とかの経費は、要保護、要保護にはないんですが、さらに寄宿舎から帰省をするときの本人とか付添人への援助費、それから寄宿舎居住に伴いましたの寝具購入、日用品購入、食費、修学旅行、郊外活動、学用品購入、通学用品費、もちろん金額は必ずしも十分ではございませんが、一般の子供にはない措置も講じております。さらに、従来特殊教育学校につきましては、いま申しましたような措置が講じられておりましたが、特殊教育級に就学します子供は要保護、要保護の対象であって、特殊教育級としてのそれにプラスしたものはございせんでしたが、四十六年度から養護学校と特殊教育学校と同じ扱いを特殊教育級の子供にもするようにいたしております。なお今後とも就学援助については力をいたしたいと考えております。

○峯山昭範君 確かに就学を容易にするための施策としてはいろいろな施策があると思うのです。現実にはいま話がありましたバスの運行とか寄宿舎の問題等あると思うのですが、これはやっぱり非常に私は話を聞いておりました感じでしたことは、その学校が非常にへんびなところにあつて、最近の交通事情が非常に悪くなった。そのために肢体不自由な皆さんが朝二時間近くバスにゆられて学校へやってくる。からだの調子は悪いわけでありまして、二時間もゆられて学校にやってくる、とてもじゃないけれども、授業をしようにとか、そういうふうなことはもうとてもじゃないが不可能である、そういうふうな話まで出てきたのですが、これは実際現実の面として、こういうふうなスクールバスあるいは寄宿舎の問題等は、現在どの程度これは進んでおりますでしょうか。

か。また、これからの計画等についてはどういうぐあいにお考えなんでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 私どもこの特殊教育学校につきましても、これは県庁所在地に学校があるのが大体の傾向でございますが、小・中・高等学校のように、全県下におりますこういう障害児にできるだけ学校を設けるといことはできません。そこで、できる限り寄宿舎に入っていたくというのを奨励いたしております。したがって、二時間も三時間もゆられてそういう学校に通うということよりも、寄宿舎に入ってもらって、寄宿舎の居住に伴う経費を援助するという方向でいっております。僻地等で遠距離通学費の補助は一般学校でいたしておりますが、こういう特殊教育の対象になる子供を、幼稚園の子供をよくスクールバスでいろいろ集めて幼稚園に行っている式にやりますと、きわめて広範囲になりますので、とてもそれはむずかしいのじゃないかということで、スクールバスといったようなことは当面考えませんで、もっぱら寄宿舎居住、さらにまあ若干の通学費というものは考へてはおりますが、いまの先生の御指摘のように、非常に遠くの者の通学援助という点に焦点を当てての措置は遺憾ながら今日やっております。

○峯山昭範君 いや、私は現実には話を聞いてきたわけでありまうけれども、ふだんなら三十分で来るというんだな、ふだんならね。ところが、朝やほりどうしてもラッシュアワーにかかったりして、非常にバスの運行が悪くて来れなくなってきたところがある現実があるらしいんですね。そういう点があったのでいろいろお伺いしているわけでありまうけれども、さき寄宿舎に入れる方針という、寄宿舎がこれはいへんですよ。実際問題、バスよりなおかつ寄宿舎というのは、私は非常にこれはたいへんじゃないかと思っております。

それじゃ寄宿舎の問題についてお伺いしたいんですが、実際問題、寄宿舎をつくりまうと、そこに勤務するまかないの皆さんや看護婦の皆さん

は、これはもうほんとうに二十四時間勤務ということになると思うんですね。先ほどから勤務の状況とか、また、いろいろ話がありましたけれども、これは職員の見定とか、また勤務条件の適正化、これは非常に重要な問題だと思ふんです。こういうふうな問題については、これはそれじやどういうぐあいにお考えなんでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) これは先ほどの上田先生の御質問にもお答えいたしました、まず寄宿舎で、いまの先生の御指摘の点は寮母の問題だと思ひます。寮母につきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、四十四年に標準法を改正いたしました、生徒六人に対して寮母一人という計算で寮母を設置する。しかし労基法の関係もございまして、労基法では一週間に宿直は一回を基準とする。一週間に二回も宿直させては労基法の趣旨にも沿いませんので、生徒数が少なくても最低一つの寄宿舎に七人は寮母が要する。したがって、一週間は七日でございまして、日曜を含めまして七人の寮母が最低一週一回でできるようにということを目ざして、いまそこまで寮母の設置はいたしております。

それから寄宿舎居住につきましては、子供への援助は寝具、食費等の援助をいたしております。

○峯山昭範君 いまのこの二点もう一回お伺いしておきたいんですが、一つは看護婦の問題につきましても、確かに六人に一人という割り当てといひますが、その規約はきまつておりました、これは事情によつて非常にたいへんなところと、何となく、心身障害児といひますが、精神にしましても、その児童の様子によつてはともじやないけれども、六人のめんどうを見れない場合もあるわけですね。そういうふうな場合は、これは実情に即応して対処していられしやるのかどうか。そこら辺のところはどうなっているかという点がまず第一点です。

それから第二点としまして、私は、バスの問題であります、確かに学校がやはり少ないために通学が遠距離になる。寄宿舎に泊まればいいけれ

ども、しかし寄宿舎というわけにもいかない、こういうことが現実にあるわけですね。そうしますと、私はこのスクールバス等も見せてもらいましたけれども、バスを運行する形態として、いわゆる学校がそのバスを直接運行している場合と、それから地方公共団体が経営するバス会社と契約して、そして運行する場合と、それからまた、民間のバス会社と契約して運行する場合と、三通りぐらひあるわけですね。しかし、そのバス会社からの契約のいろんな実情等も聞きましてけれども、最近の交通事情の悪化等から、いわゆる定時運行というものが非常に困難になつてきている。いわゆる朝始まる時間にきちっと到着しない。そのために非常にいろんな問題が出てきている。学校自体にも問題が出てきているし、バス会社自体にもいわゆる赤字運行というやうなことでお断りしたいと、そういうやうなことで一ぱいいろんな問題が出てくるわけですね。ですから、結局は、これを解決するのは、こういうふうなスクールバスの運行についての十分ないわゆる補助金を出して、そして補助金を出すということ、それからもう一つ、何といひますが、学校自体でバスがきちっと運行できると、そういうふうな抜本的な対策が必要じゃないか、こういうぐあひにも思ふわけでありまうが、この二点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 私ども、学校自身がスクールバスを持つというところは、近所のバス会社を利用するよりもいろいろな面でベターであるというところで、これは交付税上の積算でございまして、一人の運転手といふことは交付税上、特殊教育学校には積算はいたしております。なお、通学する場合の形態はいろいろございまして、これは幼稚園、小学部、中学部といふふうないろいろ段階がございまして、たとえば交通費ですと、通学してくる幼稚園の子供には一万二千三百八十一円、小学、中学部一万八千四百十七円という補助積算をいたしております。もちろん、これで十分

ではございせんし、先ほどちょっと消極的に申しましたが、スクールバスはしないということではございせん、スクールバスですと、県内にたくさん学校があるわけではございせん、盲学校、ろう学校等、一校か二校でございまして、したがって近回りの子供だけでございまして、それよりも、通える子供は通学で、通えない子供は寄宿舎でということとを本体にすべきだといふことで申し上げたんですが、現にスクールバス等も助成をいたしてはおります。

それから、前段のほうの御質問で、ちょっと私先ほど数字を間違えました、寮母、従来六人に一人でございましての五人に一人に改めたわけではございまして、さらに肢体不自由児、脳性麻痺のやうな子供、これにつきましては、子供四人に対して寮母一人という積算をいたしております。これはあくまでも国の積算でございまして、県にその積算の数字で定数を配分いたしますので、具体的な何々学校に対して何人というの、県で実情を勘案して、実情に沿うように運用されておるわけではございまして。

○峯山昭範君 それでは、時間の関係もありまして、次へ行きたいと思ふのでありますが、特殊教育、私も実はこの法案を審議するにあたりまして、まあ初めて特殊教育の重要性といふのが私も自身にもわかつてきたやうな次第なんでございまして、いろいろ調べれば調べるほど感じましたことは、特殊教育の意義や効果といひますが、こういう特殊教育に関して何が一番いわれる障害になつてくるか、そういうぐあひによく考えてみますと、障害になつてくることの一つに、親や社会の無理解といふのがあつて思ふんですね。私は、そのために、結局、たとえばそういうやうな子供が生まれてきた親は、もうほんとうに社会に顔向けができないなんていう鬱屈気といふのが現実にあるわけですね。したがって、きのうの参考人

の話の中にも、何といひますが、野菜の倉庫の中に自分のやうなやうな子供を長年隠しておく、そういうやうな話も出てまいりました。そうしま

すと、私は、結局は、社会における認識を全般に高める以外にない。また、親のこの無理解を何とかして取り除く以外にない。これに対しては、社会的にこの特殊教育に関する認識そのものを向上させる以外にないと思うんです。これに対して文部省当局としては、どういうぐあいに考えていらっしゃるか。当然、私は大きな問題でありますので、できたら大臣の考えをお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(宮地茂君) 私から事務的にやっておりますことを申し上げまして、あと大臣の御所見を述べさせていただきます。

御指摘のように、確かに従来からのわが国のこれはまあ理由のない、理屈としては理由がないんですが、やはり親の心情として、そういう子供を持つということに対してのコンプレックスといったようなことから、親が、父兄が穏す。さらに社会も、私どもがよく聞くんですが、精薄の養護学校へ入ったら、あれは精薄の養護学校の卒業生だということで、できるだけ普通学級へ入りたいというようなこともよく聞きます。しかし、子供たちのためになりませんので、御指摘のとおり、親の理解、社会の理解、これが一番重要な問題だと思います。

で、具体的に私どもがやっておりますのは、四十二年度からでございますが、やはり、こういうことは町ぐるみでそういうことに皆さんの理解を得るのがよいことであらうと思ひまして、テストケースといひまして、四十二年度から特殊教育推進地区というのを、これはわずかでございますけれども、文部省で指定いたしましたて、そういう問題に取組んでもらっております。さらに、社会教育の關係になりますが、おかあさん方の婦人学級、社会学級といったようなことで社会教育を推進されております。そういう場でこういう問題を十分取り扱つてもらう。さらに、これはそのことは多少ほかの問題がございしますが、大学等に特殊教育についての科目を設ける。特に教員養成大学に科目を持つだけでなくて、全部の大学にそ

ういう特殊教育のコースを設けていって、そういう先生方の今後の御活躍で、親なり社会の啓蒙もはかってもらいたいといったような具体的な措置を講じておりますが、必ずしも十分ではございません。

○国務大臣(秋田大助君) 確かにこの問題を解決をしていくためには、国の財政上の援助等がありますが、それが出てくるためにも、社会及び親御さん、その他一般のこの問題に対する啓蒙を行ない、理解を高め、意識の向上を期する必要があると思います。文部省といたしましては、ただいま局長からいろいろ方途について苦心、経営をいたしておるところを御説明申し上げましたが、私といたしましては、何といたしまして、広くこれを、また、すみやかに徹底する一助といたしまして、ラジオ、テレビ等を利用することもまた有効にして必要な方策ではないかと存じております。過般も私、何チャンネルでございましたか、おかあさんが苦勞して娘さんを育て上げ、いろいろつばな手芸品等をつくっておられるという画面を見まして、自分もさらに反省をいたし、この問題に対する理解を深めた次第であります、こういう方途につきましても、これらの方面と十分連絡をとるといふ方策も講じてみたいと思っております。

○**峯山昭範君** 私は、この特殊教育の問題につきまして、確かに私は社会的にもこの認識を新たに、私たち国民全部がもう新たに、この問題に取り組まなければならない。そのことをしみじみと思うのでありますが、最近ある新聞に重症心身障害児の遺稿集というのが現在連載されております。これは大臣もぜひ一べん読んでもらいたいと思つていたのでございますが、これは私も連載されているのをごいしますが、これは私も連載されているのをずっと読みましてしみじみと感ずることは、どんなにからだの調子が悪い、どんなに重症の心身障害児でありまして、ほんとうに一生懸命に勉強したり、あるいはその意欲がやはりあるのですね。それでその適切な手さえ加えれば、やはりそういう方々でもちゃんともう何でも

できるように私はなるのだということをしみじみ
 と思いました。そういうふうな意味におきまして
 も、これは私たちこういうふうな行政の立場に
 いる皆さん方をはじめ、そういう立場にいらっし
 やる皆さん方が、まずまづ先に認識を新たにす
 るべきかなければならないということを私はしみ
 じみと思う次第です。そこで、先ほどからお話
 がございました特殊教育に携わっていらっし
 ゃる先生でありますが、あるいは養母の皆さん
 等も含めて

私は話をしたいと思うのですが、先ほど同僚議員の質問の中にこの問題がちょっと出てまいりました。私はそれを一步進めて質問をしたいのでありますが、現実の問題として、こういうふうな学校へ来る希望者が非常に少ない。各大学におきましては、こういうような関係の教員をどんどん養成は一生懸命やっておるわけでありますけれども、しかしながら、希望者は現実の問題として少ないということがございました。そこで文部省当局として、こういうふうな特にこの特殊教育の効果をあげるために、何と言ってもその専門の教育を受けた、またそういうことに熟練したいわゆるその先生がどうしても必要である、私はそう思うのです。そのためには、これは十分な処遇というのが必要になってくると思うのです。この点についてはどういうぐあいにお考えか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君)　やはり特殊教育はなかなかむずかしい分野でございます。それだけにりっぱな先生に来てやつてもらう必要がございます。したがいまして、そのためには、教員養成制度そのものもそうでございますが、同時に待遇、給与面の改善ということが非常に重要なことだと思います。先生の御意見と同感でございます。

そこで今日やつておりますのは、一般の先生方と同じ給与表を適用いたしておりますが、それに八％の調整額の支給をいたしております。これは八％というのは大体二号俸ぐらいでございます。で、これは本俸と全く同じ扱いがなされますので、一般の学校の先生方よりも二号俸高い俸給が

支給されていると、まあ常識的にそう言えると思います。それから特殊学校ですと、一般の先生方の給与表は、それがいい悪いは別といたしまして、小・中学校、高等学校というふうな段階が俸給表にございますが、特殊教育学校では、幼稚部の先生も高等学校の先生の俸給表を適用いたしております。まあそういうことで、一般の先生よりも相当の処遇はまあ考えておりますが、必ずしも十分ではもちろんございません。

○峯山昭範君　そこで私は、現実には聞いてきたのでありますが、確かに八％の調整手当、確かに二号俸アップになる。私はそれだけでもう十分じゃないわけですね。それだけじゃ十分でないという意味は、要するに特殊学校へつとめている間は確かに八％はアップする。ところが、その特殊学校をやめると八％は取られるわけです。ですから要するに、特殊学校へつとめたから、要するにプラスになるという点は全然ないわけですね。ですから、ある若い教員が特殊学校へつとめる。その場合、たとえば、できたらそういう方々は特殊学校で五年なら五年つとめた場合に、そのつとめたことに対する、これは何らかのプラスになることがなきゃいけない。そこを考えないといけないと思うのですよ。たとえば八％というのがこれは無理なら、そのまま私はついていくのは、これは不合理な点があると思います。私は、あると思いますが、たとえば一号俸なら一号俸でもいいから、特殊学校で五年なら五年、年限はいろいろあると思うのですが、五年とか十年とか、いろいろあると思いますが、五年なら五年つとめたら一号俸、その人はその学校をやめてもその号俸がついて回る。そのぐらいに優遇してあげれば、私は特殊学校へいく人たちがどんどん出てくると思うのですよ。現実の——これからいろいろもつと突込んで話をしますが、非常にたいへんな実情にあるわけです。そういう点では、あらゆる優遇措置というものを私は考えたほうがいいんじゃないか。こういうぐあいに思うのですが、この点いかがでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 特殊教育学校の先生は、一般の学校の先生としての免許状にプラスしまして、特殊教育の先生の免許状、二つの免許状を持つておられるというのが、まあ原則になっておるわけなんです。そういうことで、特殊教育の免許状を持たれる先生は、一般の学校の先生をできるのだけれども、なおかつ、これは二十単位なんですけれども、取って、特殊教育の免許状まで取っておられるという先生が、大部分の方が特殊教育に一生をささげたいというお気持ちの先生方が多いと思います。しかし、さればといって、もう特殊教育はいろいろやったが、その経験に立って一般の学校にかりたいという人を、袋小路に押し込めるようなことはしたくないと思いますけれども、原則はそういうことでございます。したがって、いま先生のおっしゃる交流を避ける気持ちはございませんけれども、実情はそういうことでございます。

しかし、それでも交流ということが、ぜひその先生のためにも必要であるということでございます。これは、これは従来からもそういうことが一応理屈としてはいわれているわけですが、たとえば僻地学校に勤務しますと、三年ぐらいの間に特別昇給というのをする原則になっているわけですが、三年間ぐらい僻地教育手当をもらわれますが、それが平地に変わると僻地手当がなくなるわけなんです。しかし、三年ぐらいおられる間に一回は特別昇給をして差し上げるということでございます。で、そういう方法も一つであらうかと思えます。先生のおっしゃいます趣旨も、大体実質的にはそれで解決できるんじゃないかと思えますが、十分検討させていただきたいと思えます。

○山田昭範君 局長もおっしゃったように、特別昇給でもいいです。何らかの方法で、特殊教育に携わった人たちというのは、たとえばかの学校にかわったにしても、要するに何らかの優遇措置が、たとえば——たとえばの話ですが、小学校の、あるいはまた高等学校の教頭になり校長になるためには、特殊教育の先生を何年間かやってお

くべきである。これは特殊教育は少ないわけですから、もうそうすると、なり手がわんずか来ると思ふのです。まあそういうことは不可能かもしれないが、私は、それくらい考えてもしかるべきじゃないか、そう考えているのです。というのは、局長は、特殊教育にいく人は特殊教育関係の免許と普通の免許と両方持っている。しかし、現実にはそうじゃないです。現実にはそうじゃない人が多い。要するに一生特殊教育にささげる、確かにそういう人も私は現実には——現在そういう特殊教育に携わっている人たちというのは、非常に情熱を燃やしています。私たちが一時間の視察で行っても、とても一時間じゃ帰してくれません。もう泣くような思いをして、特殊教育に関するいろいろな問題を訴えてきます。そういう点からいいますと、ただ単に私は免許だけの問題じゃない。現実には免許はなくても一生懸命やっています。そういうふうに私は思っています。そこで、そういうふうな特別昇給なり何なり、何らかの具体的な処遇というものをやってほしいという感じが私はしました。そういうような意味で、いまで、いま局長さん、そういうようなことを考えてもいいというお話がございましたので、この問題についてはそれ以上私は言いません。ぜひともそういう方向で考えてもらいたいと思えます。

そこで、先ほど出てまいりました介助員の問題であります。これは私も、現実には介助員がどういうぐあいに働いているかということを見てまいりました。非常にこれはたいへんですね。もう特殊教育をするためには、心身障害児の、たとえば精神にしまして、または病弱にしまして、と、とてもじゃないけれども、指導はできない。何だかんだ言うても、現実には先生が講義している、あつちでおしこ、こつちで便所でしょう。そうすると先生が「そこへ行ってやっておろし」と、みんな授業がストップです。やっぱりどうし

も必要ですね。あれ見ていると、しみじみとは思いました。

そういうような意味では、介助員という制度というのは、これは何らかの方法でこれから考えていかないとけないのじゃないか。こういうぐあいに思ふのですが、こういうふうな制度といいますが、こういうふうな方々の身分の問題もあると思ふのです。こういうような点についてはどういうふうにお考えか、お伺いしておきたいと思えます。

○政府委員(宮地茂君) 幾つかの学校で、特に特殊教育学校では、いまおっしゃいました介助員というのを置いておられるところもございまして、また、現実にも、この父兄の方々から、自分たちが親身になって介助員をするからというふうなお話も承っております。ただ、介助員もこれはやはり相当な教育的な仕事でございますので、父兄の方々の御熱意は了としますので、父兄のらばといて、その方々を介助員として任命することが制度上どうかといったような問題もありませんし、さらに、学校ではいろいろ——私どもの努力が足りないところもございまして、事務職員を学校に置かなければ先生方がオーバーワークになる、従たる仕事の事務に追い回される。あるいは養護教諭がいなくて、いろいろな問題が、今日、学校の職制、定数を考えます場合に、懸案がずいぶんあるわけでございます。したがって、介助員だけを探りますことは——先生のおっしゃいますことを異論を申し述べるとは毛頭ないので、やはり将来の職制、定数の全体の問題として十分検討に値する問題とは心得ております。そういう意味で、今後、将来の問題として検討させていただきたいと思っております。

○山田昭範君 それはぜひ、検討ということとはこれはなかなか実現しないということにもなるのですけれども、実は、介助員の問題について、たとえば具体的に言いますけれども、東京の王子、これは公立の、東京都立の王子養護学校、または北養護学校というのがあるわけです。そういうところには、現実には介助員の皆さんもいるわけです。東京都の場合ですね。ところが、国立の養護

学校になると、これは介助員がいない。同じ養護学校でも、国立のほうが非常にそういう点では劣っておるわけですよ、現実の問題としてね。たとえば、東京都立の養護学校の場合は、学習介助、身辺介助、移動介助、添乗介助、そういうような種類がそれぞれありまして、たとえば高校卒の女性の方がこういうような介助員として当たっていらつしやる。こういう方々は昼間はそういう介助をやつて、夜は夜間の大学へ通つていらつしやる。そういうふうなことを現実にはやっています。そういうわけです。ですから、私は国立の大学の付属病院または付属、こういうような小学校におきまして、これは定数の問題もいろいろあるとは思いますが、現実にはそういうふうなことで非常にうまくいっているところもあるわけでありまして、こういう点についてももっと積極的に私は国の立場で考えるべきである。こういうふうな考えでいくべきだと思ふんですが、これはこの点どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) これは先生方も十分御承知のところでございますが、私も国立学校の教職員の定員一人ふやすのにもたいへんな努力が要ります。定数法のワケもございまして。そういうふうなことで、一番問題になっているのは、いま大学の定員をどうするかという問題で、内閣委員の先生十分御存じと思いますが、そういう制約もございまして、これを直ちに定員としてということもさることながら、賃金職員あるいは非常勤職員にいたしますと、またこれを常勤職員といった問題も起こりますので、これはいろいろ問題がございまして、現実には国立の教育大学の付属の桐が丘養護学校では、賃金職員として数名の介助員に当たる者を採用いたしておりますが、そういう点で、検討と申しますと、時間がかかるということでもございまして、そういうことで当面国立についてはいま充実にいきいたいという意欲は持っております。そういう意味で前向きに検討し、関係方面とも折衝いたしたいと考えております。

○**峯山昭範君** 局長の意図はよくわからぬでもないですが、内閣委員の皆さんは、定員を一人ふやすのたいへんだということをよくわかっていらっしゃるはずだということですが、確かにこれは定員をふやすのたいへんだと思います。思いますが、これは国立大学の問題とは別に、違う面で非常に重要だと思います。なぜかといえば、これは義務教育です。これは憲法で保障された教育です。また、教育基本法で保障された国がやらなければならない教育です。ですから、そういうふうな面から私は考えなければならぬ、こう思っているわけですが、実はもう一つ突っ込んでこの問題について話をしたいと思うんですが、もうすでに考えていらつしやると思うんですが、これはいままで介助員がいなかったために、学校の先生が大きな子供をかかえて、トイレに連れていったり、またいろいろな世話をするために、腰痛症というのですか、腰が痛い病気ですね。最近職業病として大きく問題になりつつありますが、そういう人たちがものすごくたくさんいるわけです。こういうふうな人たちが、これは実情をもうすでに掌握していると思いますが、現実にはそういう方々の話を十分聞きますと、ほんとうにたいへんなんです。もうほんとうにあの大きな子供をかかえて、それはもうほんとうに歩く姿を見ていると非常に涙が出るほどたいへんだというのがわかります。そういう点からいきましても、私は介助員というものを増員するということがどうしても必要だということを目の前に見せられてしみじみ思いました。

○**政府委員(宮地茂君)** まことに恐縮でございますが、いまおっしゃいました点、文部省として調査資料を持ち合わせておりません。

○**峯山昭範君** ですから、私はね、これはこの間ですでにテレビでも放送になっておりました。見たかどうか知りませんが、私はまあたまたま運よく見たんですがね。これは非常に私は職業病として厚生省関係の、これは整肢療養園関係も含めて、これは国立の養護学校、桐が丘の養護学校でもありました。ですから、こういうような問題は、これは女性だけと違うのです。男性の中にもあるのです。で、こういうような問題について非常に現場でも要望がありました。したがって、そういうような問題についても早急に調査をして、そして今後この問題についても対処していただきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○**政府委員(宮地茂君)** 何らかの形で調査したいと思っております。

○**峯山昭範君** ただ、単に何らかの方法で調査するといっただけじゃなくって、調査し、その上で対処していただきたいと思うのです。どうですか。

○**政府委員(宮地茂君)** 調査いたしましたので、またいま桐が丘の例をおとりになられましたので、関係者並びに校長等と十分実情について私どもも掌握して、御趣旨のような点は十分検討いたしましたと思っております。

○**峯山昭範君** 次にもう一点お伺いしたいのであります。私は実は東京都立の養護学校へ参りましたときに、その校長が、私たちが行く前にもう相当資料をつくって私たちに提出をいたしました。それで問題点をそれこそもうずうっと、こう述べました。その述べた問題の中の六番目に、いわゆる訪問教師の問題、訪問教育の問題が出てまいりました。これは確かに学校に通学困難な人たち、子供に対する教育、これはやっぱり私はたとえ一人であっても、その子供が教育を受けたと希望している、しかしながら通学することはできない。非常に私は、たった一人のためにといううかもいれませんが、私はその親の立場に立てば、また、その子供の基本的な権利ということから考えてみれば、やはり私はこういう方々に對しても、こういうふうな訪問教師、いわゆる訪問

教育ということとは、非常に私には大事なことでありうと思っております。現実にはこういうふうな方々は、自立的に学校の先生がそういうふうな家庭をたずねて、そしてみんなプライベートなお金を払って教育をしている人がずいぶんいるわけですね、現実の問題として。こういうふうな問題について、私は早急にこういうふうな訪問教育という問題の制度化、あるいはこういうふうな問題についてのまあ創設といえますか、充実といえますか、そういうことを早急に考えるべきであると思うのですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○**政府委員(宮地茂君)** 御指摘の、家庭を訪問して指導しておる教師、まあこういうものを置いておる都道府県、二十二の都道府県にあるようにございまして。したがって、私ども定数法上そういうものを算入いたしておりますが、現在二十二の都道府県で実施されておりますので、そういう実施状況あるいは成果、こういったようなものを十分調べまして、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○**峯山昭範君** この問題も非常に重要な問題であると思っております。私はぜひとも、定員の問題もあると思っております。私どもは、もしこういうふうな問題で定員の問題等が出てきましたら、私たちは行政管理局に一緒に行って、何ばでも側面的な応援はしたい、ほんとうに思っています。何とかこういうふうな先生もふやして、そしてそういうふうな恵まれない人たちに對して、たとえ一人であっても、何とか教育をできるように、また、そういう人たちが希望すれば、そういうような教育もどんどんできるようにしてあげたい、そういうふうな思いで一ぱいでありまして。

次に、まあ時間があるまいので、たんとんと次へいきますが、特殊教育の要望の中でこういうような問題がありました。先ほど来専門的には、各大学でもそういうふうな特殊教育に関するいわゆる専門の先生がいらつしやるという話がありました。そうでありまして、しかし現実の問題としては、この言語障害とか、または水治訓練と

か、そういうような専門の先生が非常に少ない。設備があってもその設備を生かすことができない。専門の先生が全然少な過ぎるというのです。ね。専門の先生がおれば、もうこの子供は完全によくなるのに、その専門の先生がいなかったために何ともならないという実情にあるわけですね、現在。たとえば昨日同僚の議員から、これは中国におけるあの実例の話がありましたけれども、そういうふうな専門の先生の数が少ないわけですね。日本において、そういう点においてどういふうちに、文部省として、いわゆる社会復帰をさせるために、そういうふうなそれぞれの専門の先生が私は必要であると思うのですが、これに對してはどういうふうに進めていらつしやるのか。また、対策なりそういうふうなものについてはどう考えていらつしやるのか、お伺いしたいと思っております。

○**政府委員(宮地茂君)** いまの先生の御質問、ちょっとはつきりつかめなかつたのですが、大学におきます先生でございましょうか。特殊教育学校における専門の先生、たとえば技能訓練の先生とか、そういう意味ですか。

○**峯山昭範君** そういう意味です。

○**政府委員(宮地茂君)** 確かに特殊教育の学校で、従来、これは上田先生の御指摘もございましたが、特殊教育の学校では一般の学校に準じた教育を行なうのだというところで、種々御意見も述べられましたように、特殊教育につきましては、確かにわが国では十分な進歩はいたしておりません。その一つとして、技能訓練ということが非常に大事だということで、技能訓練をつかさどる先生を、ぜひ特殊教育の学校に置きたいということをお願いいたしましたのは、ごく最近の実例でございます。そういうふうな意味で、技能訓練担当教員といったようなものを今後相当養成していかなければいけない。技能訓練を十分施すことによりまして、障害児の社会復帰に非常に役立つという認識のもとに、今後技能訓練教員の養成を充実していきたいというふうに考えておりますが、まあ

これから養成していきますのでは数年間かかります。そういうことで、技能訓練の教員の養成とあわせて、技能訓練教員としての仕事ができるように、速成でございしますが、間に合わせていくという二つの方法でやりたいというふうに考えております。それで、これは文部省が主催いたしました、全国幾つかの地域で十日前後の現職研修を一年前からやっておりますが、それを充実しますのと同時に、特殊教育総合研究所ではもう少し二カ月ないし三カ月ぐらいで、こういう先生が何か研修として養成できないかということで、いま検討も進めております。今後とも一そう努力したいと思っております。

○**山田昭範君** いま話ございましたけれども、確かにこの教員養成の現状から見ても、この特殊教育諸学校の先生として必ずしも十分な教育を受けていない先生というのは確かにいるわけですね。そういうふうな意味では、文部省当局としては、いまやっという研修なり、それをもっと充実して、できるだけ多くの方々が、たとえば養護学校の先生にならなかつたとしても、あるいは特殊学級の先生にならなかつたとしても、これはそういうふうな研修を進めることによって、あるいは少しもこれは全体のレベルアップにもなりますし、そういう点はできるだけ充実していただきたいと思っております。

それから、これとちよつと違う問題であります。昨日の論争の中で、この特殊教育、いわゆる心身障害児、特に精神、肢体不自由、それから病弱等の教育のいわゆる教育効果を上げるためには、これは幼児教育というのがどうしても必要である。これはもうほんとうにきつ、おとといからの論争から見ても、私は必然的にそうなると思うんです。

そこで、確かにこの教育は、これは六歳になつてから小学校、中学校と、いわゆる義務教育になつてからの教育では、これはおそいわけですね、現実の問題として。そうしますと、これはま

あ現状いろいろ事情はあろうと思いますが、いわゆる義務教育、普通教育に先立って、これは幼児教育をどうしてもしなければいけないと思うんです。そういうふうな意味では、いわゆる幼稚園、その前から入るわけでありまして、そういうふうな方々の教育を、あるいは義務教育、あるいは義務教育というものは無理にしましても、準義務教育といいますが、そういうふうな位置づけというの、私はこれは大事じゃないかと、文部省当局として、こういうふうな問題についても、当然そのたとえば精神の子供さんを教育するにあたって、確かに六歳からじゃなくて、三歳なり、四歳のとき、すでにわかっている。そこら辺のところから、何らかの手を打っていくということも私は必要じゃないか、こういうぐあいに思っております。この点についてはどういうぐあいに考えてしょうか。

○**政府委員(宮地茂君)** 子供のいろいろな障害を早期に発見して、これは教育だけでなく、いろいろな面で対策を講じなければいけません。そういうふうな観点から、早期発見につきましては、御承知のように母子保健法ですか、三歳児検診が保健所でなされておるのでございまして、聞くところによりますと、これは厚生省の所管ですが、検診者が六〇％のようでございます。したがって、全員がこの検診を受けて、早期に障害の発見をし、いろいろ適切な対策を講じる必要がありましようし、まあそういうことで、今後ともこの面につきましては、厚生省にも私もお願いし、御協力も願いたいと思っておりますが、そういうことで、こういう障害児に対して早期に教育をしていく、それが非常に大事だということが最近非常に社会的にも強く要望されております。

そこで、文部省といたしましては、先ほど上田先生の御質疑でいろいろ御意見もございましたが、まあ今後検討するとしても、いまやっております特別委員会、さらに都道府県に教育センターがございまして、そういうセンターにもこういう子供の判別相談に應ずる施設もございまして、ま

た、今度この総合研究所ができれば、もっと充実してできますが、そういうったようなことを充実して実施して、幼稚部を今後ぜひ特殊教育学校には設けていきたいということで、現在年次計画をもちまして特殊教育学校の幼稚部設置促進計画というものを一応文部省を持ちまして、今後努力していきたい、こういうふうな考えております。来年度の予算におきましても、幼稚部は相当数の特殊教育学校に付設する計画でございます。

○**山田昭範君** それでは、私は約束の時間もきたようでありまして、できるだけとめてこれから質問したいと思っております。

昨日も少し問題になったことですが、こういうふうな児童の皆さんを、生きがいといいますが、義務教育を終える卒業式というのがあるわけでありまして、それ以外の問題について、これは高等部というものは非常に少ないわけでありまして、こういうふうな高等部の設置というふうなことが、あるいは子供の職業教育といいますが、職業教育といいますが、これも必要であると思ふのですが、これはやはり文部省当局としても何らかの方法で考えていくべきであると思ふのですが、まずこの点をひとつ。

それからもう一点は、これは、特殊学級の問題であります。特殊学級の問題は、確かに年々増設されておりますけれども、まだまだ現状では無理だらう、まだ不十分だらう、こういうぐあいに思っております。そこで、いろいろな問題がありましかれども、これは子供たちの偏見や差別感を排除するためにも、いろんな、たとえば障害児の社会における適応性を得るためにも、たとえば一部共同授業をやったり、あるいは特殊学級の運用にあたって、これはもうほんとうに特別の研究をしなければならぬ、また、あらゆるくふう努力をしなければならぬと思ふのですが、この二点についてお伺いしておきたいと思ふます。

○**政府委員(宮地茂君)** 障害者が社会に復帰するために、特殊教育学校の小学部、中学部だけでなく、高等部に進学し、そこで社会復帰に必要

な職業教育等十分に行なっていく。しかも、従来こういう障害者は、いわゆる、はり、あんまといつたような、非常に限定された職業でございまして、そういうことにならないように、いろいろ、たとえば理容科、ピアノ調律科、工芸科、美容科、歯科技工科といった、その他いろいろございますが、ただ、はりとかあんまとかいったような限定した職業だけでなく、広くその才能を生かして社会復帰できるようにという科目、学科を持った高等部の設置ということで私も考えておりますし、今後こういう高等部の設置は充実したいと思っております。

特殊学級につきましては、これも一応の計画といたしましては、一定の人口を持ちました市等に、今後、これは特殊教育の子供の発生率が一応ございまして、これは小中学校のように全市町村にということとは、これはどうも無理でございまして、ある程度の人口を持ちました市以上にぜひ設置していきたいという計画で、四十六年も千二百学級の特殊学級を設置することにしております。さらに情緒障害児については四十学級を設置するといったようなことで、相当前向きに施策を進めておるところでございますが、今後とも努力いたしたいと思ふます。

○**山田昭範君** 非常にこの特殊教育の問題は問題が多過ぎて、とてもじゃないけれども、なかなか簡単に終わらせようがないのでありますけれども、このほか私は重複障害児の教育の問題とか、そのほか就学児童に関する組織の充実の問題とか、こういうような問題についてもほんとうはいろいろと質問したかったのであります。これは同僚議員がのあと質問いたしますので、譲っておきたいと思ふます。それから、総合研究所の内容等についても種々問題がございまして、この問題についても最後はどにしたいと思ふます。

そこで最後に、これは私たちが種々勉強し検討してまいりまして、しみじみと思ふことは、この心身障害者対策の問題も非常に重要であります。そこで、この諸法律を整備統合しまして、こ

これは心身障害者対策基本法というふうなものもこれは早急に制定すべきじゃないか、こういうことも考えております。この点についてもどういふぐあいにお考えか、お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 心身障害者基本法といったようなもの、私も趣旨はけっこうと思ひますが、ちよつと文部省としましては、教育面でありますので、私もちよつと多少所管外でございすので、まことに失礼ですが、文部省としては御趣旨には反対ではございませんが、しかるべき所管の省の責任ある御答弁をお求めいたしたいと存じます。

○山田昭範君 厚生省来ていますね。厚生省ですね、もう時間ありませんので一問だけで終わっておきたいと思ひますが、先日厚生省所轄の整肢療養園へ行つてまいりました。現実に整肢療養園へ参りまして、私たちもあの施設に働いてる皆さんの意見も十分聞いてまいりましたけれども、非常にたいへんな仕事をやっております。そういうふうな面から考えて、ああいうふうな整肢療養園で働いてる皆さんの処遇の改善というのは、これはもう非常にたいへんなことだと思ひます。そういうふうな意味でも、ああいう肢体不自由の児童を預つて働いてる皆さんの姿というのは、私は見ておりましたも、もう涙の出るほどたいへんな仕事をやっております。ただ単に机上で云々するような問題では私はないと思ひますが、ああいうふうな皆さんの献身的なその動きに打たれました。そういうふうな意味で、ぜひともこういう整肢療養園とか、こういうところで働いてる皆さんの、たとえば看護婦の増員とか処遇の改善とか、こういうことについてどういふふうにお考えなのかという点が第一点。

もう一つは、先ほど言いましたこの心身障害者に対する基本的な考え方をほつきりさせるためにも、また、義務教育をちゃんと受けるようにするためにも、こういうふうな心身障害者対策基本法のようなものを、私は本来ならば、きょうは厚生

大臣に——いずれにしてもそういうふうな考え方を保持しておりますが、これは議員立法であるのでありますが、いずれにしても、こういうふうな基本的な考え方をやつてもらいたい、そういうふうな考えであります、その見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 心身障害関係の施設というものは、非常にたくさん数が多いわけでございます。そこでたくさんの方の職員の方に非常に御苦労願つて勤務していただいているわけですが、そこで、これらの職員の方の処遇を改善していくということがやはり最も大事なことでございます。この点は御指摘のとおりでございます。そこで、従来から厚生省としても、ここで働いていただいている職員の処遇改善ということについては最も気を配つてきたところでありますが、まだまだ十分などころまでいっておりません。したがって、いま、四十六年度、今年度におきましても、定数の増とか、あるいはそういうものを中心とした労働条件の緩和のための処遇改善というのを予算的にも計上いたしているわけですが、まだまだ十分などころまでいっておりませんので、今後ともこのような施設の職員の処遇というのにつきましても、私も最大限の努力をしたいと思います、こういうふうに思っております。これは厚生省としても最も重要な施策の一つでございますので、そういう観点からいいたしても、これらの職員の方々の労働環境の緩和と申しますか、適正化と申しますか、そういうものにつきましても、いま申しましたように重点施策の一つとして今後ともがんばつていきたいと思っております。それから、心身障害者対策の各種の法律というのが実はあるわけでございますが、それぞれの法律を総合したような基本立法というもので、昨年の国会で心身障害者対策基本法というものが制定されておりますが、この点、法律の施行にあたりましては、関係各省がたぶんあるわけでありますが、その総合的な運用ということにつきまして、総理府が中心となりまして、審議会等も設け

まして、運用が円滑にいくようにということで現在相談中でございます。

○山田昭範君 大蔵省と防衛庁来ていますか。

○政府委員(薄田浩君) 施設庁来ております。

○山田昭範君 両方にお伺いしますが、これで私の質問は終わりでありますけれども、米軍の王子のキャンプの問題でありますけれども、これは米軍から返還されるということにもうきまつているのではないかと思つておりますが、そのあとの利用計画について、防衛施設庁と、それから大蔵省にお伺いしたいのですが、これはキャンプ王子の両端に王子養護学校というのと北養護学校と両方があるわけですが、これは両方の養護学校を今後充実していく意味におきましても、これはいままでも見まして、食ひ込んであるわけですが、ですから王子養護学校はもと確かにキャンプ王子そのものだったのです。王子養護学校のそういうふうな意味からいいたしても、ぜひとも返還される場合は、これは文部省当局からもそういうふうな要望も出ると思うのですが、ぜひとも現地におきましても、それこそ懇切丁寧に要望がありました。これは養護学校を今後運営していく上において、キャンプの全体とは言わない、全体でなくてもいいから、少しでもいいから、養護学校の運動場なり、またはあるいは用地として使わしてほしい。こういうふうな要望がありましたので、きょうは担当の方々に長時間待つていただきましたけれども、いままでもいろいろと特殊教育の問題を聞いていただいております、さらにまた、それぞれのキャンプ王子の担当者として、ぜひとも今後の問題として、きょうここで即答はできないと思ひますが、こういうふうな問題も加味して、今後何に利用するか、直接聞いておきませんけれども、この問題についてはぜひとも考えてもらいたい。こういうぐあいに思ふのですが、それぞれ担当の方に答弁をお伺いしたいのです。

○政府委員(薄田浩君) 基地を提供しております施設庁の立場で、現状と、それから先生の御質問の今後の対策をお答えいたしたいと思ひます。

キャンプ王子は、御承知のように返還をするという大前提、これはいわゆる必須条件ということで交渉しております。ただ、最初に、従来は米側はあそこは現在病院として使われております。一昨年の暮れに閉鎖してありますが、一応病院機能というものを米軍は言つてきております。それを他の適当な施設に移転することを条件にして数年にわたつて交渉してまいりましたが、その後、病院機能が停止いたしましたので、その他、御承知の昨年末のいろいろのいわゆる米軍再編成計画等がございまして、そういう諸条件に対応いたすという考えから、われわれもいたしましては、米側の条件の緩和、まして一番大事な早期返還ということについて鋭意努力しております、先生の御質問の返還という大前提はくずれるおそれはないというように思つております。

それから、あと地の利用でございますが、これは国有財産でございますので、本来大蔵省のほうからお答えがあるかと思ひますが、われわれ承知しておりますのは、いわゆる東京都のほうから、先生がおっしゃいましたような施設に使いたいということで強い御要望を受けております。施設庁の立場といたしましては、長年基地を提供いたしておりますので、地元の方々の御要望あるいは御迷惑等も十分承知しておりますので、国有財産の場合は大蔵省でございますが、いわゆる関係当局へのごあつせんなり、われわれとしてのまた意見は、先生のおっしゃいましたような趣旨で現在もやつておりますし、将来もやつていきたい、こういうふうな思つております。

○説明員(柴田耕一君) あと地の関係につきまして御説明申し上げます。返還の見通しはいま立っていないわけでございますが、本地の返還の見通しがつきました段階におきましては、私どももいたしましては、国有財産一般の処理方針にのっとりまして、できるだけ本地を公共、公用的な利用方針で臨みたいと思つております。先生も御承知のように、国有財産の審議会というものがございまして、そこに付議するという手続も必要に

ならうかと存じます。

本地につきましては、先生御指摘のように、本地の北側に王子養護学校というものがございまして、南側に北区の養護学校がございまして、都庁あるいは区、区議会あるいは都議会あるいは東京都知事から、昨年の初め、二月ごろ以来、再三あつた地の利用につきまして、公園の施設あるいは心身障害者施設、公園緑地等にいたしたいとの転用申請がございまして、かたがた、日本住宅公団からも住宅用地としての申請を受けておる次第でございまして、いずれにいたしましても、私どもは、都会地の必要の場所でもございまして、先ほども申し上げましたように、こういった公共、公用的な方向で審議に付議してまいりたい、かように存じております。

○峯山昭範君 これで質問終わりますが、いづれにしましても、この三日間にわたりまして特殊教育の問題を審議してまいりまして、私も特殊教育の重要さというものをしみじみと感じました。

最後に大臣にお伺いしておきたいのであります。第五十九国会閉会後の衆議院文教委員会において、特殊教育振興に関する附帯決議というものが行なわれているわけです。私はこの附帯決議を見てみますと、第一項目から第六項目まで、今回の審議にあつて出てきた問題等はすべて指摘されているわけですね。にもかかわらず、こういうような問題を再度指摘しなければならないということと自身が私は問題であると思ひます。そういうような意味におきましても、こういうような問題をたびたび審議するということは、それまでなかなか実施されていないということにもなるわけでありまして、そういうような意味におきましても、どうかこれを機会にこの特殊教育の問題について、も万全の施策を講じていただきたいということを希望いたします、私の質問は終わりたいと思ひます。——大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま御指摘の附帯決議の趣旨実現に關しましては、「総合的に研究することを目的とする国立の中央機関を設置する

こと。」、これは今回の提案の法律案をもちましてこれに應じたことになると思ひますが、その他二、三、四、五、六項目、いずれもただいまの先生御質疑の中で問題点でございまして、これらにつきましては、ただいまお答えを申し上げたような趣旨によりまして、さらに検討、そして善処をいたしてまいりたいと考えております。

○岩間正男君 当委員会の熱心な討議が続いて、審議が続いているわけでありまして、このいわば障害児教育は、教育の谷間、この谷間に一条の光がさすことができる、こういうことになれば非常に幸いだと思ふんです。こういう観点から私も質問をしたいと思ふわけです。大体障害児教育の実態を見れば、これは教育の実態がわかるんじゃないかと、教育全般の。そういう意味を持っています。と思ふんです。だから、谷間の問題を明確にして、これに対する熱意がどうか、そうしてこれに対する施策がどうか、この点が教育全般の熱意をはかるバロメーターになると、私はこういうふうにか考へます。あとでも地方の実態なんかでもいろいろ例をあげることができ、こういうふうにするわけでありまして。そういう点から、この法案でいふ問題になつております国立特殊教育総合研究所の設置に關連して、障害児教育の現状、それからその問題点の二、三について質問したいと思ひます。

まず、本年二月十六日の参議院文教委員会の議事録を読んでみますと、本年度における文教行政の重点施策について文部大臣の所信が述べられております。その中にこう書いてあるのです。「心身に障害を持つ子供たちのすべてが、適切な教育を受ける機会に恵まれ、その障害を克服して有為な日本国民として成長していくようにするため、特殊教育学校と同様に特殊学級への就学奨励措置を講ずるなど特殊教育の普及と充実を力を注ぐ考えであります。特に来年度は特殊教育に關し主として実証的な研究を総合的に行ない、教職員の研修等をも行なう国立特殊教育総合研究所を横須賀市に建設し、十月から開所したい所存であります。

ます。」、こう述べて、いま現在、本内閣委員会において審議している文部省設置法の一部改正案となつたものと考えられるわけでありまして。

そこで、国立特殊教育総合研究所の設置目的は、障害を受けている子供たちの教育を受ける権利の保障をより充実するための一環として配慮したものと考えられますので、まず最初に文部大臣の障害児教育に対する基本的な考え方について承りたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 障害児はやはり、障害児ではございまして、日本の子供でございまして、このお子さん方が普通児と同じようにいろいろな教育を受ける権利も持つておる。また、国はそういうお子さんをしっかりと教育する義務と申しますが、責務を有するものである。これは特殊なお立場にあるから、これに対する処遇を、特殊にするという意味は、一般の教育を受ける権利を充足するための手段としての特殊な状態、さればといつて、特殊なものがゆえに、その特殊ないろいろな厚遇を講ずるようなことがいささかもあつては相ならぬものである、こういうふうにか考へております。

○岩間正男君 ただいま大臣の御答弁があつたわけでありまして、しかし実態はそうなつていないかどうか、この問題が非常に重要な問題だと思ひますので、これについては具体的にお聞きをします。

ことに私が聞きたいのは予算の状況で、すね、予算の裏づけがなければどんなにきれいなことばで飾つても実際は内容がない。空疎なものなんです。単なるアクセサリにすぎないのでありますから、そのところが非常に重要だと思ひます。

その前に、先ほどから問題になつております「特殊教育」というのは、これは不適当じゃないか。昨日も三参考人がこまごまと述べられた問題であります。この問題につきましては、私たちは、文部省の現在行なわれてきた教育の内容で、すね、実態で、すね、そういうものに關連して非常にこれは重大な問題だ。きょうの論議の一つのこれは焦点

になる。少なくとも基本的な態度の問題になる。

こういうことを昨日もこれはわれわれ発言したわけでありまして。きょうは文部大臣の発言に對しまして、この「特殊」ということばについては非常にこれは正しくない。やはり実態に合はぬ。そういう点から、これは、このことばの用語について再検討する、こういうような答弁があつたわけですね。そこで、この問題について、これは大臣は昨日おいでにならないわけですね。この点で特にもう一べん念を押しておきたいと思ひます。

「特殊」教育ということばの意味といふことが、概念といふことが、これは普通教育に對置する「特殊」な教育なのか。それとも普通教育の對象がたまたま障害児であることによつて、その教育方法が「特殊」だといふのか。この二つは區別して考へる必要があるのではないかと。大臣は、これは前者と考へられるか、後者と考へられるか。憲法二十五条の生存権の規定の問題、あるいは同二十六条の教育を受ける権利の規定によれば、障害を受けていることの有無によつて教育上差別されることはあり得ない。これが当然のたまえだといふふうに思ひます。

また、教育基本法第一条に照らしても、障害児なるがゆえに、その教育の目的や目標は一般児と何ら異なることなく、ただ障害を受けていることは事実だから、これに對して十分な心身発達上の考慮を払つて普通の教育を行なつてほしいというのがその趣旨だと、これは思ふのです。つまり障害児に對する教育、すなわち障害児教育という発想で「特殊」教育を理解するのが妥当ではないか、こういうふうにか考へるのであります。この点あらためて大臣の見解を、こゝで基本的態度として明確にしてほしいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほどの先生の御質問に對しまして、私がお答えをした中で申し上げたと思ひます特殊ということば、特殊教育ということば、まことに微妙なニュアンスを持つております。確かに適当なことばではないが、他にどうもさればといふ的確な表現がない、こういうこ

とであろうと存じます。しこうして、心身障害児等の方々、お子さんに対する教育につきましては、どういふ内容で、どういふ意味を持った教育をすべきであるかという点につきましては、先生のおっしゃるとおり、全く私は同感でございます。

○岩間正男君 したがって、差別とか、そういう形、あるいは恩恵的なそういうものでないということ、当然これは憲法によって保障された当然の権利である。そういう点は、これは確認されるわけでありまして。

○国務大臣(秋田大助君) 私も先生と同様に考えております。

○岩間正男君 そうしますと、その考え方をどう実現しておるかというところが、先ほど申しましたように大きな問題になってくる。そこで、まず第一に予算の面からこれはお聞きしたいんです。先ほど山崎君からお話がありました「特殊」というのは——これは速記にもお願いしたいんですが、カッコをつけてほしい。「特殊教育」ということばでやらなければいけないというなら、「特殊」にカッコをつけてもらいたいんです。われわれの発言の中にそうしてもらえばいいわけだ。これはイコール障害児教育。しかし妥当な、もっといいことばがあるかもしれないんですが、一応カッコをつけてもらいたい。これは特に要望しておきたい。

この「特殊」教育に対しては、これはたとえば最近四十五年度でいいのですが、どれくらいの予算が組まれておりますか。四十五年度の予算でいいでしょう、それはいかがです。

○政府委員(宮地茂君) 四十六年度予算が可決されておりますので、四十六年度予算で答えたいと思います。

四十六年度予算、文部省の例の大学関係の特別会計を除きまして、一般会計予算総額が九千八百四十八億でございます。それに対して、特殊教育関係予算総額約百四十二億でございます。その内訳は国庫負担金関係百三億、文教施設整備関係十六億、その他二十一億、そういうことになっ

ております。

○岩間正男君 これはパーセンテージにするのと、のくりになりますか、パーセンテージ、つまり一般会計に対してですね、「特殊」教育の予算というのはいくつになつていいますか。

○政府委員(宮地茂君) 九千八百四十八億に対しての百四十二億でございますので、割りまして二・五割でございます。

○岩間正男君 ちょっと違うんであります。一・五割ぐらいじゃないですか。大体私のほうの試算しているところでは一・五割ですね。これはどうでしょうか。諸外国の例ですね、ことに社会主義国なんかの例、こういうものとやっぱ対比してみる必要があると思ふんですね。そのような資料をお持ちでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 諸外国の予算の比較というのには持ち合わせておりませんが、内容としてのたとえば特殊教育学校の学級編成あるいは一学級当たりの児童生徒数、教員一人当たりの児童生徒数、こういった実態を見ますと、いま社会主義諸国とおっしゃいましたが、社会主義、ソ連等の資料がよくわからないんですが、アメリカ、イギリス、西独等と比較してみますと、いま申しました内容では、日本は決して遜色はないというふうに考えております。

○岩間正男君 これらの資料を実は出してもらいたい。もっとも、これは教育予算だけじゃ見られないかもしれない。全般的にこれは社会保障費の中での障害児関係、心身障害者の関係は、これは見なくちゃわからぬだろうと思ひますけれども、これについてこれは検討してほしいのです。ここに四十四年度の「特殊教育資料」というのがあります。これはいわば白書みたいなものですね。そうでしょう。これには予算がないのです。予算入っておりますか、何ページ。予算の推移わかりますか、何ページです。

○政府委員(宮地茂君) 四九ページです。

○岩間正男君 これは予算書の中からとったものですか、何ページ。

○政府委員(宮地茂君) 四八、九ページでございます。

○岩間正男君 それではこの資料を、ここ五、六年でいいですが、この推移を、これはどうなっているか。それからいまの諸外国との比較のこと、ことに社会主義諸国との比較の例、こういうものをやはり白書の中に明らかにしてほしいと思ひます。これはどうですか。

○政府委員(宮地茂君) 先生のお持ちの資料と私の持つておる資料、同じと思ひますが、その四八ページから九ページに、四十年、四十一年、四十二年、四十三、四十四とございまして、さらに他の委員の御要求で、三十七年度から四十六年度までの十年間の予算比較表を資料提出の要求がございまして、お出ししてあるはずでございます。

○岩間正男君 そうしますと、この予算の額、それから諸外国との比較、そういうもの、それから最近の増減の問題、さらにそれが実態としてどうなっておるかという点が非常にこれは重要な課題になってくるわけですね。

それで私はこれと関連しまして、二、三法制上の問題もお聞きしたいと思ふんですね。

第一の問題は、このわが国の教育の普及率ですね。これとの関係ですが、教育の機会均等は世界でもパーセンテージは非常に高くなつてきておる。就学率は、先ほどからしばしば述べておられるように九九・八％、こういうふうに言われております。また、大臣の所信表明でも「障害を持つ子供たちのすべてが、適切な教育を受ける機会に恵まれ」とあつて、「障害を持つ子供たちのすべてが」と強調されていまして、世界に冠たる日本の義務教育該当の障害児童、生徒の就学率について最近の調査資料によるパーセンテージをまず最初に公開を願ひたい。

○政府委員(宮地茂君) 先生、恐縮ですが、ちょっと意味がよくわからなかったのですが……。

○岩間正男君 この義務教育該当の障害児童、生徒の就学率、これはどうなつていいますか。

○政府委員(宮地茂君) 九九・八％でございます。

す。で、このコママ以下の数字は、就学免除者が正式に免除として届けられております者が約一万人弱、九千七百人ということになっております。

○岩間正男君 いや、私の聞いていたのは、障害児の児童生徒の就学率です。

○政府委員(宮地茂君) 障害児につきましては、これは障害の種類、聴覚、視覚、精薄、いろいろございまして……。

○岩間正男君 それを種類別にやつてくだされ。

○政府委員(宮地茂君) 種類別に申し上げます。

これは私も昭和四十二年に障害児童生徒の実態調査をいたしました。それによりまして、これは推定が入りますが、四十二年に調査いたしましたもので、障害者の出現率というものを設定いたしました。それから推定をした数字でございます。

それで説明させていただきますが、視覚障害関係が、これは、先ほど他の委員の御質問にすでにお答えいたしました。○一未満の矯正視力の子供、これは一〇〇盲学校に就学いたしております。それから聴覚では七・一デシベル以上、全ろうに近い子供、これもほぼ一〇〇％の在学率でございます。精薄関係ではIQ一〇以下、この子供が推定一万六千二百二十二人おりますが、大体教育の可能性といたつたようなことからIQ一〇以下の子供、いろいろ学問的にも問題がございまして、厚生省の精薄収容施設——社会教育としての施設に入つておる子供、あるいは入るべき子供、これはほとんど就学いたしております。IQ二〇以上四九以下の中度、重度の精薄の子供、これは教育の対象になるという前提で二万七千八百人の推定になります。その就学率は二七・七％でございます。肢体不自由者でこれはボーダーラインがどうも精薄、視聴覚のように数字的に出てきませんが、肢体不自由者で養護学校に入るのが相当と推定される子供が約二万人ございます。その就学率六〇％、病虚弱関係は、病虚弱の養護学校に入るのを相当と考えられる子供の就学率は二一％。大体障害別にそういうことになつていますが、いま申しま

す。で、このコママ以下の数字は、就学免除者が正式に免除として届けられております者が約一万人弱、九千七百人ということになっております。

○岩間正男君 いや、私の聞いていたのは、障害児の児童生徒の就学率です。

○政府委員(宮地茂君) 障害児につきましては、これは障害の種類、聴覚、視覚、精薄、いろいろございまして……。

○岩間正男君 それを種類別にやつてくだされ。

○政府委員(宮地茂君) 種類別に申し上げます。

これは私も昭和四十二年に障害児童生徒の実態調査をいたしました。それによりまして、これは推定が入りますが、四十二年に調査いたしましたもので、障害者の出現率というものを設定いたしました。それから推定をした数字でございます。

それで説明させていただきますが、視覚障害関係が、これは、先ほど他の委員の御質問にすでにお答えいたしました。○一未満の矯正視力の子供、これは一〇〇盲学校に就学いたしております。それから聴覚では七・一デシベル以上、全ろうに近い子供、これもほぼ一〇〇％の在学率でございます。精薄関係ではIQ一〇以下、この子供が推定一万六千二百二十二人おりますが、大体教育の可能性といたつたようなことからIQ一〇以下の子供、いろいろ学問的にも問題がございまして、厚生省の精薄収容施設——社会教育としての施設に入つておる子供、あるいは入るべき子供、これはほとんど就学いたしております。IQ二〇以上四九以下の中度、重度の精薄の子供、これは教育の対象になるという前提で二万七千八百人の推定になります。その就学率は二七・七％でございます。肢体不自由者でこれはボーダーラインがどうも精薄、視聴覚のように数字的に出てきませんが、肢体不自由者で養護学校に入るのが相当と推定される子供が約二万人ございます。その就学率六〇％、病虚弱関係は、病虚弱の養護学校に入るのを相当と考えられる子供の就学率は二一％。大体障害別にそういうことになつていますが、いま申しま

した数字で精薄に例をとりますと、二七％ばかりの者が就学しておる。そうすると残りの七四％は全然未就学かと申しますと、そうでございます。特殊学級とか普通学級とか、そういうところへいっておるということでございます。肢体不自由、病虚弱につきましてもそういうことでございしますが、先ほどの教育の機会均等という見地から、障害を受けた子供が当然適切な施設として入るべき学校に入っておるかという数字で申しますと、先ほどの数字になるということでございます。

○岩間正男君 これはまあ、先ほど上田委員にもお答えになったそうですから、重複はこれからなるべく避けたいと思うわけでございます。いまのお話にもありましたように推定、そういうことで大体これを見ますと三〇％になっていきます。そうすると、一方では九九・八％就学率を誇っているわけですが、これは世界有数だということで誇っている。しかし、これに對しまして、これは、障害者の場合はその三分一にも満たない、こういうことになるわけですね。だから大臣、私はこの大臣の答弁というやつが重さですね、この論議をするわけだけれども、実際の重さが問題になると思ふんです。なるほど、とにかく質問をしたときには、これに對しましてはもう鋭意努力をします、非常に重大な課題でありまして、教育の機会均等から当然これはもう最善の努力をいたさなければなりません、そういうことをみな言わなければならない。

〔委員長退席、理事塚田十一郎君着席〕

私は、実際はこの実態を聞いて驚いているわけです。そうして、いまさらながら速記録をずっと少し過去にさかのぼって調べてみる。そうすると、過去にそうする大臣たちが、これは荒木文部大臣、中村文部大臣、灘尾文部大臣、船木文部大臣、坂田文部大臣、歴代の文部大臣の所信として、「特殊」教育の振興に尽くしたいとみなだれも述べておられます。それほど重点施策として御努力をされておられるのであれば、少なくとも一〇〇％とまではいかないまでも、もっと私はこれは

進歩しているだろうと考えていた。ところが、実際、この実数をいま説明されましたが、これからまたこれは資料なんかで検討して、実はこれは誤りではないかということ——これは驚くんです。非常に驚きを深くする。こういうことから関連しまして、盲学校、ろう学校、養護学校、さらに「特殊」学級の実数について、これも先ほど一応あったと思いますが、簡単にいいですから、この数をここでお示しを願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 大臣への御質問でございますが、私の説明をちょっと補足させていただきます、大臣の……

いま先生がおっしゃいましたように、確かに考へ方では三〇％の就学という数字は出てくるわけですが、これは先ほど来申し上げておきますように、IQ幾つもの普通学級とか特殊学級でなくて養護学校に入るべきであるといった前提を置きまして、今日養護学校が充足されていないので、その養護学校に入っていない。しかしながら、特殊学級とか普通学級には入っているという子供が残り七〇％のほとんどでございます。そういうことで、完全に就学していないのは免除者の約一万人ということでございますので、十分おわかりと思いますが、ちょっと私の説明もまづうございまして、その点も補足させていただきます、大臣の御答弁をさせていただきます。

○国務大臣(秋田大助君) まあ養護学校が設置が十分でない、したがって、行くべき適切な学校に入れないでいるというようないま説明であったわけでございます。就学率につきいろいろ注釈が入るわけでございます。しかし、先生御指摘のとおり、一般児童の九九・八と比較いたしましてこれは著しく低率である、これは数字が明白に示している。そこにやはり過去の国の施策の不十分さが数字であらわれておると思ひます。この点につきまして、われわれはぜひこれらのおくれを取り戻すべく真剣に努力を重ねてまいりたい、こう考えます。

○岩間正男君 ちょっと先の説明わからなかった

のですがね、宮地さんの説明はどういうことですか。

○政府委員(宮地茂君) いまの就学をしておる就学率は九九・八％であると申しました。それでは一〇・〇二は何人かと言へば、それは就学免除者の約一万人、猶予者の一万人、足した二万人であります。ところで、先ほど来私がハンディキャップ・チルドレンの在学率と申ししたのは、盲学校、ろう学校、養護学校に入るべき子供はこうだと、しかしながら、養護学校ができていないので、その子供は多くは普通学級なり、一歩進んでまあ特殊学級に行っておるという数字で、先生が三〇％だなおっしゃいましたのは、そういう意味では三〇％になるということをお説明したわけでございます。

○岩間正男君 そうすると、これは現在の状態だといふふうに考へているのですが、三〇％で、あとは普通の中に入っているというわけですか。そしてどうなっているのですか、それが教育上充足されているということですか、どうなんですか。それは問題じゃないですか。

○政府委員(宮地茂君) たとえば、弱視の子供あるいは難聴の子供、これはたとえばコマ幾つの子供は、一般的に弱視なら弱視といひましても、弱視で普通の学級に入つて一列目、二列目に並ばせてもらつて、普通学級で教育をしている。しかし、それは本来は盲学校とか、あるいは難聴児であれば、一列に並んで補聴器を持ったりしながら無理しながら普通学級で教育を受けるよりも、難聴児の養護学校に入るべきだ。そういう前提で申し上げますと、先ほど申しましたように在学率は低い。そうしますと、その他の子供は、全然教育していないのじゃなくて、普通学級で無理をしながら一列、二列に並んで教育を受けているということとで申し上げました。したがって、教育の機会均等ということは、ともかく学校へさえ入っておれば教育の機会均等を果たしておるというのではなくて、本人に適切な教育施設に入らなければ、教育の機会均等と言えないという、非常に厳

密に考へて申し上げた数字でございます。ですから、極端に申しますと、ほとんどのハンディキャップを持った子供は、一〇〇％近くともかく教育施設に入っておると言へば言えないこともないということをお厳密に申し上げた次第でございます。

○岩間正男君 実に重大な問題です、その点は。そうすれば全く条件の適当でない、施設の十分でない、そういうところにみなこれは押し込められていくということじゃないですか。その結果非常に犠牲が起つていくのです。そのほうがむしろ問題は重大だ。三〇％だけ収容する、そういう施設しかない。これは財政がそのためには非常に不足なんだ。それでそれは完全にやっけない。そういう形の中からのいまのような犠牲というもの、これがほんのすこく起つていくのです。そのことを実際はあなたのいまの答弁というのは物語っている。ただ、形だけ就学したからどうだこうだというような問題ではこれはないわけですね。適切な、そして全く条件に合う、そしてそれによって自分の心身をほんとうに発達させていくことができる、実質的にも成長していくことができる、そういう条件をつくっておるかどうかが、教育の施設として重大なんでしょう。ところが、その施設がないのだから、こっちはほうに入つていって、そして実際はこれで非常にもういわば下積みになるとか——あるいは現状から見てもどうですか。現状は小学校の五十人とか、そういう中でどういふことになるか、これはわれわれも長い間の教育の経験の中で、この問題を問題にしてきた問題です。だから施設の収容に十分だといふことを何よりも物語っている。その就学率は三〇％、こういうことになっているわけですね。そこで、それならその施設はどうなんだ、そうしますと、これも先ほど話があったようにですが、盲学校はどうなんだ、ろう学校は何校、それから養護学校がどれだけあります、それから「特殊」学級というのがどれだけあるか、これは一応、先ほど話があったと思ひますが、いまの

この審査の過程からいいますと、一応簡単でいいですから数字出して下さい。

○政府委員(宮地茂君) 盲学校、これ、国公私立別に申し上げましょうか、トータルで申し上げますようか。

○岩間正男君 トータルでいいでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 盲学校は国公私立、以下国公私立のトータルで申し上げますが、盲学校七十五校、ろう学校百八校、精薄の養護学校が百一校、肢体不自由の養護学校が九十八校、病弱の養護学校が四十校でございます。

それから特殊学級は全国で——この特殊学級もいろいろの種類の障害別の特殊学級のトータルが、現在一万五千四百八十一学級でございます。

○岩間正男君 盲学校、ろう学校の問題はまたあとに回すことにして、養護学校の実態についてさらに聞きますが、全国各都道府県の中で、都道府県立養護学校未設置の県が、先ほどこれはありました、二十八校ですか、二十八県ですか、こういうことになっているのですが、どうですかその点は。

○政府委員(宮地茂君) 精薄の養護学校の未設置県が二十九県でございます。肢体不自由の養護学校は全県にございます。病弱の養護学校の未設置県は二十八県でございます。

○岩間正男君 これは未設置県、ちょっととって下さい、名前をあげて下さい。

○説明員(宮川英希君) 北から申し上げますと、精薄養護学校の未設置県でございます。岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、以上が精薄の未設置県でございます。

次に、病弱の未設置県でございます。岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、

京都府、それから奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、以上でございます。

○岩間正男君 虚弱の場合は二十九県ですね。それから精薄、病弱虚弱ですか、この場合は三十県です。肢体不自由養護学校以外は、相当の未設置県があるということが、これで明白になった。半分以上ですね。学校教育法第七十四条によると、「都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学

齢生徒のうち、盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由若しくは病弱者、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない」とあり、第七十一条の二の政令委任事項については、学校教育法施行令第二十二條の二によって示されているにもかかわらず、この法律に違反して未設置県があるという事実は、これはどういうことなんですか。

○政府委員(宮地茂君) 原則は、いまお読みいただきました七十四条で都道府県に設置義務が課されておりますが、この原則どおりにはまいりませんので、学校教育法附則の九十三條で、盲、ろう、養護学校等につきまして、設置義務に関する部分の施行期日は政令で定めることにいたしております。目下七十四条の本則どおりには動いていない。したがって、法律違反ではございませんが、経過的な措置として充実につとめておられるという実情でございます。

○岩間正男君 この法律は、制定されてから何年になるのです。

○政府委員(宮地茂君) 学校教育法の制定が二十二年でございますから、二十四年経過いたしております。

○岩間正男君 法律違反でないというけれども、人権違反ですよ。こういう重大な問題が実際は行なわれていない。これを二十四年、もう四分の一世紀だ。これがこのまま放置されていいのですか。

それなら自治大臣でもあるから、秋田文部大臣にもお聞きしたい。どうなんです。こういう実態で、そうして一方では、非常に重大でございますから、これに対しては万全の努力をいたします。これを歴代の文部大臣はみな言ってきた。この実態は何だかという、いまのごときものじゃないか。実際の施設は三分の一足らず、そうして

いまだ未設置県が、いま言ったように半数以上を占めている。それがそのままだと見えたというこの原因は、一体何ですか。こういうことではないのですか、この点。

○国務大臣(秋田大助君) 何と申しましたが、やはり国の財政力が根本的な一つの原因をなしている。しかしながら、やはり国の意思もまた十分でなかったという点については、反省が当然さるべきであります。そこで最近、この点に意を用いて、四十四年度から毎年十八校程度増設をして、四十九年をもって、いやくも養護学校が足りないところはないというようにしたいと考えて、いまその施策を進めている最中でございます。

○岩間正男君 いままでの質問でまあ一部分が明らかにしたわけですが、これがわが国の障害児教育の実態じゃないですか。非常に重大だと言っているが、その内容を詳細に見きわめてまいりますという、こういうことです。そうして国民総生産は、これは自由主義国で世界第二位であるということになっているわけですが、しかし、障害児教育の保障はきわめて貧弱であるというこの実態が、少なくともいままでのこれは審議の中でも明らかにされた。これは非常に私は世界に対して誇れることはできないと思う。恥ずかしいと思う。

そこで、私は国際的な一体動向はどうなっているかということ、これは大臣にお聞きしたいと思うのであります。まあ数年前であります、エルサレムで国際精神薄弱者援護団体連合による会議が開かれておると思いますが、これは御存じでしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) 私まことに浅学、また最近大臣になった……。

○岩間正男君 大臣でなくてけっこうです。どうか……。

○政府委員(宮地茂君) まことに申しわけございませんが、承知いたしております。

○岩間正男君 そうすると、わが国の障害児教育の現状というのは落ち込みなんです、国際的に見ても。一方は国民総生産が世界第二位だ。そうして実際のいわば谷間、この谷間は依然として深く残されているんだという実態がこういう中から出てくる。このエルサレムの会議で、これは精神薄弱者人権宣言というのを提出しているはずですが、これも御存じないわけでしょうね、この会議が開かれたというのを御存じないんですから。

私はまあその点ではこの決議についてぜひ調べてほしいですね。第一条ではこう言っています。「精神薄弱者は、それぞれの国の同一年齢の他の国民と、等しい基本的権利を有する」、これが第一、この点はどうですか。大臣どう思われますか。

○国務大臣(秋田大助君) その点は、先ほどから先生の御質問に私が答えておったところで、同じ精神でお答をしていると御了解が願えると思うのです。

○岩間正男君 ところが、ことばの上ではそうだが、そうならないということですね。三分の一もこれが満たされていないという実態が明らかになった。

第二条は、「精神薄弱者は、それぞれの状態に応じた、医学的保護と、身体的治療、また教育、養成、訓練を受け、障害の重さの程度にかかわらず、自己の能力と適性を、最大限に發揮できるように、リハビリテーションサービスと、助言を、受ける権利を有する。財政的負担がかかることを理由として、精神薄弱者に対する援護を怠ってはならない」、これが第三回国際連合総会で採択された人権に関する世界宣言です。そうして第十四回国際連合総会で採択された児童の権利宣言の精

神に沿ったものであることは言うまでもないと思
うのです。

そうしますと、この第二条のあのほうです
ね、「財政的負担がかかることを理由として、精
神薄弱者に対する保護を怠ってはならない。」こ
の点はまだ未設置県が半数以上もある。二十四
年間も放置されたその理由は、何でございませ
うか。お聞きしますと、これは財政的理由でござ
いますという自治大臣の御答弁でもあった。そ
うしますと、これはどうでしょう。この第二条の
宣言に照らしてみても、どういふことになりま
うか。日本のいまの状況じゃ、教育の実態とい
うのはどういふことになるでしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) 過去はいざ知らず、現
在におきましては、その精神でもって施策を進め
ておると、私は確信をいたしております。それで
ございませうから、一ぺんにはまいりませんけれ
ども、十数校ずつ養護学校を設置していくという
施策を進めて、いやしくも、一県一校、養護学校
の施設なきものはないという、まず第一段階をこ
こ数年の間に実現したい。こう言うておるので
ございませうから、その点はどうぞ御了解を願
いと存じます。

○岩間正男君 これは、われわれは見守りたい
と思うのですがね。とにかく、国会論議では、歴代
の大臣が、この問題は重要でございませうと言わ
ない大臣は一人もいなかった。しかし、頭を下げて
その上を法案が通るだけという形では、この問題
は解決しないのです。これは、国内でも非常に
この問題は大きな課題になり、社会問題になり
つある。そうしてまた、具体的には、これは、教
育問題として、文部省がその衝に当たって少なく
ともこれを推進しなければならぬ。世界的にも
も、この問題は、世界の趨勢として、ほんとうに
人権を守るといふ立場から、あくまでもこの問題
を推進しなければならぬと、こういうことをはっ
きりこれは物語っていると思ひますが、こう確認
してよろしうございませうか。

○国務大臣(秋田大助君) 政府といえども、もち

ろん、ただいま先生が御指摘になられましたその
宣言の精神に沿って施策を進めてまいってござ
いますし、また、今後ますますその施策を回復し
たいと考えておるところでございませう。

○岩間正男君 学校教育法の九十三条、これを見
ますと、「この法律は、昭和二十二年四月
一日から、これを施行する。」こうありますね。
「ただし、第二十二條第一項及び第三十九條第一
項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校にお
ける就学義務並びに第七十四條に規定するこれら
の学校の設置義務に関する部分の施行期日は、政
令で、これを定める。」こうありますね。それで
すね。

○政府委員(宮地茂君) お読みになられたと
ございませう。

○岩間正男君 それで、同条を受けて、昭和二十
三年政令第七十九号をもって、盲学校及びろう学
校の小学部の就学義務及び設置義務を課してお
り、また、昭和二十八年政令第三百三十九号に
よつて、盲学校及びろう学校の中学部の就学義務
及び設置義務を課しております。これも、それで
すね。

○政府委員(宮地茂君) お読みになられたと
ございませう。

○岩間正男君 それでは、養護学校についてお聞
きしたいのですが、養護学校についての就学義務
並びに設置義務についての政令が見当たりませ
んのですが、養護学校に関する政令の施行年月日と
政令番号をお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 七十四条を受けて九
十三条には、その部分の施行期日は、政令で定め
るというところで、施行する場合に施行日を政令で
定めると、施行したくないので定めてない。し
たがって、七十四条は原則的には宣言されてお
るけれども、実施日が政令で定められております
ので、設置義務というものは課されていないとい
う解釈にならうかと思ひます。

○岩間正男君 これは、養護学校の政令をちゃん
ときめることになつてゐるのでしょうか。それで

しょうが。それで、先ほど読んだので、読
むまでもないことだが、「盲学校、聾学校及び養
護学校における就学義務並びに第七十四条に規定
するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行
期日は、政令で、これを定める。」こういうこと
ですから、政令で、これを定める。」「こういふこ
とは、ところが何ぼさがしても政令がない。ど
ういふことですか。

○政府委員(宮地茂君) 施行しないので政令に書
いてないわけでございます。

○岩間正男君 これは政令が出てないんですね、
番号も何も。それで、いいんですか、
これ。

○政府委員(宮地茂君) 政令で定めるのは施行日
でございませうので、施行しないので政令では定め
てないわけでございます。

○岩間正男君 月日の問題ではないですよ。この
政令をちゃんとこれは法律でできた。法律で本文
になつてゐる。それをあんな二十四年間も放置す
るというところは、どういふことなんでしょう。だから、
いまの養護学校の問題で、未設置が全国の県の半
分以上もあるというのは、このためじゃないですか。
これは政令の怠慢じゃないですか、行政の怠
慢じゃないですか。いいんですか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほどからたびたび大臣
も申し上げておられますし、私も説明していただ
きましたが、私もまことに遺憾なこととは思ひ
ますけれども、七十四条にきめました本則として
の設置する義務がまだ動くに至っていない。した
が、いままで、先ほど大臣もおっしゃいましたが、
過去のことは別といたしまして、文部省といたし
ましては年次計画を立てて、四十四年以来、四十
八年度中を目途に毎年十八校ずつ設置して、
できる限り四十九年度からは政令で定めてきり定め
られるようにという目標で進んでおる次第でござ
います。

○岩間正男君 二十四年間この法律をかたわにし
ておつたんだということは認めますか。

○政府委員(宮地茂君) おことばどおりの意味で

かたわにしておつたということでもございませ
んが、本則がございまして、それに対して附則とい
うことは、これは国会の議を経てやむを得な
いという事情で法律が施行になっておるわけ
でございます。したがって、法律的にはかたわに
したとかいふことにはならないと思ひますが、法
律論は別といたしまして、趣旨としましては、先
生がおっしゃいますように、二十数年たつてもま
だ本則どおりになってないという点につきましては、
は、まことに私も申しわけない、一刻も早く
本則に帰りたいという気持ちでございます。

○岩間正男君 そんなこと言うけれどもね、そん
なものの法理論でまかしてだめですよ。国会の意
思、立法府の意思というものはそういうものじゃ
ないで、二十四年間これを放置すると、
どこに書いてあります。これを完全に実施するた
で、まてでこれだけ深夜までかかって論議して
るんじゃないですか。これが実際は行政府によつて
二十四年間放置されたというこの事実が認められ
なければならぬです。これは政治の怠慢だとい
うことは、これはだれが何と言おうがはつきりし
ておると思ひますが、文部大臣どうですか。

○国務大臣(秋田大助君) 事実実現をしておら
なかつたのでございませうから、その点は十分これ
を反省をいたしております。心そこになかつたわけ
ではございませう。それを期しまして努力をして
まいつたのでございまして、ここ数年にしてその
状態を解消すべく努力をしておるということを御
了承を願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 まあいま改心してゐるんだから、
いままでの責任は何とかまけてくれと、こうい
ふような言い分でありませう。立政府の意思とい
うものは、いかぬわけでありませう。立政府の意
思といふものが行政府によつてこのように曲げら
れておるという実態といふものは、これははつきり責任が
あります。政治責任をこれはやっぱり明確にすべ
きです。明確にするといふことは、今後この問題
を本気になつてやるかどうかといふことにこれは
つながる。国会の論議のときだけは、もうもつと

もでございますと、頭を下げれば問題は通過すると、そう思ったら間違いですよ。そういうわけにははいかぬわけですね。いままで見てごらんない、大体この立法段階で政令に委任された事項についてはおおむね一年以内に政令で施行するものが、これは立法常識ですよ、そうでしょう。そして国会の論議の中では、この政令の内容についても実はこれは説明を受けて、そういう形でこれはやっていると立法の常識でしょう。ところが、学校教育法は昭和二十二年三月三十一日に成立した。同年四月一日から施行されておりますから、昭和二十三年三月三十一日までには少なくとも養護学校の就学義務、設置義務について政令を出すのが当然これは法律の常識であります。四分の一世紀これは出されていなかった。政府が障害を受けている子供たちの教育を受ける権利の侵害を結局は平然と行なってきた、こういうことにならざるを得ない。そういう形で、責めたくはないんですけれども、事実がそうでしょう。事実がそういうことをはつきりこれは示しておると思うのであります。ほかにもしもそういうことになりましますと、政令委任事項がほかの法律であつたか見当たりますか。この二十四年間も放置された、足かけ二十五年も放置されたという例が見当たりますか、どうです。法制局来ていないかな、法制局にも聞きたいが、われわれ審議院にしてみたら例は知りませんよ。これを文部省があえてしている、身障児たるがゆえに。私たちはこの実態をやはり明確にしなければならぬと思うのですよ。だから、ここで論議して当たりさわりのいいところだけとつたのじゃ、これは問題の解決にならないし、とにかく時間をかけて非常に熱心にこれは討議されました。いまだかつてないんじゃないかと思ひます。この身障児教育の問題を同僚議員が十分時間をかけて真剣にやつた。きのうの三人の参考人にお出で願ひまして、私たちの審議に役立つ、そのような証言をされました。これは国民の意思なんだ、いや憲法の意思なんだ。具体的に憲法をほんとうに国民生活の中に生かすかどうか、

こういうことの実態がこれで問われているんですね。私はそういう点から、これは先ほどから、とにかくだいたい耳ざわりのいいことは述べられましたが、ここでもほんとうにこういう問題について、これは真剣に考える必要があると思ひます。いかがでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほどから私の申し上げている養護学校設置に関する政府の施策の中に、先生と同じ精神をもってこの問題の解決に当たっているという点を御了承願ひたいと存ずるのでございます。

○岩間正男君 これはいつになったら政令化されますか、施行期日を、はつきりいつやりますか、現在できないというのですか、すぐやったらどうですか、いまだサボつたんだから。

(理事塚田十一郎君退席、委員長着席)

○国務大臣(秋田大助君) 四十九年度を目標に、先ほど来申し上げているとおり設置義務が満足できるようにしたい、これに対処した政令をなるべく早く出したと考へております。

○岩間正男君 少なくとも未設置県をなくするためにどれだけの財政が必要なんですか。

○政府委員(宮地茂君) 詳細は別といたしまして、建物関係で一校分が私どもの積算で二分の一補助で一億を考へておりますので、地方負担で約一校の建物二億としまして、未設置県が、先ほど申しましたように、二十八県と二十九県と五十七県でございます。したがしまして、国、地方合わせまして、建物が二億の五十七、百十四億ですか、ございませう、少なくとも未設置県に一校はできるといふ計算になります。ただ私も、先ほど大臣も申されましたが、四十四年から十八校ずつやっておりますのは、一県一つということではなくて、実は肢体不自由児は各県にもう一校はございませう。一県一校だからといって、それで設置義務を果たしたということでは実情に合わないというところで、肢体不自由児も毎年二校ずつといった計算でおります。ですから最低一県に一校あれば、設置義務を果たすということでございます。

と、二億掛ける五十七、百十億の建物代である。それに設備費が、これは各学校によつて違ひますが、一校大体二千万、肢体不自由が一番設備がかかるようですが、二千万、国、地方合わせまして二千万ですから、五十七で十一億程度になろうかと思ひます。

○岩間正男君 わが国の国民総所得は幾らですか、国家財政は幾らでしたか、ちよつとお聞かせをいただきたい。

○政府委員(須田八郎君) お答え申し上げます。四十六年度の国民所得は六兆六千九百五十億でございます。

○岩間正男君 国民総生産ですよ。何だ、そんなこと言つていたらたいへんなことになつちゃう。常識問題でしょうが。

○政府委員(須田八郎君) ただいま申し上げましたのは国民所得を申し上げたわけでございます。

○岩間正男君 全くそれは驚いたな、文部省というのは、問題にならぬよ。読み方を間違えていないか。

○政府委員(安嶋彌君) 私の記憶に間違いがなければ、GNPは約二十兆円だったと思ひます。

○岩間正男君 これも驚くね。国家総予算は、四十六年度、ちよつとこれは念のためにお聞きしないと。

○政府委員(安嶋彌君) 約九兆四千億だと思ひます。

○岩間正男君 国民生産が二十兆で、国家予算がその半分ですか。ちよつとね、だから文部省というのは、これはわかつた、文部省の正体。正体見たら枯れ尾花。これではあなた、もうやれないじゃないですか。こういうかつこうでは、どこで一体大蔵省とやり合ひのです。官房長さんだから、ちよつとそこところはすぐお調べを願ひたい。これはまあそういうことはあり得るわけですが、深くとがめるわけじゃありませんが、ただ、そういう形でこの予算の問題をやられたんじゃ困るわけですね。

○政府委員(安嶋彌君) どうも間違いを申し上げます。

て恐縮でございます。ただいま手元に参りました資料によりますと、これはGNPではございませんで、国民所得でございますが、これが六十六兆、国民所得でございます。

○岩間正男君 まあそうだろうと思ひますね。それで、もう五十四年までにはこれは百兆をこえるわけですからね。そうして世界第二位、その何分の一なんだ、いまの養護学校を建てるといふのは、その辺でやっぱ問題を明確にしないと、われわれ関連でやっているわけにはいかないのだから、やはり具体的にあなたたちの努力をするという、そういう問題は裏づけがなくなっちゃうらぬのです。私はまあ長い間、これは教育問題にタッチしてまいりましたが、そういうような中で、何よりも欠けているのはここだ。そこで、あなたたち障害児なんですよ、予算的には、足がないのだ。具体的にこういう財政の問題でどこでやり合ひのです、一体、何だかさつき第二課長なんか来てくれるけれども、こここのところのワケ内のことだけどこちやちやとやつていけるから予算がとれない。私は終戦後のこの教育の破壊の中で教育を守るために戦つてきたが、戦前の教育、こういうものは何か。全くこれは観念論だ、そうして国家主義を押しつける。そうして実際は一学級の児童数が七十人くらいのところもあつた。大量生産の教育をやつてきた。それで実際は科学的な知識だとか、それから社会的な当然の精神とか、そういうようなものは没却されてきた。そこにもあの戦争の根源があつたのですから。だから変えなければならぬ。教育の問題というのには、大きくこの予算の面で、実際は具体的な民主教育を守るなら、民主教育のはつきり裏づけとしての予算の、これはささえがなければならぬわけですね。予算だけですべてを解決するんなんというところは私は言つておりません。しかし、文部行政の最大の欠点というのはそこなんです。そこにあつた、そうでしょう、修身科というのは非常にぐあいがい

いのです。それで、一つの学級に百人入れ

たつていいんです。金ばかりかからない、一人の先生が、木口小平は死んでも口からラッパを離しませんでした。さあ皆さん天皇の御ためには何とかかんとか、これで教育が成り立ったのです。これが帝國主義軍隊をつくらした日本の教育なんです。こういうものを根本からかえるためには、どうしてもこれに對して予算の裏づけがなくてはならないのであります。だから、われわれは終戦後の教育の戦いの中で、一学級の児童数をまず問題にしたのです。そうして教員がほんとうに力を合わして教員組合をつくって、一番最初に戦いといったのは何か。それは東京における一学級の児童数の問題だ。千三百人の首切り問題があった。その首切りは具体的に一学級が六十人とか五十五人とか、そういう形、そこにははつきり戦争中の根拠がある、はつきり。これをやめなきゃならぬ。真に民主的な教育をやるためにはどうしても一学級の児童数を少なくしなきゃならぬ。そうしてもっと一人一人のほんとうの能力を生かす。そうしてそれらの能力を育てる。民主的に育て、自主的に育てて、そういう方向の教育をとらなければ何ともならぬ。それが私たちの主張だった。私はまあそういう教育の一方では、一学級で、もう何といまうか、ものすごい大量生産の教育、そういうものをいなかで経験してきた、昭和恐慌期に。同時に、これは成城学園に参りましたが、成城学園で私はまあ三十人くらいの教育というものを経験してきた。その二つをこう対照して考えるときに、終戦後の教育の戦いの方向が明確になってきた。その一選だ。その一選の中でこの障害児の問題ははつきりあるのです。日本の民主教育をどうするかという教育の体系の中にはつきり組まれているのです。そこが明瞭にならなければなりません。ところが教育予算は年々総体的に削られておる。本年度の防衛費との対比をあげるまでもないと思う。ことしは一千億から防衛費はふえています。そういう中で、一体三千万以上のこれは小中学校、こういう生徒たちを扱う一億教育予算はどうなっておるか、そういう中でこうい

う障害児教育というのは、全く谷間に落とされておるといのが日本の現実であります。そういうことがどうもいま二、三の問題をお聞きする間に、私ははしなくも出てきたというような感じがするのです。だから国家財政そのものにもう少しやほり目を向けてください。そうでなければ、文部省の主張する論点がはつきりしない。これはまあ局長さんにこのことを申し上げても無理な面があるかもしれない。しかし、局長とか官房長という方々は、これは少なくとも大臣を補佐しなければならぬのでありますから。そうすれば、そういう点ではつきり皆さんの意見というものが集中されて、それで大臣を突き上げたらいんだ、もう少し大蔵省とここで論議させたい。国家財政の中にはつきり教育財政を打ち込むこの努力が必要なんだ、それで具体的にいまこの教育の谷間、最もひどいところに落ち込んでいるこの障害児の予算の問題というかつこうでこれは出てきておる。それがないために、法律が足らないという事態はつきりこの障害児の教育の中に出てくると思うのです。どうお考えになりますか。きょうはほんとうは、坂田大臣、出てくれればいいんだ、私のいた成城学園に彼は高校生でいた、東大の加藤一郎君もそうだ。だから、あれは私の教子だ。坂田がいればよかった、坂田はいない。残念ながいなかった。それで秋田さんにお聞きしているわけですが、どうなんです。この障害児の問題というのは切り離して「特殊」だなどということで論じられる問題でない。教育の体系、民主教育をどうするか、この終戦後の重大な課題、憲法を教育の中でどう生かすかというこの問題とはつきり密着した問題です。大事な問題です。この点どうなんです。大臣の御所見を伺いたい。

○国務大臣(秋田大助君) 本件は最初に申し上げましたとおり、かかる心身障害児あるいは精神薄弱児等、これらの人々の受くべき教育は普通児と何ら変わりない一般的な基本的人権に立つものであるという意味におきまして、私は先生と同じ考えを持っております。

○岩間正男君 まあそういうことをほんとうに、やはり教育予算を拡充して民主教育を確立する、そして具体的にはいまの障害児の教育、ここ見ればわかるんですから、この谷間を見れば日本の教育全体がわかるんですから、この一選として私はこの問題を見ている。だから、小中学校は九・八％の就学率があるから世界に冠たるものだなんて言っているけれども、これは同じような条件であります。大なり小なり同じ条件である。そしてそれが最も集約的に起きているのが、特殊部落扱いにされるのが、いまのあなたたちのいう「特殊」教育という名前の障害児教育じゃないですか。それがどういふふうな、一体この子供たち、国民に犠牲を与えているかという点を、ことに何よりも該当の障害児に犠牲を与えているかということをおなたたち御存じですか。ここにこの歌集があります。床の歌という歌集がある。この歌集の中にこういふのがあります。

これはまあ非常に障害者で、いまおあさんが絶えずつき添っておる。そのうち彼は歌の道に入りましてね、それで短歌で非常に生きがいを感じている。名前は伏せておきましょう。こういう歌がある。「四十四歳の我が学ば通信制学校なれば今日も勢えり」、「文字書けぬわいのためとわたわらに眼鏡かける母がノートをとってくれぬ」、「歳とりて学ばは無理か一年経ち数学課程は遂に不認定となる」、これはNHKの通信教育に行つたときの歌のようであります。歳をとつてから、そうして、これは小学校、中学校、そういうものが充足されておれば、当然教育を受ける、四十四歳ですから、そういうことになります。その人が受けることができない。そうしてそれから途中で自分でもやっぱり文字を習うことをやり、そういう点から自分を教育したいということで短歌の道に入った。しかし、数学のごときはもう歳をとつてしまつたので、これはついに不認定になるといって嘆いている。こういう嘆きをさしているのは、実は文部行政の中にあるぞということを感

ずる必要があると思ひますが、どうでしょう。こういう問題を考えれば、これは全くの一例です。もっともつとつと例は枚挙にいとまがないし、そうして最近新聞なんかで御承知のように、これは紹介されていることですから、国民のいま胸を打っている問題です。こういう問題を解決するには、これは政治がなければならぬ。先ほどからたくさんそういう問題が出されましたね、たくさん出されましたよ、聞いていても。たとえば介添人の問題を先ほど同僚議員が出された。こういうものに對して予算がない、こういう形でもってこれは私的な解決の方向に持っていくかなきゃならぬ。それから、一切これは父兄の犠牲の方向にこれは持っていくかなきゃならぬ。これは国がすべき当然の責任でしょう。そういうものが全くこれは顧みられないところにいまの姿があると思うのです。こういう短歌を私は大臣にこれはぜひ聞いてもらいたいと思うのですが、こういういわば一つの非常に不十分な政策によりまして、こういうところに落とされて嘆きを繰り返しているこれらの方々に對してどうお考えになりますか、ちょっと感想をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) われわれとしては責任を感じます。それらの人の嘆きを一日も早く解消するようつとめる義務があると感じております。

○岩間正男君 まあこの人の場合は理解のあるおあさんで、しかも、すばらしいおあさんにさええられて通信教育を受けたので、まだしものことなんです。同じような障害があつて教育を受ける権利を奪われ、心から勉強したいと叫んでいる、こういう声が大いにも聞こえませんか。声なき声、聞こえませんか、どうですか。

○国務大臣(秋田大助君) 御返事を申し上げるまでもなく十分聞こえております。

○岩間正男君 そこで、先ほどまあ四十八年度までにこの未設置県はなくすと、こういう約束をされたわけでありすけれども、これは坂田文部大臣も昭和四十四年の四月二日、衆議院文教委員会において同じような約束をされておるわけですか

らね。大臣がみな約束しているんですが、これをほんとうに義務制にして、そうしてはつきり設置をきめる、あくまでこれは貫くと、こういうことをあらためてここで公約されますか、どうですか。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほどからも申し上げましたとおり、四十四年から十八校あての設置予算をとりまして着々実施に移しているところでございます。当然その約束を申し上げ、かつ実行をいましておるところでございます。

○岩間正男君 まあ就学義務の問題がむずかしければ、その問題を若干、年限保留事項にしてでも設置義務を課せられない理由はないと思う。それはば条件は何もないと思います。土地の問題も、食べ物の問題も、教職員の問題も、いままでも二十五年にわたって放置した行政の責任を痛感するならば解決できないことはないと思うので、積極的な努力を重ねて、何べんこれは重ねてもいいのであります。何回もだまされたんだから、私がこんなことを繰り返して、同僚議員からも繰り返されておるのは、何回もいままでもそういうような実績があるのですから、ここだけの場にしないで、こういうことを確認してよろしゅうございませうか。もう一度、くどいようですけれども御返答願います。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほどから申し上げておるとおり、われわれの計画を着々実行に移しておるところであります。

○岩間正男君 次にお聞きしたいことは就学猶予・免除の問題です。養護学校の設置がきわめて不十分だという現在の条件の中では、この問題はいままでもあまり追及されることはなかったと思いますが、まず最初に就学猶予・免除を受けておる子供の人数はどうなっておりますか、これをお知らせをお願いしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 四十四年度の就学免除者は九千七百六十一名でございます。就学猶予者は一万一千八百八十名でございます。合わせまして二万九百四十一名が免除ないし猶予者でございます。

○岩間正男君 これは全学齢児童生徒十万人についての割で出している資料だと思いますが、文部省のこの四十二年の資料によりますと、小学校の場合一九五〇年は十万人に対して男子が三十九人、女子が三十五人、それから一九六〇年は男子が六十人、女子が四十八人、一九六六年は男子が六十人、女子が五十七人、五〇年の三十九人に比べて男子ではもう二倍、女子のほうは三十五人に對して五十七人、こういうふうにあがっているわけですね。中学校のほうを見ますと、同じように男子が三十七、女子が三十六、これは一九五〇年、六〇年が男子が四十人で女子が三十九人、それから六六年になりますと、男子が六十人、女子が五十五人、ほとんど同じようなところでふえているじゃないですか。就学免除者というのとはこれはふえている。これは何を物語るのか。先ほどの御説明によると、ふえるというのとはおかしいわけだ。どうしてふえているのか。

○政府委員(宮地茂君) 先生のいまおあげになりました資料は、ちよつとどれであげられましたがわかりませんが、四十年から申し上げますと、四十年の免除者は九千六百八十五人でございまして、四十一年が九千三百九十二、四十二年が九千四百二十七、四十三年が九千四百四十、四十四年が九千七百六十一、これは先ほど他の委員の御質問にもお答えしたところでございまして、大体九千四百から七百ぐらいのところでございます。

猶予者のほうは若干減っております。四十年が一万二千六百九十八、四十一年が一万二千六百三十八、四十二年が一万一千六百七十六、四十四年が一万一千八百八十、こういう数字になっております。

○岩間正男君 これはあなたたちの発行された中教審中間報告、「わが国の教育のあゆみと今後の課題」、この中に出てくるんですよ。ですから、十万人に対する対比はこれはいまあげたようにふえておるんですね。これはたとえば県別にほとんど

は示してもらいたいんだが、これどうですか。香川とか愛媛あたり、これは学力テストによりまして、一番成績のいいところだ、こういうところ免除者がふえているという実態があるじゃないですか。これは時間の関係から、各県のやつを資料で出してもいいと思うんですが、成績を上げようと思うと、やっぱり学級の中から免除者を出せばいいわけですね。そうすると全体のトータル上がりまして、学力テストをやれば、学力テストと関係ありますよ。学力テストが非常に盛んな、そうして文部省からほめられているような学校で猶予者が多く出ている。こういう実態を指摘することができると、そうするといふと、どういふことになりますか、身障者といふのはどういふことになる。結局は差別につながる。この学力テスト、そうして全国をとにかくずっと文部省がやりました。そういうものに對して、いまのような障害児といふのは、これは切り捨てられることになる。統計面ではなるほどいい成績になるようでありまして、実際は、この被害というものは、その身障者に及んでいく、こういう結果が出てきている。ちよつとまあよく昔やられたように、きのうも話が出ましたけれども、物置きに身障者を隔離しておくと、いなかではまだこういうことが行なわれております。うちの家の門の恥だとしておく、姉さんが嫁にもいけない、こういう封建的なそういうものまでつながら、やられると同じようなやり方です。学力テストの盛んな成績のいいところで、こういう障害児が多くなっている。こういう実態が出てきたらたいへんだと思ふわけでありまして、こういうことはいかがでしよう。ですから原則が非常に私には大切だと申し上げたのはこんなですね、どうなんです。障害児教育といふものの根本の一体態度はどうなんだ。姿勢はどうなんだ。ところが現在の教育はまさに最近の教育改革、中教審の答申なんか見ただけで、差別、選別の方向を非常に強化してきているでしよう。その背景には高度の経済成長政策があり、大資本があることは明らかでしよう。こういう

うものとの癒着が非常に深まっている。そういう中でやはり障害児教育の問題はますます目陰のほうに追いやられる可能性が出ておる。ちよつと表面だけはやるように見せるけれども、これはアクセサリーにすぎない。これはイチヂクの葉なんだ、恥部を隠すイチヂクの葉です。そうじゃないですか。そうあつてはならないと思うのです。この点についてこれはどう思いますか。大臣。

○国務大臣(秋田大助君) アクセサリーでかつよく見せるためにはやる方法である、そういうふうなものであつてはなりません、また、そんな考えでやるうとはわれわれは思っておりません。

○岩間正男君 とにかく学力テストなんかで非常に成績はいいのだが、しかし、実際は養護施設はない。結局そういうことで免除、こういう形をとる。これでは話にならぬ。

大臣にお聞きしますが、どうですか。いま日本の自治体を見て、こういう問題で熱心なところはどこかあります。これは調べてみたい。東京と京都では、障害児教育といふものはどういふふうになっているか、これは大臣にいかんでもらいたい。これはいかがです。

○国務大臣(秋田大助君) やはりはつきりしたことは存じませんが、東京、大阪、兵庫、愛知という富裕県が比較的熱心であるという数字は出ておると思ひます。

○岩間正男君 これは釈迦に説法だと思ひますが、実は京都の嵯峨川府政がこの問題と長年継続的に取り組んできていることは、これは世の中の認めているところだと思ひます。その一例をあげてみますと、「憲法第二六条、教育基本法第三條が示す、すべての国民が有する「ひとしく教育を受ける権利」を保障するためには、教育の機会を平等に保障する」という条件の課題を改善することが大切である。それとともに重要なことは、単に「人なみに教育の機会を」という形態的解決だけでなく、いかなる障害をもとらず、すべての児童・生徒に對して発達した権利を保障するための適切な場

と内容を用意されねばならない、また、「この「発達を保障する原則」は、とくに障害児の教育において基本とすべきである。障害児を社会的効用論的に評価したり、あるいは一面的、固定的、限定的にとらえる見方を改革することが何よりも重要である。単に就学の機会を保障したからといって、それで発達を保障したことにはならないのである。その点、本府（京都府）の向しが丘、与謝の海両養護学校の実践は「すべての子どもに適切な教育」をの理念を具体的に確かめつつあるものとして評価されるべきであらう、ここでは従来、教育の対象にならないと一方的に思われていた重度・重複の障害児に対し、必要な教育内容と条件を用意して、子どもの発達の可能性を追求するという非常に困難なとりくみが進められている、こういう精神でやられているわけです。

私たちも京都に参りました。一番先に何かというと、これは障害児のところに行つた、実際にこれを見てやる方と、私は京都を訪問してさっそく行つたわけです。これで見ると教育がわかります。これを見れば、谷間を見れば一番教育の実態はわかる。京都の場合、けさもニュースでやっておりますね。

埼玉県と比較してみましようか。「一九七〇年度における特殊学級一人あたりの公費補助額を東京都と自民党の影響力のつよい埼玉県と比べると、東京都が職員図書費五五〇万円。生徒の卒業記念品代小学校八〇〇円、中学校一〇〇〇円、高校一五〇〇円、生徒の校外指導費幼稚園二三五〇円、小学校二五〇〇円、中学校二九〇〇円、高校三五〇〇円。生徒の夏のキャンプ費三一〇〇円。生徒の夏の家の費用二五〇〇円。これらの費目について埼玉県では公費補助はすべてゼロである。これも事実です。憲法を教育の中に生かす、国民生活の中に生かす、これが単なる空言になつていくのかどうかということは実態を見ればこれは明らかです。

けさほども、今度は障害者の医療の問題について東京都がまた新たに補助を出すことがきめられ

ておる。そうして所得税あるいは住民税、こういうものを納めることのできない人の場合はこれはもう全額を保障していく、住民税は幾ら、こういうような段階があるようでありますが、とにかくそういうところからこれは力を用いている。どっちが一体民主的な、どっちが一体これは憲法の精神にかなうか、どっちが一体障害児のためにしあわせなのか、どっちが一体これらの重荷をほんとうに負っているこの父兄のために役立つのか、これは私はどくどく申し上げる必要はないところであります。自治大臣はこういう実態についてもお調べになる必要がある、把握をされる必要がある。それでなければ、ほんとうにやはりこの問題について対処するということにはならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（秋田大助君） そういう実態を把握しておる必要があると存じます。

○岩間正男君 把握されておるんですか、努力をされておるのでしょうか。

○国務大臣（秋田大助君） 今後つとめてまいりたいと考えております。

○岩間正男君 これはぜひつとめていただきたいと思ひます。文部大臣は長くおいでにならな

いでしょうけれども、あなたは自治大臣でおられるのですから、今後、ほんとうに地方行政、財政との関連におきましてこの問題はやはり明らかにしていただきたい。こういうところに、はっきりこれは、やはり民主政治の姿が出てくるのです。そういう中で、問題はむしろ十分とは言えませんが、しかし、解決しようという方向にこれはずつと向いておることは間違いない事実だと思ひます。私は、まあとにかく一方で日本の高度経済成長が言われ、そうして、しかもそれがいま公害の中で非常にこれは国民の環境を破壊しておる、国民の健康を破壊しておる。そういうような中で、しかも必要な労働力をつくり上げる。これが日本の教育に、現在のこれは文部省に課せられた相当な任務でしょう、そうだとあなたたちはおっしゃらない、しかし、そういう中で、ほんと

うに役立たないのは切り捨てる、そういうことを言っているのではありません。ばかばか死ななきやなならないというような、こういうような観点に立って、実際は公然と発言している政治家だつてあるのです。死ななきやなならない。こういう者は社会のじゃまだ、日陰者だ、こういう形ではこの問題は絶対に解決しないですから、つまりそういう点では意識の改革が必要なんです。もう根本的にこれは社会の意識の改革、それから国民の意識の改革が必要だ。何より先に、文部省自身がこの意識の改革をしなければならぬと思ひます、どうですか、宮地初中局長あたり先立つてやらなければならぬでしょう。先ほど見ておりました、一あなたはいくらに聞かなければ何一つ答えられなかった、あの姿を私は見ていて、実は胸が寒々とした。少なくともこの問題は重要施策の一環だと大臣は言っている。そうしたら、さっき言われるくらいのこと、これは常識なんです。ところが一々聞かなければならぬ。うしろのほうでは大混乱をやつてひっくり返したり、そうしなければ答えることができないのです。その姿は何よりもそれを物語っている。口先だけで何といつてもだめです。政治は口先ではないのです。その局にいられる局長のこれに対する見解をお聞きしておきましようかな。

○政府委員（宮地茂君） 私ども行政を進めてまいります場合、いま先生のおっしゃいましたような点でいろいろの努力の足りない点も率直に反省しなければならぬ点もございします。しかし一面には、努力をいたしてそのなお実りがないことを痛感しつつ、また先生の御意見等も参考に今後とも積極的に教育行政を推進していきたい。とりわけ特殊教育につきましては、先ほど来申し上げておりますように、教育の機会均等という趣旨から文部省としても努力していきたいという考え方を持っておりますが、今後一そう努力してまいりたいと思ひます。

○岩間正男君 マンネリで、通り一べんで、どうもどこから言っているかわからない。腹の底から

言っているような感じがしない。したがって、人を感動させないのです。あなたたち長い間、行政面でそういうことになつてきたかもしれぬけれども、生きた人間ですからね。だから、ほんとうに聞くとわかるのです。私たちも相当人に触れてきておりますからね。ことばの調子にうまくつづりを合わせて言つただけではだめです。何よりもこれについても少しやはり真剣に取り組まれる必要がある。どうでしょうか。就学猶予・免除の規定ですね。これは学校教育法第二十三条を根拠としておりますが、現行法では、「病弱、発育不全その他やむを得ない事由」の三項目を条件にしているようです。調べてみますと、この条項が法律体系にのぼつてくるのが明治十九年の四月十日、勅令第十四号による小学校令の一部改正、この中で「疾病、家計困窮、その他止むを得ざる事故」によつて、就学義務の猶予を規定し、明治二十三年、三十三年、それから昭和十六年の改正を受けて、この昭和二十二年の学校教育法制定へと、こうつながつていっているわけですね。この年度を見ますと、戦前は日本の帝国主義的政策遂行の前夜にいつも改正されているというのが特色なんです。これははっきりそういう形が出てきております。一貫して国家権力が国民に課した義務教育を猶予する、または免除するという形で国民教育権の立場をとっていない。しかも、現行憲法は主権在民であり、第二十六条に示しているように、教育を受ける権利は国民のもので、猶予するとか免除するとかいつて上からの行政権を施行する、こういうものはむしろ私は違憲の疑いすら濃厚である。免除するとか何とか、そんな一体高ぶつたことが言えるのか。そういうものはない。権利なんですよ。免除するというのは、これは全く命令する、上からの権力的な支配のことばだと思ひますが、どうですか。

○政府委員（宮地茂君） この猶予・免除につきましては、義務教育は子供としては教育を受ける権利がありましようし、また親としては受けさせなければならぬ義務があるという関係でございま

す。したがって、猶予・免除という規定ははずしてしまふと、権利なんだからかってではないかという点で、学校に理由もなく入ってこないという点で、学校に理由はないという点で、権利であり義務であるものを完全実施したいという点から、やむを得ない場合は猶予・免除、それではなければ学校へ行かないという点から、上から高飛車に、権利を持っておるのを猶予・免除というのはピンとはずしておるという趣旨で書かれたものではないと私も考えております。

○岩間正男君 まあ先ほど、これは坂田文部大臣の重点施策の中にもありましたように、障害を持つ子供のすべてが適切な教育を受ける機会に恵まれる、こうするためには、むしろ就学猶予というのはこれは一応ともかくとしても、免除事項というのはこれは廃止すべきで、もしも条文をこのまま温存するならば、この適用については十二分に慎重に扱って、いさくも権利侵害の事実をつくらないようにはすべきだと考えます。ところが実際、先ほど香川や愛媛の例で述べたような、そういうことがはつきり行なわれておる。これは単に香川やあれだけじゃありません。実態は免除という名前の切り捨てなんです。こういうことをさせないための保証は何かありますか、この点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) これは願ひによつて猶予なり免除するわけで、理由もなく猶予・免除がなされるわけではございません。したがって、正当な理由によつて猶予して免除しなければならぬというものがなされるわけですから、それで十分保証があると存じております。

○岩間正男君 香川や愛媛だつて正当な理由でやつてゐるのですよ、形はどうやってもつくれる。心の置き場所、姿勢がどうかという点なんです。そういう点について私は言つてゐるのです。だから、これはかばひ立ててとにかくそこをどうを何するといふような——先ほどこれは上田

さんから話がありましたけれども、もつとやはりその辺は何というか、よろしいでやらないさいよ、もう少し率直に。まあ児童福祉施設を利用する障害児については、就学猶予の手続をとらせ、また重症心身障害児施設を利用する場合には、就学免除の手続をとらせている、その事実を知つていますか、これはどうです。これはそういう実態がありますよ。これは現実の問題ですが、どうです。こういうことの実態、知つていますか。

○政府委員(宮地茂君) 私もあまり専門的なことはわかりませんが、たとえば精神の場合、IQが非常に低い、まあ教育の可能性というものは、どのようにIQが低くても教育の可能性はあるという考え方もござりますが、あまりにも重度のIQの低いもの、これは教育施設よりも社会教育施設に入れるほうがよいといったような、これは学説としてもいろいろあるようござりますが、そういったものがあることから免除者の中には非常にIQの低いものがあるといふふうに考えております。

ちなみに猶予・免除等で、たとえば免除等の中身では精神関係が一番多うござります。先ほど申しました九千七百六十一名の内訳として、精神関係が五千七百六十六、肢体不自由二千五百六十六、その他ござりますが、そういうふうなことで、社会施設に入れる、あるいは社会教育施設に入れないまでも、教育の施設に入れるべきである、議論の分かれるところでしょうが、従来あまりにも重度のIQの低い最重度の精神者には免除をしないで、社会施設に入れるといったようなことが一般的なことではござります。

○岩間正男君 そういうことが行なわれている事は認められてゐるようですが、この措置というのは法律の第何条を適用してやるといふことになりませんか、そういう法律はありますか。

○政府委員(宮地茂君) これは先ほど先生がおおげになられました学校教育法の二十三条で、「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため」云々という規定で、その判定は当該市町村の教育委員会にまかせておるといふのが現在の法律のた

てままだと存じます。

○岩間正男君 それはまあ何でしょうけれども、児童福祉施設を利用するとか、あるいは重症心身障害児施設を利用する、そういう場合にそのようなことをやっておるわけですから、これはかまわないんですか。

○政府委員(宮地茂君) 私どもとしては教育機会均等の立場から、岩間先生御指摘のように、二十三条の猶予とか、免除という規定は理想としてはないほうがよいと思つております。しかしながら、やむを得ない事情で猶予者なり免除者が決定されるということもやむを得ない事情だと思つております。したがって、免除になるということとはやむを得ないことだ、免除になりました子供が、それは言つても精神の施設としての社会施設に入っていくといふことは、これはまあ直接教育とは関係ございせんけれども、適当なことだといふふうに考えております。

○岩間正男君 とにかく乱用は困るということですね。人権侵害になるような乱用は困るということですね。それならそれをさせないだけの保証がはつきりあるか。それはないんです。それが現状なんです。私はそういう意味から教育の可能性といふことを子供の育成発達から論じないで、この子供に何を教えれば何がでるか、もつぱら教える側、あるいは国民に期待する側から押しつけた論理で教育を考えると、障害児の可能性というものは最初からもう限定してこれを見る、こういうことが起こつてくるわけですね。

ここが非常に問題です。そうではなく、現行憲法、教育基本法の立場や大臣の所信で述べられたような立場に立つなら、子供自身のしあわせを要求する内容の一つとして教育の問題を考えて、そこでは無限の発達の可能性を切り開く教育が要求されるのは当然だとするならば、いまでも教育可能な子供と困難もしくは不可能な子供として、それらの子供を保護する立場の児童福祉施設や、主として医療保障を先行しなければならぬような

わゆる重度、重症の子供といへども、教育を受ける権利を放棄してないのは当然でありますから、当然、社会保障、医療保障とあわせて発達保障としての教育を保障しなければならぬことは当然のことだと思ふ。ところがそうならないでしよう。もちろん障害を受けておるのでありますから、小学校一年生からの教育課程をなまのままで教えよということではありせん。その子供の障害の事実に基づいて、発達保障の手段は、教員がその施設の職員や医師、看護婦と十分連絡を取り合つて行なわねばならないと思ふのであります。したがって、児童福祉施設や医療機関を利用する障害児に対して、形どりの就学猶予や免除をするのではなく教育を行なうべきである、この点に対する大臣の所信をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) やはり心身あるいは精神障害、障害の方々には無限の可能性を秘めておられるわけでありまして、この点を十分考え、いたすに独断あるいは何らかの意図を持って、りっぱな教育を受ける権利が事実上無視される。そういう機会が閉ざされるといふようなことがあつてはならない。もちろんこの点については個々の面において常識が働くものと感ずてはおりますけれども、言いかえてみますれば、人間個人の基本的人権の尊厳に徹した処置が、教育界一般に行なわれるように配慮をしていかなければならない、こう考えております。

○岩間正男君 これと関連して、最近、訪問教師制度をとつてゐる果もあるわけですが、ここでも就学猶予・免除の手続をとられた子供でないと訪問しないという、そういうやり方をしているとありますが、そういうやうな、障害児教育を保障していく橋渡しとして、すなわち教育権保障の一環として運営するのは当然だと、こう考えるべきであります。この点いかがでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) いわゆる家庭訪問教師といったような形でやっておられるのは、二十二ばかりの都道府県でやっておられるようござります。ただ、制度上、国としてそれを、たとえば教

職員の設定法とか、その他いろいろな諸規程で制度として国としてはまだそういうものを規定いたしておりませんが、それぞれの市町村、県等でおやりになられ、十分な実があられば、私ももうそういうことも一つの方法であらうということで、先ほどの委員の御質問にも、十分調査して前向きに検討したいということをお答え申し上げましたが、あわせて猶予・免除者についてそういう制度をするか、あるいは猶予・免除なり、在籍しておるけれども長欠といったような形のものにもやっと思ひこたない。むしろいい面もあるのではないかと思いますので、いま直ちに御質問に端的にお答えできませんが、猶予・免除者なり、在籍しておる子供なり含めまして、この問題につきまして前向きに検討したいと考えております。

○岩間正男君 養護だつて悪いどころかいわけでしょう。ところが人が足りないからやむを得ずやっているんだと思いますが、そういう点でほんとうにこの制度というものはもっと充足してやっっていく、こういう考えはありますか、重ねて。

○国務大臣(秋田大助君) 前向きに検討してまいりたいと思ひます。すなわち一人の方であらうとも、その基本的な人権を尊重し、かつ教育を受けるにおいて平等でなければならぬという精神の徹底を期する上からでございます。

○岩間正男君 いろいろお聞きしたいことがあるのですが、これは沖繩の風疹の問題について——これはあとで聞きます。その前に、われわれ党としてこの問題について見解を持っているわけですが、これについてどうお考えになるか、大臣のお考えをお聞きしたい。私たちも障害者施策というものがあつたのですが、基本的には、差別的な教育をやめ、すべての障害児が正當に教育を受けられるようにする。この原則は承認されますか。

○国務大臣(秋田大助君) 当然のことであらうと存じます。

○岩間正男君 それじゃ具体的政策について述べましょう。すべての障害児が義務教育を確実に受けられるように、現在の障害別の学校制度を改善

し、必要に応じて寄宿舎に入れるようにします。また普通学校の障害児学級も十分ふやし、行き届いた教育を受けられるようにします。それから精神薄弱児、肢体不自由児、虚弱児の教育の権利を保障するために養護学校を直ちに義務設置制にします。それからすべての障害児がその障害の程度にかかわらず、補聴器などの使用や早期からの治療、訓練、集団教育などで能力の発達を保障されるようにします。これをまず第一に私たち考えているわけですが、この点いかがでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) ただいまお述べになりました内容全部をいま直ちに実行に移し、実現をするということは至難な面があるかと存じます。が、そういう点を努力目標といたしまして、先ほど来から申し上げている精神によりまして、これらの方々の教育に意を用いてまいりたい、その充実を期してまいりたい、こう考えております。

○岩間正男君 第二に具体的措置として、幼稚園、これは障害児の幼稚園を増設し、三歳児から入所させて保育できるようにし、八時間以上の保育もできるようにします。また高校、大学入試などの差別をやめさせ、高校、大学への進学の道を保証します。これは先ほど大学の進学の道についてはお話がありました。この幼稚園のほうはこれはどうでございますか。

○国務大臣(秋田大助君) その点につきまして、先ほど来質疑の中においてあらわれした政府の意図を十分おくみ取りくだされ、先生がお述べになりました内容の実現を期して、われわれが漸進的に進んでおるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 第三に、これは障害児の通学の便宜をはかるために、近くの駅など必要な場所に通学バスを配置し、また介助職員、これは先ほど問題になりましたが、これをふやし、そのための父兄負担はなくなります。こう考えますが、これはどうでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) その具体的な問題になりますと、そのところは父兄の負担一般を軽減す

ることは当然考えていかなければならない。具体的なバスの問題等につきましては、ひとつ検討させていただきますと思ひます。

○岩間正男君 父兄負担に対する調査は、文部省でございますか、現在具体的に障害児について。

○政府委員(宮地茂君) 父兄負担の調査は文部省でいたしております。

○岩間正男君 これは実態をもう少しつかむたい。これは開きがあるんじゃないかと思ひます。が、まあ資料をいただいてから検討します。

第四に、在宅障害児のために家庭訪問教育制度をつくりたい。これは先ほど出したわけですが、これをもっと制度化してやるお考えがありますか、どうですか。

○国務大臣(秋田大助君) 前向きに検討してまいりたいと考えております。

○岩間正男君 第五に、教育内容と教育技術を高めるため、都道府県ごとに障害児教育センターをつくる必要があると思ひますが、こういうことを私たちは主張しておるわけですが、いかがでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) これも検討させていただきます。

○岩間正男君 こういうものと結んで初めてこの研究所というものはほんとうに生きてくるんじゃないですか。有機的な結合を持つ全国的なそういう機構体制ができるんじゃないですか。いま、とにかくつくってみようというので久里浜につくられているわけなんです。しかし、やはりもっと体制をやっぱり考える必要がある。これはわれわれの政策ですから、ここで時間の関係から議論をすることは避けませんが、私の質問の中にも幾つかこういう問題を含めて議論をしてきたつもりであります。

これと関連して風疹の問題をお聞きしたいのです、沖繩の。その前に、これは基本的な問題でどなたかに——やっぱ大臣にお聞きしたい。沖繩の返還が間近になり、御承知のように教育の公選制をとっているわけですね。ところが、これは本

土並みだということでは任命制になる。本土は非常に私はぐい悪いと思ひます。こんなものはうまくないと思ひ、任命制は。任命制にしようということについては、最初は経過措置をとるんだといううなことを申し上げておりました。ところが、これは相当強硬な意思があつたと見えて、坂田文部大臣がわざわざ沖繩まで出かけていって、そしてこれは本土並みだということ、公選制じゃなくて任命制だ、こういうことになつたやうであります。これは実情に合うのかどうか。私はこの点で沖繩に何回も参りました。昨年の六月に私は八重山まで参りました。宮古にも参りました。八重山でこういう実態を聞いたのであります。これは関係者の脳裏に刻み込んでいたのだと思ひます。とにかくこれは本土で二、三年前まで高校の先生をやつておつた先生が八重山に行つて、いま高校の教員をやつておる。この人が懇談のときにつくづく漏らした。本土の教育は暗いと言ふんだ、沖繩より。この原因は何か。これは教育に対する自主性の破壊だ。任命制です。こういう実態はつきりした。私はそれから宮古にも参りました。宮古に参りましたら、やはり教育関係者がこう言つたですね。ここで、強引にまた本土並みというごまかしで任命制にされようとしている。これは全く沖繩の民主的教育を奮うものだ。長年の異民族支配の時代よりも本土に復帰したら教育が悪くなる。こういう事態を考へることができると言つて、つくづくと声を大にしてこの教育関係者は私に訴えた。この点をどうお考えになりますか。いま復帰を前にして、この教育問題は非常に重大な問題を持っていると私は思ふ。これはただ一律本土並みでいいんですか。むしろ本土こそ変えたらどうですか。公選制に戻すべきだ、教育の自主性ということをお考えなれば、とにかく任命制になつてからのこの十数年というものは、日本の教育はどんなにひんまがつてきたか。これは池田・ロバートソン会談以来の日本の実態を見ればはつきりしている。どうお考えになりますか。これもまた沖繩にこのようなしわを寄せますか。

○國務大臣(秋田大助君) われわれを取り巻く教育が暗いかわる、われわれは明るいと思つておられますけれども、先生のいろいろ御所見は拝聴いたしておりますが、これ以上議論をいたそうとは思いません。しこうして、沖縄が本土と同じく同じ施政権のもとに返ってくるわけでございますから、教育行政につきましても本土とともに歩むということにおいて私は差しつかえないと思う。先生は、これが暗いから、本土並みになることは沖縄にしを寄せ、これを暗くすることになるとお考えになっておられるようでありますが、私はそういうふうにお考えにならないわけでありす。

○岩間正男君 まあ、実態をあげて議論をし始めれば一晩中やらなければならないのですが、もうこれでやめますが、ただ異民族支配時代より悪くなる、こういうふうにお思つておられ、事実そういうふうになると、私はそう思うのです。沖縄ではとにかく安条約について議論することができるとです。子供たちは討論会を開いたこともあるんです。安条約の発効した六月二十三日に小学校から中学校、高校までこれをやるのです、これが保障されている。とにかく沖縄は米軍の支配の中と言いつつこれがやれる。日本本土ではどうか。たどころに首でしよう。こういう事態になつていないんですか。小学校で子供に安条約の討論をさせてごらんない。日本本土の教育の実態はわかるでしよう。異民族支配の時代よりも教育が暗くなつて悪くなるということが考えられるだろうか。これぐらい私の胸に刺さつたことではない。しかし、これについてはお聞きをしても同じような御答弁でしうから、これはあなたたちの胸にちゃんと入れておいてください、いいですか。初中局長どうです。特にあなたにお聞きしておきたい、いかがですか、いまの問題。

○政府委員(宮地茂君) 教育委員の公選任免、この問題につきましては、本土でも終戦直後は公選でございました。いろいろな経験を経て任命制にしたほうが民主的でもあるし、教育の政治的中立

を守ることになるし、さらに教育行政と一般行政の密接な調和を保つこともできる、経験に基づいて公選から任命に変わったわけでございますが、しかし、この任命につきましても考え方の相違で、やはり選挙がいんだと言われる方もおられるのも事実であります。しかし、私も経験に基づいて、少しでもよい行政を行なうためには任命制がよいということでも三十一年度に変わったわけでございます。その扱いにつきましては、先ほど大臣がお答えになりました。

次に、いまの安条の問題について、沖縄では自由だが日本では不自由だという点、私もそういつた政治的な問題に限りませす、やはり教育といふものは子供の心身の発育に依つて行なうのが教育である。大学生に教えるようなことを小学校に教へても、これは決して教育になりませんし、まあ、いろいろな観点から、心身の発育に依つて教育をする。で、政治教育は大いに尊重する必要があると思ひます。しかしながら、具体的ななまの問題をどのように子供に教えるのが、はたしていうところの政治教育をつけさせるための政治教育になるか。これにつきましてはいろいろの経験にもかんがみましてやつておるわけでございます。一がい安条問題を学校で云々したら、すぐ何とかなるといつたような権力主義的な行政はいたしておりません。

○岩間正男君 あなたはそう言われるが、反駁する材料はたくさんありますよ。あなたもとにかく行つてごらんない。基地の中の沖縄——沖縄に基地があるんじゃないです。基地と基地の間に沖縄がある。そういう中で朝晩の爆音を聞いている。目の前で見ていられるんです。生きているんだ。これが教育の材料にならぬですか。そういう中での子供に対して平和を教へておつたて——それはやっぱりわれわれの当面する現在の状況を認識させるというのは当然の教育でしう。再び戦争を起こさないために、敗戦のわれわれのあの時代の悔いがあるでしう。だから、そういうふうな、いまあなたの言われた、あなたのいまの答弁

が全く何よりもあなたたちがここ十数年やつてきた教育の実態を語つていますよ。しかし、ここで議論する時間の余裕はありません。次に進みます。

お聞きしたいのですが、沖縄における障害児の教育について、三質問したいと思ひます。

まず第一に、沖縄における障害児、障害児教育の現状はどうなつていますか、これをお聞きします。

○政府委員(宮地茂君) 沖縄では盲学校が二校、ろう学校が二校、養護学校が四校、小中学校の特殊学級が百八十二学級設置されております。本土と同じように、これらの学校におきまして特殊教育が実施されております。詳細が必要でございますれば、もう少し詳細申し上げますが、概要はそういうふうになっております。

○岩間正男君 「特殊」学級はどうですか。小・中で学級数と人数を言つてください。

○政府委員(宮地茂君) 特殊学級は小中学校で百八十二学級でございます。

○岩間正男君 人数は。小学校百四十六学級、中学校六十学級じゃないですか。小学校千八百五十九人、中学校五百六十一人、違いますか。

○政府委員(宮地茂君) 説明員でよろしゅうございますか。

○説明員(寒川英希君) いま局長が申し上げた学級数でございます。児童生徒数につきましては、資料持ち合わせませんので、後ほど。

○岩間正男君 これはあとで資料を出してください。

風疹学級というのは七一年度から新設されたはずですね。これは何学級ありますか。

○政府委員(宮地茂君) 風疹の特殊学級は四十六学級でございます。

○岩間正男君 これも私たちの聞いているところは四十九学級、それからろう学校の幼稚部が四学級ふえて、こういうふうになっているわけですが、これもよく調べて出してください。

それで、総理府から見えてきますね、どなたで

すか、対策庁長官ですか——それじゃ、対策庁長官にお聞きします。

一応障害児なども整つていよう、本土のおくれた県よりは整備されていると言へるようでありますが、特に風疹障害児について総理府にお尋ねしたいと思ひます。琉球政府厚生局の資料によりますと、一九六四年後半から六五年前半にかけて、沖縄全域で風疹が流行し、六九年一月、日本政府の派遣した検診班の検診の結果、受検児童数五百五十五名中、三百六十名が風疹障害児と言われ、先天性心疾患五十二例、先天性白内障二十八例、風疹による聴覚障害児三百三十九例、特に心臓、聴覚、視覚の三重障害児が二十一例もあると述べています。以上の調査結果は総理府にも報告されていると考えられるので、その後、風疹対策の特別措置として、教育医療の面にどのような援助措置をしたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(岡部秀一君) ただいまのような状況でございますので、さらにその後精密な検診班を派遣をいたしましたのであります。その結果、心臓疾患児童で、早急に手術をしなくてはならないという者が五名、それから少し時期を待つて手術すべき者、それが十九名、それからなお経過を観察してから処置をきめようというのが七名、こういう状況でございました。そこで、そのうち早急に手術を要する者五名、これを九大付属病院に収容いたしまして手術を行ないましたが、全員経過良好でございまして、退院をいたしまして沖縄に帰りました後の経過も、全員発生することなく、経過良好であるという報告が参つております。教育対策といたしまして、財政援助によりまして、昭和四十五年度では琉球政府の設置した風疹障害児の学級に対しまして設備、備品費、これを九百二十七万円計上をいたしております。さらに本年度は、来春これらの児童のうちで学齢に達する障害児がございまして、教室建設費一億二千万円を計上をいたしております次第でございます。

○岩間正男君 これは私たちお聞きしているのと

そうこうで張りつづけると推測したと。こう言われております。普通の子供でも、わんぱく盛りの子供で、しかも耳が聞こえない子供を視覚だけで束縛してことばを教えようとするのは無理な話ですね。よそ見するのは当然の子供の姿であらうで、また補聴器はなれなれのものには苦痛ばかりし、いやがるのは当然であつて、これにばんそうこうで張りつづけるとは、人間が補聴器を使用する原則ではなくて、補聴器に人間をくくりつけるよな結果になるのではないか。また派遣指導員間

に何の連絡もないにかりか、それそれ無能が盛
て、前任者の指導どおりやっている、後任者が
まるで違ったことを指導する。それではという
で、その方法を学んでいると、三カ月たつとまた
かわるというのではどうしてよいかわからないと
言っているんです。先島の離島から夫婦別居し
て子供のためにつき添ってきている母親もあり、中
には通学付き添いのために失業して、いま借金に
苦しんでいる母子家庭もあるわけです。これらの
父母はことばの教育だけでは要らない、人間とし
ての教育をしてほしい、こう言っていますけれど
も、今後どのようにに父兄たちの願ひにこたえられ
るおつもりか、これを聞きたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 本土から派遣しました指
導員に対して非常に評判がよくないということを

ましてはそのようには聞いておりません。なお、派遣いたしました教師は、大体、風疹児は聴覚障害を起しておりますので、本土の主として、ろう学校のいわゆる経験豊かな先生を派遣いたします。

した。なか、そういう聴覚障害の教育よりも人間教育をといった御要望ということですが、これは聴覚障害ということと、その道の専門の先生を行かしましたので、社会科学を教えるとか、歴史を教えるという意味で派遣したわけではございません。

○岩間正男君　その実態をこれは調査をされる必要がある。せっかく派遣されて、それが効果をあげない。やはり向こうの実情というものを知らない。

くちやならないし、そういう上に立つてよほどとけ込んだことをやらないと、せっかく派遣したものが、仏つくて魂入れずというような結果になりかねない。だから、いまの御答弁ですが、私はこれは文部省に、評判が悪うございまして報告する人もないわけですから、やはりもう少しその辺は気を入れてやってもいい、こういうふうに思うわけです。

次に、ろう学校は新たに学級増を行ない、また聴覚障害児福祉センターに運動場を割愛したため運動場がとられてしまった。現地では付近の地主と折衝して約三千坪の用地を確保したが、購入費が足りないという困っている。七千二百万ばかりの金ですが、特に風疹対策という特異な条件に対し、特別に援助金の中で考慮するとか、これは援助してもいいのじゃないかというふうに思うのですが、この点いかがでしょうか、お伺いいたします。——これはどこですか、風疹児教育ですから文部省でしょうか。ろう学校の新設ですから、どうでしょうか、この問題まだ出てきておりませんか。

○政府委員(宮地茂君) 私どもは聞いておりません。

○岩間正男君 さっそく調査してこれに対する対策をお考えになれませんか、どうでしょうか。

○政府委員(岡部秀一君) 文部省とよく連絡をいたしまして調査をいたしてみたいと思っております。

○岩間正男君 それは文部省いいですね、異議ありませんか。

○政府委員(宮地茂君) 具体的に承っておりますので、何という場所か聞いておられますが、まあ対策庁で音頭をとられるべきと思いますが、文部省は退くわけではございませんけれども、一応対策庁のほうがよく御相談いたしたいと思っております。

○政府委員(岡部秀一君) 失礼いたしました。ちょっと御質問の点を感違いいたしておりましたのですが、聴覚障害児につきましては、南方同胞

援護会の事業といたしまして、沖縄聴覚障害児福祉センターというのを設けましたが、そのお話だと思えます。それは本年の一月に落成いたしております。これに医師、聴能訓練士を派遣いたしまして、いろいろの事業の助成をはかったということになっております。なお、今後これらの者に対しては琉球政府と連絡をとって指導をしてまいりたいと思っております。

○岩間正男君 とにかくその用地を、校庭が取られたので用地を確保したのが、金が足りない。七千二百万ばかり足りないのだから、こういうことでは、沖縄の財政では非常に苦しいから、これについてやはり考えてほしい、こういうことなんですか。

まあ風疹そのものは風疹ウイルスが原因で流行することもあります。一九六四年の沖縄における風疹の大流行は全く特異なもので、いままでと事情が非常に違っている特異な性格を持っているのです。その前年にアメリカ北部州で大流行し、直後に沖縄に輸入されているのは、アメリカ占領者の不当支配が公衆衛生の不備と関連し、全くの基地災害と考えられるものであります。特に母体は全治しても、その体内で息づいている無抵抗の胎児に一生ぬぐうことのできない先天障害が加えられることは、全くこれは許すことのできない犯罪行為と言わなければならない。沖縄の本土復帰の陰で泣いているこれらの子供たちの無言の怒りに、われわれはほんとうに真剣にえりを正して考えるべきだと思います。こういう例が非常にあるわけですね。これは米国の災禍が入り込んできたのです。しかもこれを現地で背負わされるといふことになったのではこれは話にならぬ。だから、形が全く似ている。これは米国で大流行したあとに持ち込まれてきた。こういう実情はお調べになっておわかりだと思っております。いかがですか、対策庁長官、どうですか。

○政府委員(岡部秀一君) まあそういう点は、私、専門でないから存じておりませんけれども、そういう点いろいろ含めまして、検診団を派遣をし、さらに精密検査班まで派遣をいたしておるという状況でございます。

○岩間正男君 その結果をほんとうにこれは明らかにして、そうしてこれに対して、全くこれは沖縄県民のあずかり知らないところでこんな災害が行なわれているのでありますから、このような戦時災害みたいなこういうものについては全面的に国が補償する。まあ米軍が補償すべきで、ほんとうはこういうものなんかもこれは請求権の対象になるべき問題なんだけれども、こういう問題が明らかにされないままにこれは返還をされた。これはどうしても政府がこれに対してはつきり補償に任ずべきだというふうに思うのですが、この辺はどうですか。

○政府委員(岡部秀一君) まあいろいろと原因を詳しく調べないと、それがどの責任に帰すべきかということばかりはわかりませんけれども、実地調査の結果において、本土政府で責任を持つべきものである、国で責任を持つべきものであるという結果が出ますれば、当然、国といたしまして措置をいたしたいと思っております。

○岩間正男君 まあとにかくこの措置をどういふにしようか、とった結果については報告してもらいたいと思っております。

それで、風疹の問題はひとまずこれで終わりますが、最後に私は、もっとお聞きしたかったのですが、定員外の問題、これはこの中心課題にならないで全部集中してあとでやるということになっておりますから、まあ簡単に、ほんとうにその点簡単にこれはお聞きしたいと思っております。まあ二年前の総定員法のとときに佐藤総理が当委員会に呼び出されたわけだ。そうして、全国的にこれは数万の定員外という問題が、これは北海道の開発とか、文部省とか、そういうところで問題が指摘されて、非常に大きな論議になったわけでしょう。佐藤総理はこの問題について調査して善処しますという答弁をしているわけですね。この問題はもうすでに三年ほど前から閣議でも問題になっているんだ、だから当然いまままで調べたと思っただが、

実際はまだ調べていないのかというようなことばまで残して、それで調べると、こういうことだった。ところが、まあきのうも論議されたのでありますけれども、この調べた結果はどうかというのと、全く何もいんだというかつこうで、この問題が実際にははぐらかされていると思うんですね。しかし、実態はどうかということが最大の私は問題だと思っております。実態はどうなんだ。それで、それがいま文部行政の中ではつきりこれは出てきている、大学における定員外の問題というのはつきり出てきている。いずれ当委員会にこの実態は報告される、こういうことになっている。で、私は総定員法というのは、まあわれわれは賛成することはできなかった。あんなしやくし定木でばち切り切る、それで定員を押える。しかし、実際はその結果たいへんなこれは国民生活に対するいろいろな不利益なことを与えました。たとえば看護婦さんの非常に数が問題になっている、国立大学における看護婦の問題、あるいはまた気象庁の人員をとにかく百人以上切った。あるいはまた航空管制、そういうところで非常にこれはやっぱり不十分なことが起こった。そして一番数からいいますとも多いのはこれは文部行政、こういうところになっていくと思うんですね。これはどうなんですか、一体、文部省でもこの実態がなまのまま報告されていないんじゃないか。とにかくばつとやる、整理の刀が動いて、その方針のもとにとにかく翼々としてると、こういうかつこうなんだと思うんですね。どうもさっきの予算の話もちょっと質問やっただけですけれども、どうもそういう問題、上から来たのは金科玉条、その中のワケ内の措置しかやらないのが大体いまの官庁のやり方で、そのためにたいへんないろいろな被害が起きている。農学部の問題が起きました。ここでも論議されました、時間かけて。そのほかはどうですか、こういうところで実態、そういう問題どれだけつかんでおられるか、それは局長の認識の程度が非常に問題です。まあ荒木長官がきょう見えていないから、荒木さんにはんとはこれはば

つかりたかったですね。これ、どうつかんでるんだ、知らないふりしてほかをしておつたんじゃないかと思うんですね。総定員法といえども、実際は必要な、ことに国民生活に必要な、あるいは一國の学術や教育、そういうものを進める、文化の発展、そういうものに必要なら、そういう長期的な目から見て必要なもの、そういうふうなものについてはどうしてもこれは要するところには要するんだ。そこをほんとうに実態に即応した、そういう態勢をとるんだという原則を私は確立しなきゃならぬと思う。あれはもうとにかくうまくいったんて言っていますけれども、それはうまくいっていませんよ。いっているというのは、あなたたちのやったほうの立場からそう言っているにすぎない。はつきりしています。だから今日のいろいろな問題がたぐきん出てきている。だから、この原則についてこれはお聞きしたい。私たちは総定員法に反対はしたが、あのときこれに關係した者として非常に責任を感じている。どうなんですか。

○政府委員(河合三良君) 定員外職員の問題につきましましていろいろ御意見をいただいておりますが、この職員の現状につきましては、一昨年から昨年にかけまして実態調査を各省庁にお願いいたしました、その結果につきましては先日御報告申し上げましたが、各一般行政機関、国立学校につきましましては、四十四年度、四十三年度に十一月をこえる任用期間のありました臨時職員が約四千二百名ほどおりました。そのおのおのの者につきましましては、勤務状態につきまして、年間に仕事の変わる者、あるいは勤務の官署の変わる者、あるいは一年または数年の間に業務の変動が当面予想される者というものに該当するということから、この中で増員によって定員化を行なう必要のある者はないという結論に達しております。また、総定員法の運用につきましては、これは従来からも申し上げておりますが、必要なところには必要な増員を配置する、また行政需要の消長に応じてその人員の割り振りを行ない直すということ

が可能になりますように、総定員法の御制定をいただいたわけでございますが、その趣旨は厳としてこれを守っていかねばならないというふうに思っておりますので、行政需要の要請に応じまして、定員の移しかえも当然考え、必要なところには、これは必要な人員を配置するという考え方で対処していくというところでありますし、また、いく所存でございます。

○岩間正男君 それじゃ、その必要などところに配置したのを、去年からことし、この数を知らしてください。それで調べてみるはかばかしい。あなたたちは、ほんとうにことばでだけ言っているのじゃ困るんです。文部省でもいろいろ言っているに必要などということになるだろうと思う。そうじゃないのです、実際、研究面の中でくずれていっているところがある。そうして全く定員外で何して、ほんとうに人権無視の問題が、ずいぶんここで時間をかけて論議がされた問題が出てくる。それだけじゃない。日本のいろいろな大切な科学の研究というものが継続的になされないという面が、だいたいそういう問題が出てきているのです。しかし、ここで詳細をやる時間、許しません。私は農学部の問題が出ましたが、ここに東大宇宙航空研究所の実態、これは私たちが何回もお聞きをしたのですが、この実態はあなた御存じないでしようね。これは文部省にいまお聞きしたから、ちょっと気の毒だ、事前に通告してなかった。これは私のほうから申し上げますよ、時間の関係もありますから。定員ですが、この宇宙航空研究所です、これが定員内の職員が二百三十五人、そうして定員外が二百二十九人、計三百六十四人です。これは四十五年の十月一日現在の調べであります。定員外が四五〇%を占めている。それで、その構成を見ますと、これは定員内の教務技官が七人、それから定員外教務補佐員が五人、技官が百十八人に対して技術補佐員が五十四人、事務官が八十四人に対して事務補佐員が五十一人、技能員が六人に対して技能補佐

員が七人、用務員が二十人に対して臨時用務員が十二人、そうして定員が二百三十五人に対して二百二十九人が定員外、先ほど申しました五〇%のこれは定員外、こういうことになるわけですね。定員外職員は、ただでさえ劣悪な公務員の労働条件、研究条件よりさらに悪い条件に置かれていて、例をあげましょう。たとえば病氣休暇、生理休暇、特別休暇、産休は適用がないのです。退職金、これは何年勤務しても、一年ごとに雇用が打ち切られるので勤務年数の積算がなく、しかも一年ごとに出来る退職金も、定員が一年勤務して整理退職となった場合の四分の一、自己都合の場合はそのさらに半分、〇・三カ月分しかこれは出されない。第三には、共済組合に加入できない。扶養手当もない。こうした悪い条件のもとで、定員内職員と変わらない仕事に携わって、日本の日の当たる、いまの何とか産業というのに当たる研究になるのでしょうか。そうでしょう。ところが、そういうものの中に働いている人の五〇%は、このように形で充足している。それで、日本の一体そういう宇宙科学技術の発展などということが望めますか。これはどうなんですか。これはまあいままさに資料はございませんでしようが、この問題、やはりあらためて調査してみることがある。これは一つの研究部門で、たくさんこういうところはあるわけですね。私は特にこの例として、しかもいま目の目を見ていようというミサイル、そういうところの技術、こういうものによってささえられていく。これで日本の科学技術が進みますか、どうですか、どう考えるのですか。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま御指摘のございました東大の宇宙航空研究所の実態につきましましては、私も手元に資料がございませんが、御指摘のとおりかなりの非常勤職員がおられるものだと思います。これはやはり臨時的季节的な業務に従事するものとして東京大学当局が任用したはずでございます。しかし、一方、現在の定員で宇宙航空研究所の業務が十分に遂行し得るかどうかと、いうことにつきましては、これはあるいは問題が

あろうかと思いますが、実情を東京大学当局から聴取いたしましたので、必要な人員につきましましては今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えます。

○岩間正男君 さらに勤務年数が四年以上の人がここで五人いますよ。それからロケット打ち上げ実験業務における定員外職員の実態はどうなっているかという、第一に、M-4Sクラスの大型ロケットの場合、これは百二十名の職員が東京から鹿児島県の内之浦へ出張して、そのうち約三十名が定員外職員で、定員内職員と同じようにロケット打ち上げ業務の重要な役割りを果たしている。第二に、K-9M、カップです。カップはラスの中型、小型ロケットの場合約五十名の職員が東京から出張して、そのうち約十五名が定員外職員。第三に、鹿児島内之浦にある宇宙空間観測所の職員は二十二名全職員が打ち上げ業務及び建物設備などの保守の重要な役割りを果たしている。これは十三名がこのうちの定員外職員である。そのようにロケット打ち上げ業務にも定員外職員が多い。実際の現場第一線です。この役割りも重要であり、これは欠くに欠かせない存在といふべきだ。こういう人が定員外によってまかなわれているという、こういう事態というのはこれは考えられますか。しかも危険を伴うロケットの打ち上げ業務に従事しながら、万が一がや病氣をして入院したら、遠い出張先で心細い思いをするだけだ、入院中の日当、宿泊費は返納させられる。日給はその間支給されない、こういうことです。御存じですか。脚光を浴びているロケット打ち上げ業務はこうした状態に置かれている。これが日本の総定員法下における科学行政じゃないですか。国民のために役立つつよりよい正しい科学研究の成果をあげる上で重大な問題になっていると思う。定員外職員は事務上、研究上の必要性から見ても人数から見ても宇宙航空研究所を支える重要な構成員、この人、これなしとしてごらんない、たいへんなことです。研究所の存在を事実上握っているといつても過言ではない。こう

した重要な構成員である定員外職員の身分を安定させ、待遇を改善することは、研究業務に励むためにも、ひいては日本の宇宙開発などの科学研究の正しい発展のために必要な問題だというふうに思うのです。私は多くはあと申しませんが、こういう問題がこれは相当多いわけです。ことに国立大学の研究所なんかはこういう実態が非常に出てきている。これはたくさん例をあげることが

りしているのは、そういう実態からくるのじゃないですか。その責任を管理庁負えますか。

○政府委員(河合三良君) ただいまの御指摘のような点につきましては、処遇改善につきましては、これは定員化あるいは増員という問題とは別途に、関係省庁において検討をしていただいているところでございます。

○岩間正男君 そんな、なま血が通っているのですよ。いまのようなやり方をされちゃたまりませんよ。とにかく、あまり大のこざりでもって統一してばつとやっちゃってしまつて、あとのことは野となれ山となれ、そして調子だけ合わせて、調査の様式というものをあなたたちの目的に合うようにつくり上げて、そうして資料がで上がった。それが当委員会に出されたつて、われわれはつんぼさじきにおるわけではないのですから、こういう実態はもう各党でも、野党間でも問題になっているところですから、これは意思統一してやります。私はそういう意味で、この問題はあとに残してやりたいと思つて、荒木長官もきょうは本会議に出ておつたようだから、病気がなおつて出てきたようだから、これはやる必要がある。

よつてもきわめて不十分不徹底である。これの拡充、強化をはかつていく、第三点は、養護教育を終えた者が専門教育、大学と進学の道を開き、一本立ちで社会に適當な職業を得て生計が維持できるようにするための対策が欠けておる。これを整備していく、第四点は、多様化し、そして行政需要拡大に対応する文部省の、なかならず大学行政の面において一日雇用というがとき非人道的な非常勤の人々の定員化を、条項を削除して一人前の公務員として、その権利、身分、待遇等を保証していく、こういった問題について十分ただしたかった。あえてこれ以上申し上げませんが、この点についてはとくと、臨時代理とは申しながら、たいへん御苦勞さんですが、御同感であらうと存じますので、十分御善処をいただきたい、そのことだけはかと申し上げまして、別に御答弁はけつこうであります。十分御了承をいただきました、かように存じます。そういう意味におきまして、私やりますと二時間近くかかりますので、まだ今後の日程等も協議しなければなりません。また、本日、本法案を採決するという日程もござい

○政府委員(河合三良君) ただいまのような御指摘がございましたので、一昨年来調査をいたしまして、かくのごとき結果になりました次第でございます。ただいま御指摘のロケット打ち上げの職員につきましても、業務の内容の重要性とはまた別途の見地から、この要員が短期的なものであるか、あるいはまた長期的なものであるか、そういう観点から見ました場合に、これは業務の内容のいかんにかかわらず、臨時的な採用でやっていただくのが適當な仕事もあるわけございまして、そういうものにはこれは臨時職員をもつて充てるといふことが適當かというふうに存じております。

○足鹿寛君 一言、これは大臣に対する御質問ではございせんが、先日、当委員会においては熱心に審議を続けてまいりました。私も、坂田文部大臣が御病氣でありますので、臨時代理の秋田自治大臣にお尋ねしまして御迷惑の点が多からう、かように考えまして、十数項目にわたる大臣の御所信のほどを承る問題は本日は全部割愛をいたし、時間も過ぎておりますので省略をいたしますが、要約するところ、このあとで行なわれま

○委員(田口長治郎君) 他に御質問はありませんか。――別に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。暫時休憩いたします。

○岩間正男君 たくさん例をあげたけれども、四年ぐらゐ実際は同じ仕事をやっているわけですから、同一労働、同一賃金から考へたつて、これはこういう原則は許されないわけですから、実際はこんなことがいつもあるのです。それで、あなたたちは、言わせるという、いまのような言い方をされるわけですから、おきまり文句なんです。耳にたこができるほど聞いているわけですから、しかし、実態は解決されない。こういう四年も勤続した人、病氣をやるという、そういう費用まで出させられる。そんな安定のないところに科学技術も何もないのじゃないか。内之浦のロケットが失敗ばかり

○委員(田口長治郎君) 他に御質問はありませんか。――別に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。暫時休憩いたします。

午後十時五分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和四十六年六月十四日印刷

昭和四十六年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局